

奈良教育大学

外部評価報告書

平成19年3月

国立大学法人奈良教育大学

外部評価委員会

はじめに

このたび、奈良教育大学は、外部評価を実施し、その成果を刊行することになりました。実施にあたり、認証評価機関の独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）の評価を受けるべく、機構の設定した「基準」とその細分類の「観点」に沿った自己評価書を作成いたしました。

認証評価は、「教育の質の保証」を点検しますので、今回の外部評価は本学の教育体制や教育活動に関して外部有識者の御指摘や御提案を賜る機会となりました。機構の認証評価では、11個の基準と104個の観点が掲げられておりますが、教育と多少関連が薄い「財務」及び「管理運営」の基準は外部評価の対象外といたしました。

外部評価は、近畿の3教育大学より、大学評価に造詣の深い1名ずつの先生方に外部評価委員に御就任いただくとともに、（本学卒業生を採用いただいている）大阪府と奈良県の教育委員会からも1名ずつ御参加いただき、5名の方々による外部評価委員会で実施いたしました。評価委員の先生方には、御多忙にもかかわらず、本学の自己評価書の綿密な点検・吟味の御手数をおかけいたしました。また、忌憚のない、かつ建設的な御意見を賜りました。

本学として、これらを真摯に分析・検討し、今後の教育全般の改善・充実の糧とさせていただく所存です。

客観的な目で本学の教育を見渡していただき、我々が十分に目配りできていない点への御指摘や御意見を賜り、身の引き締まる思いでございます。

最後に、5名の外部評価委員の先生方には、本学のために労を執っていただいたことに感謝いたしますと同時に、委員長として本外部評価報告書を取りまとめていただいた大阪教育大学の栗林澄夫先生に厚く御礼申し上げます。

平成19年3月

国立大学法人奈良教育大学
学長 柳澤保徳

目 次

外部評価委員会委員名簿	1
・評価事項	3
・外部評価結果	
1. 委員長総括	9
2. [資料]外部評価委員発言記録	13
・外部評価委員会実施概要	31
・外部評価実施までの経緯	35
・自己評価書	37
大学の現況及び特徴	39
目的	40
基準ごとの自己評価	
基準1 大学の目的	43
基準2 教育研究組織（実施体制）	49
基準3 教員及び教育支援者	59
基準4 学生の受入	71
基準5 教育内容及び方法	83
基準6 教育の成果	111
基準7 学生支援等	121
基準8 施設・設備	139
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	149
資料一覧（別添資料及び冊子）	155
点検評価委員会委員名簿	159
おわりに	161

外部評価委員会委員名簿

兵庫教育大学 大学院学校教育研究科教授 安 部 崇 慶

京都教育大学 教育学部教授 位 藤 紀美子

大阪教育大学 理事（評価・情報担当） 栗 林 澄 夫（委員長）

大阪府教育委員会 教育振興室長 山 崎 彰

奈良県教育委員会 教育次長 山 本 吉 延

(氏名 50 音順、敬称略)

・評価事項

本外部評価は、奈良教育大学の教育活動を中心とした下記の事項について実施した。なお、これらの事項は、大学評価・学位授与機構が定める「大学機関別認証評価基準」の基準・観点に準じたものである。

基準1 大学の目的

観点1-1-1：目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

観点1-1-2：目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

観点1-1-3：大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

観点1-2-1：目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

観点1-2-2：目的が、社会に広く公表されているか。

基準2 教育研究組織（実施体制）

観点2-1-1：学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

観点2-1-2：教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

観点2-1-3：研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

観点2-1-4：別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

観点2-1-5：全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

観点2-2-1：教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

観点2-2-2：教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

基準3 教員及び教育支援者

観点3-1-1：教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

観点3-1-2：教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

観点 3 - 1 - 3 : 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

観点 3 - 1 - 4 : 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

観点 3 - 1 - 5 : 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

観点 3 - 1 - 6 : 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

観点 3 - 2 - 1 : 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

観点 3 - 2 - 2 : 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

観点 3 - 3 - 1 : 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

観点 3 - 4 - 1 : 大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

基準 4 学生の受入

観点 4 - 1 - 1 : 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッショն・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

観点 4 - 2 - 1 : 入学者受入方針（アドミッショն・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

観点 4 - 2 - 2 : 入学者受入方針（アドミッショն・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

観点 4 - 2 - 3 : 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

観点 4 - 2 - 4 : 入学者受入方針（アドミッショն・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

観点 4 - 3 - 1 : 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準 5 教育内容及び方法

<学士課程>

観点 5 - 1 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）教育課程が体系的に編成されているか。

観点 5 - 1 - 2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

観点 5 - 1 - 3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

観点 5 - 1 - 4 : 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

観点 5 - 1 - 5 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

観点 5 - 1 - 6 : 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

観点 5 - 2 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

観点 5 - 2 - 2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

観点 5 - 2 - 3 : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

観点 5 - 2 - 4 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

観点 5 - 3 - 1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

観点 5 - 3 - 2 : 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

観点 5 - 3 - 3 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

<大学院課程>

観点 5 - 4 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

観点 5 - 4 - 2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

観点 5 - 4 - 3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の

成果を反映したものとなっているか。

観点 5 - 4 - 4 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

観点 5 - 4 - 5 : 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

観点 5 - 5 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

観点 5 - 5 - 2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

観点 5 - 5 - 3 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

観点 5 - 6 - 1 : 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

観点 5 - 6 - 2 : 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A ・ R A(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

観点 5 - 6 - 3 : 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

観点 5 - 7 - 1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

観点 5 - 7 - 2 : 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

観点 5 - 7 - 3 : 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

観点 5 - 7 - 4 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

基準 6 教育の成果

観点 6 - 1 - 1 : 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

観点 6 - 1 - 2 : 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

観点 6 - 1 - 3 : 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

観点 6 - 1 - 4 : 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断し

て、教育の成果や効果が上がっているか。

観点 6 - 1 - 5 : 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

基準 7 学生支援等

観点 7 - 1 - 1 : 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

観点 7 - 1 - 2 : 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。)が適切に行われているか。

観点 7 - 1 - 3 : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

観点 7 - 1 - 4 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

観点 7 - 1 - 5 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

観点 7 - 2 - 1 : 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。

観点 7 - 2 - 2 : 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

観点 7 - 3 - 1 : 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスマントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

観点 7 - 3 - 2 : 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

観点 7 - 3 - 3 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。)への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

観点 7 - 3 - 4 : 学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。)が適切に行われているか。

基準 8 施設・設備

観点 8 - 1 - 1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に相応しい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有效地に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

観点 8 - 1 - 2 : 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有效地に活用されているか。

観点 8 - 1 - 3 : 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

観点 8 - 2 - 1 : 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整

備され、有効に活用されているか。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

観点9-1-1： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

観点9-1-2： 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

観点9-1-3： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

観点9-1-4： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

観点9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

観点9-2-1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

観点9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

観点9-2-3： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

. 外部評価結果

1. 委員長総括

奈良教育大学外部評価委員会

委員長 栗林 澄夫

平成 15 年に学校教育法が改正され、大学・大学院等の高等教育機関においてはそれまで努力義務であった自己評価・自己点検の仕組みが認証評価へと切り替わった。国公私立を問わず、すべての高等教育機関が 7 年に 1 度の認証評価を受け（専門職大学院においては 5 年に 1 度）その結果の公表という形で機関存立の正当性を明らかにすることとなったのである。この過程にあって、ともすればどのような認証評価機関を選択するのか、あるいは認証評価にどのように対応すべきかなどの個別事項に各大学の関心が集中する傾向が出てきている。こうした傾向は理由があることではあるが、認証評価への対応は、これまで各大学が取り組んできた自己点検・自己評価を本来発展させる性質のものであるはずである。その意味で自己点検・自己評価に客観性を与える機能を果たしてきた外部評価の意義が減少したわけではないのである。奈良教育大学がそのことを正しく認識され、今回外部評価を実施されることに対し、敬意を表する次第である。以下、外部評価の委員長総括として、評価の体制、評価の視点、評価基準及び視点に関わっての評価について概略を述べる。

評価の体制について

奈良教育大学は、主として奈良県および関西圏に学校教員を輩出する所謂単科の教員養成大学である。したがって、学部は教育学部のみであるが、その中に複数の課程を配置し、教員養成の面での人材養成の集中化とカリキュラム選択の多様化という一見矛盾する要素の両立を図っている。関西圏には奈良教育大学と目的を同じくする単科の教育大学が比較的多く集まっている。奈良教育大学の今回の外部評価は、奈良教育大学と類似の目的を持つ京都教育大学、兵庫教育大学、大阪教育大学からの委員と奈良県、大阪府の教育委員会からの委員によって構成することになった。その点では、奈良教育大学を取り巻く利害関係者、換言すればステークホルダーの一部による評価の試みと考えることが出来る。このような評価体制について、客観的な評価結果を期待する立場からは、より第三者的な委員会構成が望ましいという意見が提示されるかもしれない。しかし、自己点検・自己評価ならびにその発展形態としての認証評価の両者共において問われるのは、自ら定めた目標にそって十全の教育研究が展開できているかどうかという点である。その意味で、今回の外部評価の体制は、奈良教育大学が目指す目的を実態に即して評価するという点で

むしろ利点が大きいと考えることができる。

評価の視点について

奈良教育大学の自己評価書は、認証評価機関のひとつである大学評価・学位授与機構が定めた認証評価基準に準じて構成されている。そのことは、奈良教育大学が近い将来、大学評価・学位授与機構による認証評価を目指しており、今回の外部評価をその予備的な作業として位置づけていることを意味している。大学評価・学位授与機構による認証評価作業は、11の基準のそれぞれの基準の下に位置づけられる観点ごとにその成果を検証し、全ての基準を満たしていることを要件に認証するという仕組みになっている。したがって、外部評価委員会がその予備作業を十全に行おうとするならば、大学評価・学位授与機構による評価に準じた作業を行うことになる。しかし、今回の外部評価でそれを実現することはできない。その最大の理由は、時間の制約からである。大学評価・学位授与機構の認証評価は基準ごとに各観点を精査し、各基準が満たされているかどうかを判定することになっているが、それは大学の評価書のみを精査することによって行われるのではなく、同僚が当該大学を訪問し実態調査を行うピア・レビューによって初めて実質化されることになる。評価書の審査と訪問調査はその意味で、表裏一体の関係なのである。外部評価委員会は、評価のために割かれた時間の関係で、この認証評価の一方の軸であるステークホルダーへの訪問調査を実現することができなかった。したがって、今回の外部評価委員会は、奈良教育大学が自ら定めた教育研究の目的に適う活動を実現できているかどうかを自己評価書にある基準に沿って点検することに重点を置いた。今回の外部評価委員会は、この点で奈良教育大学の今後の認証評価に向けた作業の一部を構成することになると考えられる。

評価基準に関わる評価について

奈良教育大学は、その目的を学則に「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。」と定め、その実現のために、「少人数教育」による教育・研究の充実、「奈良・世界遺産」を活かした教育・研究の充実、「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実を図っている。こうした活動の内容を大学概要やホームページ、他の広報活動によって広く社会に公開し、教育へのアクセス機能を高めることに努めている。奈良教育大学の目的を達成するための教育研究組織として学士課程においては、学校教員養成のための学校教育教員養成課程と総合的な教育機能の強化のための総合教育課程を設け、狭義の教員養成と広義の教育者の養成とをバランス良く行う体制がとられている。また、大学院教育学研究科においては、高度な専門職業人としての教育者の養成のために3専攻13専修が用意されている。こうした教学上の組織をサポートするための各種センターや教学上の基本事項を審議する委員会が教授会の元に整備され、全体の組織を形成している。会議の開催状況、取り扱い事項などから見ても十全の役割を果たしていると言える。このことから基準1および2については指摘すべき難点はない。

こうした教育の実施体制を支える役割の教員および教育支援者の配置やこれらの人々の能力測定である評価がシステムとして機能しているかという点についてであるが、学士課程、大学院ともに設置基準を満たすように配慮している。しかし大学院については、教職大学院の設置準備のため、2専修において設置基準の研究指導教員、研究指導補助教員の合計数を欠いており、別の1専修においては研究指導教員の数を欠いている現状がある。配置教員の活性化、教員の教育活動の適切な評価、さらには教育活動の目的を達成するための研究活動の実質化などの点についてさらに検討が必要であると考えられる。以上の点、とりわけ教員の配置状況に関しては、現状で基準3を満たすことはできないと考えられる。

アドミッション・ポリシーの基本方針の策定、広報、およびアドミッション・ポリシーに沿う学生の受け入れが適切に実施され、その検証が行われているか、という点に関わっては、各種資料やホームページに示されており、良好な状態である。検証に関してもデータを示せるように整備されている。ただ、募集定員と入学定員および収容定員との関係については、今後も慎重な検討を継続する必要がある。以上の点から、基準4については大きな問題はないと考えができる。

教育内容および方法に関わっては、学生の教育内容の実質化という観点から学士課程におけるカリキュラム・フレームワークの導入が検討されており、優れた取り組みであると考えられる。今後は、学士課程と大学院との関係において、学士課程におけるこの優れた取り組みをどのように位置づけるか、さらに検討することが期待される。また、インターンシップへの積極的な取り組みの状況、単位に実質化のためのGPAの導入、さらには複数教員による学生指導の取り組み等は、同じように評価できる点である。ただ、「単位の実質化」という言葉は、1単位の構成要素として45時間の学習が標準と考えられており、授業科目種別によって15時間や30時間である場合に、残りの学習をどのように保障するのかという内容を含んでいる。この点に対応できる検討が今後必要である。また、成績評価基準の明確化と不服申し立ての機会の保障等の検討も必要である。以上を総合して、基準5については概ね満たしていると考えられる。

教育の成果に関わっては、カリキュラム・フレームワークの構築が大学の目標と学生個々人の目標とを一致させ、教育の成果を挙げる上で大きな役割を果たすことが期待できる。また、成果の検証という点については、卒業生の免許取得状況の把握や、学生へのアンケート結果などによる分析から相応の成果が上がっていることが説明されている。この点自体は整合性があるが、評価行為は必ずしも高い得点を目指すだけのものではなく、常に改善に向けた取り組みへと発展することを目指すものであることから、今後評価の実質化に向けた取り組みがなされることが望まれる。このような観点を総合して、基準6は相応と考えることができる。

基準7の学生支援等については、ガイダンス、学習相談、学生のニーズの把握等、いずれも適切に対応している。ただ、障害のある学生への支援について、ノートテーカーの配置や施設のバリアフリー化等については、全体的な計画の実現に向けた対応を図る必要があると考えられる。その他、既存のセンター等を利用した各種相談への対応、支援に対する学生のニーズの把握等は

適切に対応している。学生の経済面の援助、寄宿舎の整備についても相応の取り組みがなされている。したがって、基準7は相応と考えられる。

施設・設備の整備については、学生のニーズを満たすための情報ネットワークの整備、施設の運用規則の整備と広報、図書類の整備のいずれも問題がない。したがって、基準8を満たしていると考えることができる。

教育の質の向上及び改善のためのシステムに関わっては、教育の状況に関わるデータの蓄積、学生からの意見聴取のいずれも行われている。しかし、自己点検評価への学外関係者の意見の反映、評価結果の学内へのフィードバックと質の向上に向けての教員個人の取り組み等については、ステークホルダー調査を含む継続的な検証が必要である。したがって、基準9は相応であるが、今後の課題も残っていると考えられる。

結語

奈良教育大学が、自らの教育研究の目的に向かって継続的に努力されていることは自己評価書からも読み取ることができる。少人数教育、体験型キャリア教育等の奈良教育大学ならではの教育の特徴を活かした活動を今後とも続けていかれることを期待するものである。その上で、指摘させていただいた若干の懸念や問題点については、真摯に検討いただき、改善に取り組まれることを期待する次第である。

2. [資料] 外部評価委員発言記録

(以下、15:00～16:20 質疑・意見 における記録)

【栗林委員長】それでは、3時になりますので、再開させていただきたいと思います。先ほどご案内にありましたように、3時からは、委員の方々を中心に、それぞれの評価基準についての質問、それからコメントをいただいた後、別室にて評価全体を委員会でお話ししたらと、そういうふうに思います。それで、基準ごとの自己評価をして、認証評価の中では、これは本日の外部評価と直接関係のあることではありませんが、認証評価の準備段階を兼ねているというふうに考えれば、それぞれの基準を満たさなくてはいけない。一つでも認証評価では基準を満たしていないければ、次年度でもう一回おやりください、ということになるということで、それぞれの観点に従って自己評価をすることになっております。

それで、基準ごとの自己評価というのは、全体として見ますと、国公私立を通じて教育機関としての公的な性格を明らかにするために、まず大学の目的、そしてその目的に沿った機関…設置ですね、研究組織、教員、教育支援者というものを整備しているかどうか。で、その整備に基づいて学生を受け入れているのかどうか、これは活動内容などですけれども、基準5がその詳細な内容になりますけれども、教育内容及び方法、その結果何が得られましたかというのが基準6の教育の成果、そして、教育の成果を生むに至るプロセスで、学生さんをどう支援していますか、設備・施設は整えていますか、ということを精査した後、PDCAサイクルにあったように、今後の改善に向けてどういう取組をしていますかという、ある種のストーリー化された検査的な記録かと思います。

ですので、基準に従って、それぞれの委員の方からご質問、それから評価の内容に係るようなコメントをいただけたらと思います。それぞれの委員の方たちには目を通していただいて来ていると思いますけれども、そのストーリーの順番でいきたいと思いますが、基準1と2は栗林が担当させていただく、基準3と4については山本委員に、基準5、これは内容が非常に多岐に亘っておりますまして、実際の内容を見てもらうところですので、位藤委員にお願いしております。基準6と7は山崎委員にご発言いただくということで、基準8と9は安部委員にお願いするということを決めて、大体それぞれ10分くらいでコメントをいただきたいと思います。持ち時間は15分ということになっておりますけれども、おそらく私自身もそうなのですが、全体で皆さん目を通しておられると思いますので、自分の担当基準以外のところでご質問とかご発言とかあろうかと思いますので、10分を目途にそれぞれお話しㄧただけたらと思います。

それでは、早速ですけれども、基準1と2に関わって、私の方から、僭越ですけれども発言させていただきます。

まず、質問なのですけれども、基準2の観点2-1-1の「観点に関わる状況」の最後に、責任指導体制を明確にしているというふうに掲げていただいて、これは、教育上の指導体制の特徴の一つというふうに、先ほども説明いただいたかと思うのですが、この内容について、もう少し

詳しくご説明いただけないとありがたいのですけれども。

【重松理事】はい。指導に当たっては、それぞれ担当教員というのを決めておりまして、主担当、副担当というので、これは一応、別添資料 5－1－1－2 『履修の手引き』の最後にあるのですが、205 ページから 207 ページ辺りですね。それぞれ、教員の名前を分担的に書かせていただいたものです。

【栗林委員長】別添資料は付けていただいているのですけれども、これが何を意味するのかということがちょっとよく…。

【重松理事】はい。学生がそれぞれ専修に入って、学びを進めるわけですけれども、その専修では、誰が　　その 2 つの課程が教育学部にあるわけですけれども　　指導教員として配置されているかということが学生にも見えるような形で把握しております。この教員のもとに、学年指導教員、あるいは教育実習の指導教員などの分担をさせていただいております。

【栗林委員長】よく分からなかつたのは、我々の大学ですと、機械的に学年の指導教員ということで、それぞれのコースごとに単純に機械的に決めておるものですから、そういうことではなくて、情報として、公開してオープンにして、学生に分かりやすく明示するという、そういう趣旨でしょうか。

【重松理事】どうしても学年指導教員だけだと、なかなか指導が行き届かないところもありますので、この者が全体として、トータルで指導に当たる、責任を持つというふうに明示させてもらっております。

【栗林委員長】ありがとうございます。

【山邊副学長】補足いたします。緑色の『奈良教育大学 2007 年度大学案内』、この冊子をお手元に置いていただきまして、それの、2 つの課程が学部にあることは先ほど説明いたしましたが、この緑色の大きな奈良教育大学という活字のパンフレットの 7 ページを開けていただきますと、先生方のお名前が挙がってございます。本学は、大学教員は 110 名位なのですけれども、この学校教員養成課程に対してコース名が左端にあり、その右側に専修名がございます。で、教授・助教授ということで、◎と○が付されていることが分かるかと思います。◎は、学校教員養成課程に責任を持つということで、○は、副担当という表現をしてございます。副担当であっても卒論指導ができるのですが、勿論合宿研修とか、1 回生の導入科目で、基礎ゼミナールというのがあるのですが、それについては◎を付した担当教員がそのコース・専修の学生に指導するというような体制を取ってございます。

飛びまして、17 ページの方を見ますと、総合教育課程の方についても、◎の担当教員　　主担

当教員 と、○というふうな区別をしております。

まあ、議論のあったところですが、例えば教科教育の教員は、新課程の副担当にもなれないという、一応のメリハリは付けてございます。これは、経緯が…新課程ができたときに入り口が違って出口が一緒という批判がよくあったことで、見える形、こういう学生相手にでも、誰が面倒を見てくれるのか、責任指導体制を明確にするということで、担当・副担当という制度を設けてございます。

【栗林委員長】ありがとうございます。時間を持って恐縮なのですけれども、もう一つだけ分からなかつたところで質問させていただきたいのですが。評価書13ページ、同じく基準2なのですから、学校教育教員養成課程での教育方針というのは、12ページの所に4つの これも繰り返し出てくるのですけれども 方針が挙がっております。学部教育では、こういう方針で教育される、人材育成されるということなのですけれども、それでは、そういう学生さんが大学院の方へ、志のある方は進まれるのだと思うのですが、大学院で、そういう基本的な教育方針というのはどういうふうに実質化されるのか、ということが体制のうえではよく見えてこないということがございまして、この点については、多分外部から現職教員等の方が大学院へ来られるということもあって、そういうことになっているという要素はあるのかと思うのですが、少なくとも体制の面でそれが分かりにくいという嫌いがあるのではないかと。この点はどういうふうにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

【重松理事】はい。今回、大学院の改組も行っているわけですが、やはりご指摘いただきましたように、学部から大学院への接続性ということについて、形の上で多少見えにくい、あるいはその違いが明確に把握しにくいということをご指摘いただきました。そういった意味で、ご指摘のとおり見えるような形にしたいと思うのですが、基本的にはこういったものを学生にも分かるように、できるだけ広報というような形で説明させていただいているのですが、これを開けることで学生がどれだけ認識しているか、あるいは教員が…そういう評価についてはまだ十分にしていないというところは、ご指摘のとおりでございます。

【栗林委員長】時間を取って恐縮です。そうしましたら、基準1については、奈良教育大学のそもそも目的に沿って、目的どおりの活動をしておられると。

それから基準2については、今ご質問したこと以外については、実質化を図るような様々な取組をよくなされていると思いますので、体制全体としては問題がないのではないかというふうに、私としてはそういう印象を持ちました。どうもありがとうございました。

また基準1、2についてご発言いただくのは、一通り基準が終わってから自由にご発言いただくということにさせていただいて、とりあえずは担当ごとの基準を先に済ませていただきたいと思います。

では、山本委員の方から、基準3及び4に関わって、質問またご意見をいただきたいと思います。

【山本委員】それでは、基準3に関わりまして、私からは、質問というよりは感想めいたコメントになると思いますけれども、いくつか気付いたところを。

基準3の中の観点3－1－6、24ページの下の方になりますけれども、ここで、大学の目的において、教員組織の活動を活性化させるための適切な措置が講じられているかという項目がございます。拝見いたしますと、いろいろ人数的なバランス等、状況を示していただいているのですけれども、この「活性化」というところに注目しますと、「活性化」のイメージがどのように捉えられているのかがこの中からはちょっと読み取りにくいかという気がします。で、括弧内で「例えば」として挙げられております年齢、性別のバランスへの配慮、といったことについて、その通り状況が述べられているわけですけれども、そのことが本当にその活性化につながっているのかどうかの検証はなされていないというか、大変しにくい問題とは思うのですけれども、検証が不明ではないかと。まあ、一般論としては、こうした先生方の数値的なバランスが取れていることが望ましいのだろうと考えるわけですけれども、評価の目標値となるものがよく分からないという、そういう印象でございます。

続きまして、27ページの観点3－2－1ですが、ここでは教員の採用基準、評価基準等が明確かつ適切に定められているかどうか、また、運用されているかどうか、特に学士課程においては指導能力の評価、大学院課程では教育研究上の指導能力の評価が行われているかという、こういう項目がございますけれども、3つの方法が紹介されております。何回か読み返したのですけれども、基準とその運用が必ずしも統一感を持って行われていないような、そんな印象が文章からはございます。これら3つの方法の必要性と課題意識をお持ちなのだというふうに読ませていただきました。この観点の特に後半の指導能力の評価は、これはもう必要性は認識されているのですけれども、実質的に行われていないような読み取り、私にはそういう解釈でよいのかな、というふうに思いました。

次のページ、28ページの観点3－2－2ですけれども、ここで、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているかという観点が述べられているのですけれども、書かれている内容もごくあっさりしておりますし、やや不十分な印象を受けました。大学改善に向けて、こうした評価及びその活用の必要性について、先生方の共通の認識が深まっているのかどうかというのが最大の課題だらうと思いますけれども、奈良県教育委員会も教員評価を始めているところでございますけれども、全く同じ課題を抱えているという状況でございます。

次に、観点3－3－1、29ページでございますけれども、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているのかという、この観点でございます。研究内容と授業内容との相関については、大学紀要あるいはもう一つ根拠として大学教員一覧に現れているというふうに...相関が示されているというふうに評価はなっているのですけれども、私も少し拝見いたしましたけれども、私の拝見した範囲では、相関が示されているというのは少し過大評価ではないのかなという印象を受けました。例えば、大学教員一覧の研究と教育の欄を拝見しますと、それぞれ個性的な書き方をされていて、最初に統一した書き方が決められているのか

なという印象でございます。教育方針が書かれていればよい方で、研究は研究、教育は教育という印象の表記ですとか、それから単に教育的信条・モットーが書かれておられる方もございますし、教育に関して全然書かれていない、中には「教育方針 coming soon」と書かれているのもあって、まあいろいろだなという印象がございます。

この基準3の最後のまとめとして、優れた点、改善を要する点、それから概要を読ませていただきましたけれども、各観点ごとの表現よりも、少し問題意識を、トーンを落として淡々と表現されているという、そのような印象を受けました。

それから基準4につきましては、全体として適切に運用されているとして、評価も妥当だという印象を受けました。ただ、この中で、何度も出てきております「アドミッション・ポリシー」ですけれども、このアドミッション・ポリシーの役割を単に大学にとって都合のよい生徒を集めることではなくて、学習の場を求める学生と学習の場を提供する大学とのマッチングの機能、そんな視点で捉えた場合には、この中の観点4－2－1でアドミッション・ポリシーに沿った受入方法が実質的に機能しているかどうかというようなところが観点に挙がっておりますけれども、後ほど出てくる基準の6や9にあるように、学生の学校満足度との相関で判断するような観点も必要ではないかと思いました。

ちなみに奈良県の教育委員会では、今年度県立高校の入試改善をする際に、それぞれの学校が求める生徒像を明示するということに取り組んだのですが、実際に発表するまでには学校の都合のよい話ばかりで、調整に苦慮したということもございます。それから、今回、高校生の意識調査、全ての学校、全ての学年1クラスずつで意識調査を実施いたしましたけれども、なかなか「行ける高校から行きたい高校へ」という、そういうことを目指した入試改革が十分評価できるかどうか疑問だなという結果でした。ちなみに、この学校へ行きたいという生徒は8割くらい、行きたくなかつたのに入っているという生徒が2割くらい、それを高いと見るのか低いと見るのかというところはあると思うのですけれども、そんなこともございました。以上です。

【栗林委員長】ありがとうございました。それでは続きまして、基準の5について、位藤委員の方からお願いできますでしょうか。

【位藤委員】はい。私が担当いたしました基準の5、具体的な教育のカリキュラムとか授業に関する内容でございまして、大小取り混ぜて、私が気付きましたところを申し上げたいと思います。

まず大きな1つめになりますが、先ほどご説明もございました基準5の観点5－1－1にカリキュラムのフレームワークの構築という、大変これは大事なことだなという、是非私の方でも参考にさせていただきたいと思ったところでございますが。これは4年間の見通しということで出されているのですが、先ほどちょっとご指摘のありました大学院とのつながりといいますか、それがちょっとバラバラに見えてくるのですね。大学院のみで入ってくる人もいるのですが、一貫した視点というのが出てくるのかどうか、ちょっと気になりました。

それから、49ページになるかと思うのですが、カリキュラム・フレームワークとの関係ですが、こここの授業との関連というところに関わって、組織の話、教育課程の編成のことがございます。

教育企画委員会、それから教務委員会、FD 委員会といったような組織が出てきているのです。これは、私の方の大学でも大変苦労しております、FD の学生評価、授業評価の結果をいかに活かしているかというのが認証評価でも随分強く問われてくるのですが、学生の場合徒労感もあったりするのですね。それでちょっと半年休止したりして。それで、問題の大きな、組織の問題がございまして、FD 担当の副学長と、それから教務等を担当する副学長がいずれもおりまして、そのあたりを一本化するということがあったのですが、この委員会、それも法人室、それから教授会の選出委員会、その横の連携というのが、特にこの授業改善となってくると、非常に大きな意味を持ってくるかと思うのですが、その具体的な姿が、構造上は示していただいているのですが、少し見えにくい。そのあたり、具体的、有機的な関連づけをどうお考えかということをお伺いできたらなと思いました。

それから、これはどちらかというと、前の基準に關係するのかと思うのですが、編入学を総合教育課程の一部でしか実施していらっしゃらない。私どもの教員養成は、現在一本化しておりますが、2年次、3年次に受け入れておりまして、短大とか一般大学で教員になりたいということで、希望者がかなりおります。将来的に、その教員養成への受入といったことを編入としてお考えなのかと。これは編入学生の手当問題とも関わってくることかと思うのですが。

それから、観点 5－1－5、53 ページ辺りだったと思うのですが、そこには単位の実質化ということで、履修登録の上限設定とか、GPA、オフィス・アワー、指導担当というのが示されているのですが。私のところの場合は上限設定もしておりますが、特に気になりましたのが、1つの単位、1 単位を認定する場合に、標準 45 時間というのが大体出てきておりまして、講義・演習が 15 時間、それから実験とか実習とかいったものが大体 30 時間、外国語の場合が 30 時間ですから、残りの講義・演習でしたら 30 時間、それからその他の実技的なものでしたら 15 時間分が、自主的学習によって、やはり学生がクリアしなければいけない「単位の実質化」だと思うのです。これは次の項目にも関係するかと思うのですが、そういう意味では、自主学習に向けてシラバスに記入したり、それから私ども教員のシラバスだけではなくて、授業の実施報告も書くのですが、その中でどうしたかということを書くことがあります、先ほども授業以外の自主的な学習ということがございましたが、実際に指導する立場からの授業との関連を含みながらの手当といいますか、そういうことも必要かなと。これは、私どもは履修案内に明記して、それを促そうということを考えております。

それから、56、57 ページにかけまして、基礎学力という問題が出て参ります。この基礎学力というものをどう捉えるかということで、高校で履修していない科目等があるかと思うのですが、一つは大学で、高校の時にも習っているのだけれども、大学の授業では難しくて落ちてしまう、いわゆる再履修学生の場合、私どものところでは5 時限目に別クラスを設けて、そこで修得できるようにとか、それから高校で履修できていない科目、補充教育というような言い方をしておりまして、これは教科とか専攻により対応するということが現在行われております。

それから、単位の僅少者につきましては、各担当の指導教員のところに教務の方から回ってきまして、個別に指導といいますか、対応をしております。この基礎学力の実態というものをもう少し掘んだうえでの対応、私ども個別の対応、学科単位の対応でしかできておりませんので、全

学的なことはまだこれからなのですが、そういう中身ができた理想の対応が必要かなというふうに思いました。

それから、観点 5－3－3 になると思うのですが、異議申立制ということにつきましては、これは学部・大学院もそうなのですが、実際の有り様は全く同じです。ただ、方向としては制度化を求めるということで、何らかの形でそれが必要なのかなと思います。

それから大学院、後半が大学院の教育課程となっておりまして、早くスタートされた分だけ、大変積極的な面も…附属とかあるいは公立学校と連携して進められて、大変充実していると思うのですが。

特に研究指導ということで、62 から 63 ページ、実質として複数体制を取られているということは分かるのですが、私どもの場合だと、具体的に学生便覧の中に 2 人の指導教官ということを入学当初から明記しております。学生が希望するものと、それからマル合の関係がございますので、専修の方で指定するという、そういう 2 人体制を最初から取っているという、そういう明記した形のものがあるといいなということを感じました。

私の担当しましたところは以上でございます。それで、一人一人の個別の学生につきましての入学から卒業、それから就職、一貫した形で実際内容として捉え　これは後にも関係していくのかと思うのですが　その体制がどういうふうになされているのか、いろいろな委員会が関わってきておりますので、なかなか統一した視点で、求められているところはなかなか取り上げにくいということもありますし、そのあたりのところも教育の実際の内容と関わって、お教えいただけたらと思いました。以上でございます。

【栗林委員長】今の時点で、ご指摘いただいたご質問に答えていただいた方がいいのでしょうか。位藤先生、どうでしょうか。

【位藤委員】もし今お伺いできることであれば、お伺いできたらと。

【栗林委員長】そうですか。そうしましたら、FD の取組の実質化という点が一つあったかと思います。それから単位の実質化については、仰ったように 15 時間の講義で残り 30 時間分をどういうふうに実質化していますかという、この問題は各大学それが今まで言われてきていることであるのですけれども、それに対する取組。それから成績評価の正確さのための異議申立等の制度化、そういうことについての取組。あるいは研究指導体制の取組について。今お答えいただける範囲で簡単にご説明いただけたらと思います。

【重松理事】はい。「カリキュラム・フレームワーク」に関わっては、今、教育課程開発室の学長補佐も来ておりますので、詳しくはまたご説明しますけれども、ここで大学院も意識しながら拡充しようということは議論していますが、まだ具体的に大学院の枠組みまでは、残念ながら十分拡張されておりません。森本先生、そうですね。

【森本学長補佐】はい。

【重松理事】それから、FDの成果をどう活かすかということで、教育企画委員会には、実は各種の委員長にご参加いただいております。それで教務委員長もFD委員長も入っておりまして、私が教育担当でこの教育企画委員会の委員長を務めておりまして、実は今日あるのですけれども、全ての学生の学習指導に関わって連絡連携を取ろうとしております。これについて、FDについては、ここにFD委員長の安藤教授が来ておりますので、また必要があれば話していただきます。

それから編入学につきましては、ご指摘のとおり、まだ一部での実施であり、教員養成課程での実施ということは検討しておりますが、教育実習との関係等々でまだ実現には至っておりません。

それから単位の実質化につきましては、仰せの通り、まだ十分に対応について明示しておりません。

それから、個別の学生の入学から卒業まで。例えば一例で、先ほど入試に關わって十分説明できなかつたのですが、昨年度から地域推薦をやりました。その地域推薦では、1年目は11名、今年は10名ですけれども、その者については、より明確な目的というのがありますので、一貫した指導教員の指導体制というのを敷いて入学から卒業という体制を取っております。全員については、指導教員制というので1年生から3年生、あるいは1年生から2年生をやって、3、4年生というのを学年担当教員が受け渡しをしていくという形で、最後の卒論のところで卒業に対して、あるいは就職に対して指導等補助をしているといったところです。

何か補足は如何ですか、森本先生。

【森本学長補佐】カリキュラム・フレームワークは、今年、学部を対象に作っておりまして、これは単にフレームワークを作るということではなくて、それが達成できたかどうか、証拠を示すという形で、ポートフォリオという形でサーバーに入れまして、学生も我々も見るという形で、かなり具体化したもので進めていく予定です。

大学院に関しては、まだ立ち上げておりませんけれども、専門職大学院を今構想しております、そちらの方では同じような理念でフレームワークを作成中ですので、そちらの方との接続は比較的スムーズにいくかと思います。現行の大学院に関しては、さらにまた改組がありますから、それを見据えて作らなければならないと思っていますが、まだ現状はできておりません。

【山邊副学長】先ほど山本先生のご質問で、基準3でいくつかご指摘・ご質問があったかと思います。観点3-1-6、教員組織の活性化という観点ではどうかということでございますが、これは、括弧の中には、外国人教員の確保、任期制・公募制等の例が挙がっております。勿論国立大学でございますから、従来から公募制は採っていたところで、任期制は次の26ページにございますように、18年度から新たな雇用形態ということで、プロジェクトやあるいは特任教授という形で動き出してございます。そういう括弧の例の中で具体的に求められることは実施しているつもりですが、それが活性化ということになっているのかという点については、いろいろ分析して

みる必要があるかと思います。以上が観点3－1－6でございました。

観点3－2－1、教育指導上の能力はどうかという点がございます。ここには求められている観点で教員の採用、昇任基準での明確さと教育上の能力をどういうふうに評価しているかという設問になっておりますけれども、確かに従来はそういう採用及び昇任人事において、教育の方の実績というところが重たかったことはございます。しかし最近では、やはり教育歴だけではなくて、教育上の能力、採用人事の時には模擬授業をやるというのは定着してきたのではないかと。従来ではもちろん指導能力を問う体制にはなってございますし、大学院では合、マル合ということで、これはもう研究指導能力というところは問われるかと思います。観点がどの程度の教育能力の深さを求めるか、ちょっと分からぬところもございますが、大学としての意識としては、教育上の能力は必要であると、もっとはつきりした形、現在教育研究評議会でその教育能力をどう問うか、学校教育法の変更に伴う新しい基準というのを設置している途中でございます。

観点3－2－2、教育評価でございます。これは、FDの方は私の担当ではございませんが、観点3－2－2、28ページでございますが、個人評価の中で教育評価、授業担当や卒論指導生、数量的なことと、内容の自由記述を書いてもらうという、これを18年度では個人評価の対象といたしました。これを今後どう使うかというところ、ちょっとまだ試行…17年度は完全に試行で、18年度は大分教育評価については数量的なことだけではなくて、内容的な教育指導上の評価というものをしております。これについても、もうちょっと見える形の評価になっていくと…今発展途上と私自身は思ってございます。

観点3－3－1でございますが、これはご指摘の点があります。ホームページでご覧になりまして、各教員の自己アピールというところ、当然教育と研究の接点というのをはっきり出すべきなのですが、これを明確に出している教員もいれば、多少どうかなというところがございます。これはご指摘が当たっていると思いますし、外に対して見える形で自らの研究経過なり研究プロセスがどのように教育に反映されているか、やはり出していく必要があると自覚してございます。

【栗林委員長】そうしましたら、ご指摘にお答えいただいたということで、次につなげていただきたいと思います。基準6、基準7について、山崎委員の方からご発言いただけますか。

【山崎委員】はい。それでは、基準6、基準7について意見を述べさせていただきたいと思います。大学の組織というものをあまりよく存じ上げませんので、的外れではないかというふうなこともあろうかと思いますけれども、ご容赦いただきたいと思います。なかなか大部の資料、十分読み取れたかどうか自信もちょっとございませんので、それはご容赦いただきながら、素朴な質問というようなことでお受けいただけたらと思います。

まず基準6の教育の成果ということでございますけれども、これはどのように成果を測るのかという大変難しい課題であろうかというふうに思いますが、その困難性にこれまであまり十分にやってこなかったという反省も、これは教育委員会の所管であります初等中等教育においても言えるのかなというふうに思っております。そういった意味では、外部に対して分かりやすいメッセージ性を持った目標や指標を示すことが大事だと、こう思います。そういった意味で、

この観点 6－1－1 にございます、先程来話になっておりますカリキュラム・フレームワークの構築というのは、非常に大きな意味を持っていることで、私も他の大学でどうかというのは存じ上げないのでされども、先ほど位藤委員の方から参考にというようなお話をありましたように、やはりこれは非常に先進的な取組なのかなと感じた次第であります。

ただ、このことについて、ちょっと 2 点ございます。その一つはまず、現在作っておられるカリキュラム・フレームワークの、この資料の 73 ページの下の方に、大学の「教育企画委員会が立案し」という形で、その作成について手順が書かれているわけでございますけれども、これにつきまして、いわゆる成果というのは、卒業生が教員になってどういう力を付けたのかと。こういう意味合いからいたしましたら、例えばその就職先であります小中学校、高等学校の現場の声、あるいは教育委員会の声を参考にしていただくような、そういうふうな取組をなされる予定があるのかどうなのか。もし出来ましたら、そういうふうなことも含めていただければありがたいというところが 1 点ございました。

それと、もう 1 点は、非常に素晴らしいことだというふうに思うのですけれども、大学の先生といいますのは、あまり枠組みをガチガチにしてしまいますと、自由な発想、自主的な発想に基づく研究姿勢というのは崩れるのではないかというふうな、ちょっと危惧もいたしました。そういったものがあってこそ、大学の良さみたいなものもあるのではないかと。その辺の兼ね合いをどのように取り組まれるのかというふうなことがございますが、ただ全体としては、そういった非常に外部にも分かりやすい指標なり、そういったものを持たれるということは素晴らしいことであると思いますし、今後も推進の状況について期待したいと思っております。

次に観点 6－1－3 の学生による授業評価ということでございますが、これは大学の方が先行されまして、初等中等教育におきましても現在進めているところです。大阪府内の公立学校におきましても、平成 16 年、17 年に、先行実施というか、研究授業をやって参りまして、18 年度では、大阪府内の公立学校では、小学校で既に授業評価、子どもによる授業評価を 97.8%、中学校で 93.8%、高等学校で 66.3% が授業評価をやっているという状況になっております。その中で、私どもの方でも議論して、重要だと考えておりますのが、授業評価すること自身に意義があるというのではなくに…ですから評価が悪いからその先生が悪いというのではなくに、この授業評価を通じて教員が評価結果に基づいて授業改善を行う。それから、ちょうどどちらの方を見させていただきまして、報告書の中にも書かれていて、ちょっと後ろ向きな職員の方の声も載っておりますように思うのですけれども、いわゆる評価の結果で、例えば 80% だから良いとか、そういうことではないのだというのが、私どもがいろいろ小中高等学校でやってきて分かってきたことがあります。そして、その数字が低い原因、そういったところを十分に把握して、それが教員の意図するところが子どもたちに伝わっていないというところの問題点、そういったものをどう改善するのかというふうなところが大事なのではないかというところと、それから子どもたち自身が自分の授業態度を振り返るというための指標にするというところが大事なのではないかというふうに考えております。必ずしもこのパーセントが非常に高いということを以て良しとするのではないというところが十分理解されないで、数字だけが一人歩きするということになりますと、本当に教育の場としての本質というのが抜け落ちるのではないかと感じた次第です。

そして、卒業生に対するアンケートも実施されているというふうに伺ったのですけれども、少し具体的な内容までまだよく見させていただいていないわけですけれども、そういったことも非常に大切であると思いますし、その中でどういう項目を取り入れるのか、盛り込むのかということも非常に大事なのではないかなというふうに思っております。簡単な発言で申し訳ないのですが。

それから、観点6－1－4の進路状況についてでございますけれども、そこでも書いておられますように、私ども大阪府におきましても、団塊世代の大量退職というようなこともございまして、採用増ということがございます。その結果ということも、やはり大きくございますので、これについての評価という意味合いでは、慎重に判断していただく必要があるのではないかというふうに思っております。ちなみに大阪府では、平成11年では全教師合わせて145人というような採用がありましたのが、この3年ほど、2,000人を超える採用になっております。したがいまして、そこで既にもう20倍ほどの採用状況が現れているということがございますので、それを十分考慮していただきながらこの評価を行っていただきなければいけないのではないかと思っております。ちなみに今年、平成19年の採用は2,310人というのがございます。来年は　これは4月2日に公表いたしますが　ほぼ同じ2,200人ほどの採用を考えております。ただ、その中で、本学がメインに置いております小中学校につきましては、暫減というような形になっておりまして、今後は少し高校の方が増える状況にございますけれども、小中学校の方は徐々にこの数が減っていくという状況がございます。そういったところの中で、如何に成果を上げていくかという活路をとつていただきのかなと思っております。

その中でも、私どもの方として、今、採用前の学生の資質向上…というと変な話ですけれども、大学と教育委員会との手を繋いだ資質向上の方策ということが大変大事かなど。先ほどボランティアとか、そういうふうなことを仰っていましたが、大阪の方にもたくさん学生の方に支援していただき、本当にありがたいと思っておりますが、もう一つ、来年度から大阪府の教育センターで、土曜日にカリキュラム・ナビ講座というものを行います。これは自主的な研修ということで、現職教員に、教員を目指す学生も参加していただけるというふうな土曜日の取組を始めたいと考えております。そういったことも含めまして、今後一層教育委員会、そして小中学校、高等学校と手を繋いだ教員育成が必要なのではないかというふうに感じた次第です。

次に基準7の学生支援等についてでございますけれども、まず驚いたのは、観点7－1－1、7－1－2で、ガイダンス、学習相談・助言について、1回生に対して学外の合宿研修を行っておられると。大学でもここまでやっておられるのかというので、私どもの所管している初等中等教育では結構あることなのですけれども、非常に　他の大学のことは分かりませんので何とも言えないのですけれども　素晴らしい取組かなと思いましたし、オフィス・アワーの設定なども含めて、きめ細やかに学生を支援されているなど。仰っているように、大規模でも出来るのかかもしれません、小規模大学ということでございますけれども、そういうやっぱり教職員と学生との非常に密接な人間関係というものがそういうところで醸成されて、非常に取組として評価できるのではないかというふうに感じた次第です。

観点7－1－5のところで、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援という

ところでございます。ここで少し気になりましたのは、特に障害のある学生、現在聴覚障害者1名ということでございますが、資料7-3-3のところで障害がある学生への支援についての案というものを作っていただいております。入学した場合や、そして入学後の学生が障害を有することになった場合についての対応がまとめられているわけですけれども、こういった対応が迅速かつ的確に行われていることが大事です。ということを感じるとともに、これは基準4にも絡むのかなと思うのですけれども、入学自体のバリアフリーという点について、出来ればもう少しご説明いただけたらありがたいなというふうなことを感じる次第です。即ち、障害がある故に大学教育から排除されていないということを外部に対してもしっかりと明示され、取り組まれるということが大事なのではないかというふうに思うわけです。特に国の方では、初等中等教育で障害児教育については平成19年から特別支援教育ということになりました、いわゆる障害のある子、ない子がともに育つ *inclusive* な社会を作っていくという観点で、大学においてもそういう取組が明示されることが必要なのではないかと感じた次第です。それと、またこれは後でということになるのですけれども、最後にこの外部評価、先ほどお話しいただいて、なるほど先進的な取組ということでこういうことなのかなと思ったのでございますけれども、できましたら要望として、この文章、なかなかこれだけ読むのは大変でございますし、会議数時間だけで判断するのは極めて困難かなと思っております。今後のことではありますけれども、実際に学生たちの様子を参観させていただくというようなことでしたり、教職員のたくさんの方からのヒアリングを行う、そういうことが不可欠ではないかなというふうに感じております。その辺も、是非今後のこととしてお願いできたらありがたいというふうに思っております。

【栗林委員長】ありがとうございました。ご指摘いただいた点で、お答えいただけるものがもしありましたらお願ひできますでしょうか。

【重松理事】カリキュラム・フレームワークは、現在教育企画委員会から手を離れて、教育課程開発室の方でやっておりまして、その成果、これ自身が直接成果を出したと言えないわけですが、いわゆる就職先での評価というものはですね、一応就職先評価というものをつい最近出させていただきました。覆面で、奈良県の小中高等学校、諸学校にアンケートをして、校長先生に本学の卒業生も含めてどういう特色がございますかということを評価していただきました。さらに、これは文部科学省からいただいた教員養成GPの一環としましては、卒業生の、就職した1年目の人在校長先生に評価いただいた事例もございます。

あるいは、逆にカリキュラム・フレームワークが束縛をするのではないかということでございますが、これは最低基準として、先生方の授業を100%変えてしまうということではなくて、少なくとも免許課程としての、教員としての能力を養成するという基準として、きちんと関係づけをしてくださいということを明確にしたいと考えております。

それから、授業評価をし放しではないかということは、これはよくあるのですが、先ほど委員会の方から、授業評価をどう活かしているかという先生方へのアンケートをして、具体的にどう改善をしましたかという、具体的にその成果というものを問うております。

入試課長の方から、特別支援の方は如何ですか。

【入試課長】基準4のところで、特別支援に関して入学前に願書を出していただく前に、本学の方を受験したいという意志がございましたらこちらにお問い合わせくださいということで、募集要項、選抜要項の方には問い合わせ先ということで、入試課の連絡先を出してございます。メールあるいはFAXあるいは電話でご相談をいただければということで、本学の方を受験する場合には、いつでも門戸を開いてございます。ですから、先生方、門を入ってこられた際に、足下を見ていただいたら分かりますように、視力障害者用に一応準備はしてございます。以前にも車いすの方がおられたということでございますので、本学としては全て排除するということではなく、全て受け入れるという準備はしてございます。以上です。

【重松理事】現在いる学生で、視力がかなり弱い学生ですけれども、本人に聞いて、どれくらい必要であるかということの本人のニーズに合わせて　一方的にこちらがサポートするのではなくて　そういうサポート体制を取っております。

それ以外は如何ですか。

【山邊副学長】最後にご指摘がありました、外部評価に当たる場合には、授業参観、それから学生教職員の声というのも必要でございました。今回自己評価書のみの評価ということですけれども、その必要性は私も自覚しております。ただ、それをやると時間的には1日かかってしまうのですが、次回には是非。今回はどうしても年度末ということで、ちょっとと言い訳になりますけれども、学生もいない時ですので。必要性は自覚しておりますので、次回の外部評価で考えたいと思います。

【栗林委員長】それでは、時間もおして参りましたので、基準8、9に関わって、安部委員の方からご発言いただけますか。

【安部委員】それでは失礼いたします。基準の8と9でございますが、まず基準の8につきましては、施設・設備ということでございます。これは文章より百聞は一見に如かずということでございますけれども、ここに来る前に少し学内を散策いたしまして、バリアフリーだと教室の中は見せていただけませんでしたが　視覚障害者のための、そういうことはここに書かれているとおりに感じました。

特に先程来ご説明がありましたけれども、奈良教育大学の、図書館ではなく「学術情報研究センター」という方式で情報というものを一元化しているということ、これは非常に高く評価されるだろうと思います。一つお聞きしたいのですけれども、図書館の開館時間が平成16年度は22時まで、それ以降1時間短くなっていて、あるいはこれと反比例するように、日曜祝日は試験前だけだけれども開館するという。これは、日曜祝日に聞くということは、職員の勤務とも関わって大変だと思いますけれども、兵庫教育大学は地理的な条件もございまして、年中無休でやって

おります。で、奈良のように県立図書館であったり、市立図書館であったり、あるいは他の大学があるというような、うちの大学ではそういう環境ではございませんので、地域住民との交流も考えますと、どうしても図書館を開かざるを得ない。職員も、基本的にはアルバイトの学生を使いながら、しかし必ずそこには職員が配置されているという形でやっております。単純には比較できませんが、そういうところがあると思います。

もうひとつはですね、場所によっては17年度までや18年度も入っているデータがあるのですけれども、確か18年度から奈良教育大学の機関リポジトリの採択があったと思うのですね。そのリポジトリに関して一言も書かれていないので。それは今始まったばかりなのですけれども、どういうふうな取組にしようとしているのか、あるいはせっかく学術情報というところでこういう予算が付いたわけでございますので、どういうふうな将来展望を持っているのでしょうか。この評価としては、計画のものは書けないということもあるのでしょうかけれども、せっかく数少ない採択項目の一つでございますので、是非書かれては如何かなと思ったのですけれども。

観点8-1-2でございますけれども、ハード面といいますか、設備が充実したのはよく分かるのですけれども、それが具体的に有効に活用されているかどうかということに関しては、先ほど他の観点でもあったと思うのですけれども、なかなかそれは示しにくいところではあるかと思うのですけれども、戴いた自己評価書の別添資料の中にも、そういう、どう具体的に有効なのかということに関してのアンケートとかございますけれども、ちょっと見えにくいところがあるような気がします。

基準9でございます。教育の質の向上及び改善のためのシステムということでございますけれども、ここではですね、観点9-1-1、9-1-2、9-1-3...。9-1-3でございますが、学外関係者の意見にどういうふうな形で反映されているのか。で、先ほどからいろいろご説明もございましたけれども、ご参考になるかどうか分かりませんけれども、うちの大学ではですね、2年ほど前から”Hyokyo-net”というものを作成いたしまして、全卒業生、学部・大学院のマーリングリストを作りまして、早急にですね、現場でこういうことがあって非常に困っている、具体的にどうすればいいのか、即時的に対応できるようなシステム 実際にこれがどこまで活用されているかということはまだ始まったばかりなのですけれども そういうふうな設備・環境は整えております。

それともう一つ、これは学外関係者だけではないのですけれども、「スクール・パートナーシップ事業」というものを立ち上げております。ご承知かもしれませんけれども、全教官がですね、小中高幼、養護学校等のですね、自分はどういう貢献ができるかという一覧表を作りまして、県下の現場の方にそれを配って、無料でやっております。年間二、三百件の要請があります。常に先生方は、学内研修会だとか、こういう課題に対して解決してもらいたいとか、全部無料で出かける。ところがですね、タダということで本当にあの…タダだと何でも呼ぼうということがございまして、来年度から若干、2万円ほどでございますが、あるいは交通費は出していただくということで、若干負担をいただくと。そういう積極的に現場の方に出て行く、打って出していくという姿勢というものを、卒業生を巻き込んで展開されているのではないかなどというような気がいたします。

観点9－2からのFDですね。FDに関しては、先ほどからいろいろな意見がございましたして、これは本当に、各大学とも頭を悩ましているところだろうというふうな。どういうふうに、学生の意見を聴けばそれでいいのかという問題ではないと。兵教の場合はですね、相互のチェックということで、授業の中に大学教員を強制的に参加させて、教員から、教員の目で授業を評価してもらうというようなことをやっております。私も長らく評議員をやっておりますので、評価をやつたりとか、学位授与機構に出かけたりとかしますけれども、どうも大学というのは、評価文化から一番遠い領域でございまして、大学の先生が評価される…評価するのは良いけどされるのはいやだという意識をどう変えていくのかという、これは本当に大きな問題だと思うのですけれども。かなり強制的に、この授業はこの先生とこの先生とこの先生と、5人が必ず聞きなさい、それに關して意見を言いなさいというような形で。最初はいろいろな意見がありましたけれども、そういうことが定着していくと、かなり授業も改善されてくる。この中で、資料の中にはシラバスに反映されたというようなことが書かれていますけれども、今日ここでシラバスを見せていただいたのですけれども 別添資料の中には当然大量のものになりますので、ございませんでしたがそれが具体的にどのような形で教職員のニーズが反映されているのかということが見えにくい。これは求めることが酷なのはよく分かるのでございますけれども、FDに関してのこの観点の部分はもう少しデータというか、なるほどと思わせるようなものがあればというような気がします。先ほど授業計画、シラバスを見せていただいたのですけれども、より丁寧な先生とそうでない先生があるように思います。

うちの大学が良いというわけではないのですけれども、どういうことをやっているかというと、シラバスにどう反映していくかということで、今年度から、各授業回ごとにどういう授業をするかということを必ず書かせるということ。大雑把なことでは許されない。この授業で4月何日の授業は何をやっているのか、この授業は何をやるんだと、こういうふうには分けられない授業もございますけれども、その場合も出来るだけこの3回の中でこういうことをやるという大枠を示しながら、学生に対するサービスを徹底しようという。そういうようなこともやっておりますので、ご参考になればと思うところです。

基準8、9に関しては以上でございますけれども、あと一つは、今日ちょっと資料を学生の方から宣伝してくれということもございましたので、兵教の…これは奈良教育大学の方も学生の支援の中でやられていると思いますけれども、文科省の現代GPに採択されて動き始めて、この採択が切れてもこれはそのままやっていこうということで。「NANA っくす」というのは、”Network Association for Non-Attendance Children Support”の頭文字を取ったもので、不登校の子どもたちに、学生と教官がサポートしていくと。むしろ学生たちは、クラブ活動もそうですけれども、この「NANA っくす」とか、現場の中に関わっていくことで、非常に授業以上に学ぶ点だとか、あるいは個々の子どもたちと接する中で教員としての使命を自覚したりですとか、ある意味教育実習よりも大きな役割を ほとんどボランティアなのですけれども そういうものを大学としてどう支援していくのか、どうサポートしていくのかというような形で、立ち上げは文科省の予算を使わせていただいたのですけれども、こういうふうなことも学生支援の一環としてやっているということを、既に奈良教育大学さんの方でも取り組まれているとは思いますけれども、

Hyokyo-net だとか、スクール・サポート事業とか…、もし参考になればと思いまして、兵庫教育大の状況をお伝えしました。以上でございます。

【栗林委員長】どうもありがとうございました。ご指摘いただく点はありますか。

【重松理事】はい。FD に関して、安藤先生、ご説明お願いします。

【安藤 FD 委員長】この冊子（冊子 3-2-2 『平成 16 年度・平成 17 年度 ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書』）は昨年度までの実践で、今年度は今原稿を集めている段階です。今年度については、一つは FD 活動自体全学的な形でもう少し広げたい、量的な拡大というのを目標として活動して参りました。そして授業評価アンケートの実施率を高める、この冊子は 60% 前後ということでしたけれども、今年度前期の場合の実施率は 75% までに上げました。

それから、先ほど繰り返し出てきています授業評価アンケートについて、どう授業改善に活かすのかということですけれども、一つは、先ほど重松理事から言っていただきましたように、昨年の 11 月に前期の授業評価アンケートについて振り返ってもらう、あるいは昨年度のアンケートを振り返ってもらって、後期の授業について、自分の授業についてどう改善をしたのか、そういう調査をしています。ここにありますのは、その返ってきたものですけれども。ですから、学生さんの声をどのように自分の授業改善に活かすか、それを FD 委員会として調査をしたということです。

もう一つは、大阪教育大学さんでも、あるいは近隣の私立の大学でもやっていることですけれども、そのアンケートのフィードバックというか、時間がちょっとかかるというか、結果についての。それで今年度後期については、項目をこの冊子にある項目以外に文章記述で、それは別に担当者の先生に即座に返してもらう、そういうことをやっております。

それから 3 番目は　これは本当に FD 委員の個人的な試みとしてですけれども　この冊子にも書いていますが、学生さんが本当に、無記名ですから、どこまで真剣にやってもらっているのかということ。学生自身が自己評価ということで、全ての学生さんとは言えませんけれども、どうも先生方の声を聞いていると、私自身もそういう覚えがあるのですけれども、いい加減に評価をしている学生さんもいるようと思われる所以、そういうような学生さんの自己評価表というのを本当の試みですけれども、それを後期に少しやったことがあるということです。以上です。

【長友副学長】先ほどご質問といいますか、ご指摘ございましたので、図書館についてちょっと補足的な説明をさせていただきたいと思います。学術情報研究センターというふうになりましたのは、昨年の卒業式の日なのですけれども、ICT 化が進んで来るということを予想しておりましたので、こういう形で図書館を学術情報研究センターのメインの館になるわけですけれども、こうしたことが、今後有効に働くだろうと考えております。

先ほど開館時間のことについて、以前 22 時までだったのが 21 時までにということなのですが、

付属のこの添付資料の方に　月別のデータは後ろの方にはありますのですけれども　時間別の利用状況の統計も取っております。夜間の大学院もありますので、出来れば22時までというのは継続したかったわけですけれども、利用者数とアルバイト、職員との兼ね合いで、やむを得ず21時に戻したという経緯がございます。それからリポジトリのことですが、108ページに2行だけ書いてございます。「学術コンテンツ基盤構築事業委託事業として採択された」としか書いてありませんが、年度内に公式公開することを目指しております、3月1日に公式公開いたしました。現在、登録数は400足らずということですけれども、頑張って徐々に増えつつあります。この点もICT化を見越して、学術情報研究センターという、情報処理センターと一体化させたということが非常に有効に働きました。

後ろ、パワーポイントをご覧ください。NEAR　　“Nara university of Education Academic Repository”の略なのですけれども　　これがホームページから閲覧できるリポジトリでございます。

【栗林委員長】ありがとうございました。以上で基準についての概括を終えたわけですけれども、それぞれの項目に亘って委員の方々から自分の持ち分以外のところでご発言いただくことになっていたのですが、予定の時間があと5分しかありませんので、特にご指摘いただくこと…質問等分からないところがあつてお願いしようと思っていたのですけれども、ちょっと時間がなくなりました。どうしてもここだけはというところがあつたらご指摘いただきたいと思うのですが、この後の、評価内容に関わる点については、きちつと踏まえておく必要があると思うのですが、ポイント的に一言だけ、これというところがもしありましたら、と思いますけれども。

特に無いようでしたら、私の方から、これは評価全体に関わると思いますので、一つだけ述べさせていただきたいと思いますのは、基準3の23ページ、大学院設置基準による専攻別教員充足状況という、これはいくつかの自己評価の中にも書いていただいておりまして、欠けているところがあると。現段階であつて、教職大学院の準備のために、経過的にそういうことが起こってしまうという実態があるという、そういう評価がされているわけですけれども、ご存じのように学校教育法は、この点については全体としては事前審査から事後評価という大きな流れはあるにしても、最低限の状況は満たしてください。これは非常にはっきりしております、実はお恥ずかしながら、我が大学でも似たような状況で、奈良教育大学さんより遙かにたくさん人員を抱えておるのに、これと同じような状況になっているというのは赤面ものだと思うので、これだけの人数の中で良くやっておられるとは思うのですけれども、この点について欠けているというのは、経過的な措置であるにしても、基本的にはやはり、大学として、つまり評価とは外形的な状態を満たした上で、内実をどう充実させていくか、こういうことが基本になっておるものですから、この点については様々な状況があるにしても、満たさなければ。満たせないのであれば、直ちに組織変更をしなければならない、こういうジレンマに我々は陥っているわけで、この点についてはやはり大きな改善点として言えるのかと思っております。

その他如何でしょうか。それからもう一つ質問させていただきたいのですが、ステークホルダ一調査は、先ほどご指摘があったように、卒業された方、それから学外一般の方たちに対する、

何か大規模なステークホルダー調査というのはされていますか。

【重松理事】先ほどですね、卒業生が含まれているであろうという分に関わっての調査はベネッセに委託して実施しまして、最近その結果がまとまりました。今日お持ちしているのですが。

【栗林委員長】私がお聞きしたかったのはそうではなくて、ステークホルダー、利害関係者と普通言うわけですけれども、会社でしたらお客様、それから大きな会社なら子会社それから様々な周辺機関を指すわけですね。我々の場合は、それでは何を指すのかということですけれども、卒業生が一つですよね。それから学生、学生の保護者、それから同様な研究機関、それから行政機関などもステークホルダーとなります。そういうような包括的に調査するということを試みられているのかどうかということを。随分お金はかかるのですけれども。

【重松理事】その一環としまして、校長先生の方に実施したということがご報告なのですが。全体的にはまだです。

【栗林委員長】ありがとうございます。委員の方たちの中では是非ともということでありましたら、あと一つ二つお願ひして、次の段階に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。そうしましたら、基準について、全体として委員の意見を述べさせていただいて、ご質問にも答えられる範囲で答えていただいたと。16時20分からということで、外部評価委員のみで意見交換、それから全体の報告書の作成に向けての打ち合わせをしたいと思いますので、これは別室でということで。それでは、別室に移っていただくということにしたいと思います。

(以上)

外部評価委員会実施概要

日 時 平成19年3月29日（木）13：30～16：50
場 所 奈良教育大学 管理棟2階 大会議室（及び 第1会議室）
出 席 者 （別紙出席者名簿のとおり）

議 事

- 13：30 開会の辞
13：35 出席者紹介
委員長選出
委員長あいさつ
13：40 奈良教育大学による説明
大学の組織 [副学長（企画担当）山邊 信一]
教育全般、特色 [理事（教育担当）重松 敬一]
学生支援活動 []
広報活動 [理事（総務担当）堀江 克則]
就職状況 [学生支援課長 堀井 始]
入試状況 [入試課長 萩野 正之]
14：30 （大学紹介のビデオ放映・休憩）
15：00 質疑・意見
16：20 外部評価委員のみによる意見交換等（第1会議室に移動）
16：50 閉会の辞

席上配付資料

- ・『奈良教育大学 自己評価書』（※事前配付のもの）
- ・『奈良教育大学 自己評価書 資料編』（※事前配付のもの）
- ・『2007年度 大学案内』（※事前配付のもの）
- ・『2006年 大学概要』（※事前配付のもの）
- ・『奈良教育大学広報誌 ならやま』2006春、2006夏
- ・『奈良教育大学学生広報 天平雲』vol.181～184
- ・冊子1－1－1－1 『中期目標・中期計画一覧表』
- ・冊子1－1－1－2 『2006 大学院学生便覧』
- ・冊子3－2－2 『平成16年度・平成17年度 ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書』
- ・冊子5－1－1－1 『全学テーマ別評価「教養教育」評価報告書（大学評価・学位授与機構）』
- ・冊子5－1－1－2 『2006 履修の手引』
- ・冊子5－1－1－3 『履修モデル』

- ・ 冊子 5－1－2－1 『2006 授業計画 (SYLLABUS) [平成 18 年度 1 回生履修対象科目]』
- ・ 冊子 5－1－2－2 『2006 授業時間割表』
- ・ 冊子 5－1－5 『2006 学生生活』
- ・ 冊子 5－2－1 『平成 15 年度 ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書』
- ・ 冊子 5－2－2 『平成 18 年度 学部二課程再編による標準履修課程表の科目対応 (平成 18 年度以降) について [平成 17 年度以前入学者に適用]』
- ・ 冊子 6－1－5 『奈良教育大学の教育に関するアンケート結果 中間報告』
- ・ 冊子 7－1－3－1 『平成 15 年度 学生生活実態調査報告書』
- ・ 冊子 7－1－3－2 『平成 17 年度 学生生活実態調査報告書』
- ・ 冊子 7－1－3－3 『平成 17 年度 進路に関するアンケート調査報告書 (学部 3 回生対象)』
- ・ 冊子 7－1－3－4 『就職支援室ニュース』 VOL2, VOL3
- ・ 冊子 7－1－5 『留学生の手引き』
- ・ 冊子 7－3－1－1 『ハラスメントのないキャンパスづくりをめざして』
- ・ 冊子 7－3－1－2 『保健センターだより』
- ・ 冊子 8－1－3 『図書館利用案内 2006』
- ・ 冊子 9－1－3－1 『奈良教育大学卒業生アンケート結果報告書 (平成 16 年)』
- ・ 冊子 9－1－3－2 『奈良教育大学大学院修了生アンケート結果報告書 (平成 17 年)』
- ・ 外部評価委員提供資料『FROM NANA っくす』(兵庫教育大学)
- ・ 外部評価委員提供資料『だいじょうぶ！私たちがそばにいるよ』(兵庫教育大学)

(別紙) 奈良教育大学 外部評価委員会 出席者名簿

(敬称略)

・外部評価委員会委員（5名）

兵庫教育大学 大学院学校教育研究科教授	安 部	崇 慶
京都教育大学 教育学部教授	位 藤	紀 美子
大阪教育大学 理事（評価・情報担当）	栗 林	澄 夫 [委員長]
大阪府教育委員会 教育振興室長	山 崎	彰
奈良県教育委員会 教育次長	山 本	吉 延

・本学参加者（23名）

学長	柳 澤	保 德
理事（教育担当）	重 松	敬 一
理事（総務担当）	堀 江	克 則
副学長（企画担当）	山 邊	信 一 [司会進行]
副学長（研究担当）	長 友	恒 人
学長補佐（教育課程担当）	森 本	弘 一
学長補佐（評価担当）	佐 野	誠
評議員	藤 田	正
〃	生 田	周 二
〃	岡 澤	祥 訓
〃	松 村	佳 子
人事委員会委員長 代理	竹 原	威 滋
教務委員会委員長	平 賀	章 三
F D委員会委員長	安 藤	輝 次
学生委員会委員長 代理	比留間	良 介
保健管理センター所長 代理	(学生支援課長)	
秘書・企画課長	岡 田	廣 太 郎
総務課長	川 内	亨
会計課長	窪 川	友 行
施設課長	南 部	隆
教務課長	吉 田	泰 彦
学生支援課長	堀 井	始
入試課長	荻 野	正 之
学術情報課長	山 本	隆 文

・事務陪席者（1名）

秘書・企画課係長（評価担当）	松 下	敏
----------------	-----	---

. 外部評価実施までの経緯

年月日	事 項
平成 18 年	
6 月 21 日	教育研究評議会（第 4 回） … 外部評価の実施について決定
7 月 5 日	点検評価委員会（第 4 回） … 外部評価に係る検討開始
7 月 13 日	点検評価委員会組織評価専門部会（第 1 回） … 外部評価の実施方法等の検討
7 月 19 日	点検評価委員会（第 5 回） … 外部評価の実施方法等の検討
8 月 1 日	点検評価委員会（第 6 回） … 関係委員会への自己評価書原稿作成依頼
10 月 13 日	点検評価委員会（第 8 回） … 関係委員会から提出の自己評価書原稿について
11 月 15 日	点検評価委員会組織評価専門部会（第 2 回） … 自己評価書の作成開始
12 月 15 日	「国立大学法人奈良教育大学の平成 18 年度外部評価実施要項」(平成 18 年規則第 97 号) 制定
"	各機関の長宛に外部評価委員会委員の推薦依頼
12 月 20 日	点検評価委員会組織評価専門部会（第 3 回） … 自己評価書作成作業
平成 19 年	
1 月 22 日	外部評価委員会委員の委嘱
1 月 23 日	点検評価委員会組織評価専門部会（第 4 回） … 自己評価書（案）の点検評価委員会への上申
2 月 6 日	点検評価委員会（第 11 回） … 自己評価書（案）の検討
3 月 6 日	点検評価委員会（第 12 回） … 自己評価書の完成報告
3 月 8 日	外部評価委員会開催の通知・自己評価書等資料の送付
3 月 29 日	外部評価委員会の開催

. 自己評価書

『奈良教育大学自己評価書』（平成19年3月）

（目次）

大学の現況及び特徴	3 9	(1)
目的	4 0	(2)
基準ごとの自己評価		
基準1 大学の目的	4 3	(5)
基準2 教育研究組織（実施体制）	4 9	(11)
基準3 教員及び教育支援者	5 9	(21)
基準4 学生の受入	7 1	(33)
基準5 教育内容及び方法	8 3	(45)
基準6 教育の成果	1 1 1	(73)
基準7 学生支援等	1 2 1	(83)
基準8 施設・設備	1 3 9	(101)
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	1 4 9	(111)
資料一覧（別添資料及び冊子）	1 5 5	(117)
点検評価委員会委員名簿	1 5 9	(121)

大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 国立大学法人奈良教育大学
 (2) 所在地 奈良県奈良市
 (3) 学部等の構成
 学部： 教育学部
 専攻科： 特殊教育特別専攻科
 研究科： 教育学研究科
 関連施設： 教育実践総合センター、自然環境教育センター、学術情報研究センター、保健管理センター、附属小学校、附属中学校、附属幼稚園
 (4) 学生数及び教員数（平成18年5月1日現在）
 学生数： 学部 1,168人、大学院 132人、
 専攻科 16人
 専任教員数： 110人
 助手数： 0人

2 特徴

本学は、明治21年奈良県尋常師範学校として創設されて以来100余年の歴史を有する。この間、奈良県の女子師範学校、青年師範学校の官立移管に伴う合併を経るなど一貫して教員養成機関として教育研究の充実・発展を図りながら、新学制発布の昭和24年5月に奈良学芸大学となり、昭和41年には奈良教育大学と改称した。そして、平成15年の国立大学法人法の施行により、平成16年4月に国立大学法人奈良教育大学が設置する大学となった。

本学においては、広い視野と豊かな人間性の上に高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有する教員、及び社会の多様な変化に対応し、より広い分野で積極的に活躍する人材の養成を目的としている。教育組織として、教員養成を目的とした学校教育教員養成課程と生涯学習社会に対応した広い意味での教育者の養成を目的とした総合教育課程を設置している。

また、情緒障害教育の充実に資するための特殊教育特別専攻科と、教育実践の経験をふまえた教育理論の見直しなどの研究を行いながら高度の科学・芸術の研究に直接参加できる場として大学院教育学研究科（修士課程）を設置している。

これらの教育組織を有する本学の教育研究の特徴としては、次の3つの柱が挙げられる。

(1) 「少人数教育」による教育・研究の充実

本学は、対話形式を重視した学生参加型の授業、研究室ゼミにおける懇切丁寧な卒業論文指導を展開している。小規模大学の特性を生かした「少人数教育」の充実によって、確かな学力の基盤のうえに、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力といった学びを創造し発信する力を着実に身に付けることができる。本学の卒業生に対するアンケートにおいても、本学を卒業したことへの満足度が8割を超え、その理由として学生と教員との距離が近いことが特に多く挙げられている。「少人数教育」はまさに本学の特色と言える。

(2) 「奈良・世界遺産」を生かした教育・研究の充実

本学は、古都・奈良の中心に位置し、豊かな自然と世界遺産を含む多くの伝統文化遺産に囲まれている。世界中から観光客を集めることでキャンパス・ライフを送ることは得がたい経験となる。本学はその利点を生かして、講義や行事、教育活動において、奈良特有の自然環境や文化遺産に触れ、理解を深めるためのさまざまな機会が設けられ、近隣の国立博物館との交流も積極的に行われている。このような体験、学習を通して、日本の伝統文化への理解やそれを外へと発信する国際感覚を養うことができる。

(3) 「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実

本学は、文部科学省の教員養成のための優れたプロジェクトに採択された「鍵的場面での『対応力』を備えた教員の養成」に代表されるように、近隣の地域・学校との連携による実践的なキャリア教育を充実させている。実際の教育現場で起こるさまざまな問題に対処する方法を、提携する小学校において体験的に学ぶこの教育プログラムの他、教育委員会との連携による学校・園への学生ボランティアの派遣などを行なっている。在学時から体験的学習を積むことで、教育機関や社会から要請される実践的能力を育成することができる。

目的

本学は、学則第 16 条（大学の目的）において、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。」と、目的を規定している。

また、中期目標の「大学の基本的な目標」前文に、「創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とする。」と、本学の使命を記載している。

[学士課程]

本学の使命を実現するため、学士課程においては、学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。

この育成を目指して、本学教育学部には、学校教育教員養成課程及び総合教育課程の 2 課程を設置している。次に、それぞれの課程ごとの目的を示す。

学校教育教員養成課程

学校教育教員養成課程は、小学校、中学校、幼稚園、養護学校という学校種別の枠を越えて、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえた幅広い実践的指導力をもった教員を養成する課程であり、主に次の 4 つの力量の形成を目指す。

- ・ 義務教育を幅広く見渡し、学校種に柔軟に対応できる教育的力量
- ・ 授業・教育指導のための実践的力量
- ・ 問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量
- ・ 現代的課題への積極的な対応力

総合教育課程

総合教育課程は、21 世紀にふさわしい学際性と総合教育的視野をもって、学生の豊かな感性と資質・能力を培う新時代対応型の教育を展開する。今日の、多様で広域的、かつ緊急な課題や要請に対し、それに応えられる思考能力や専門知識と技術を修得し、表現能力や創造的精神の旺盛な学生を育成することを目指す。

この教育目的の実現に向けて、学士課程においては、とりわけ教育の成果及び教育内容に関する目標として次のことを掲げ、中期目標期間内（平成 16 年度から 21 年度）にこれらを達成すべく取り組んでいる。

(1) 教育の成果に関する目標

- ・ 学士課程全体を通して、幅広く深い教養と、基礎的な専門的知識・技能を習得させる。
- ・ 教科の教育に関する基礎的知識と技能等を習得させるとともに、わかる授業や適切な生徒指導ができ、子どもの学ぶ意欲を高める豊かな人間性を備えた、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有した教員を養成する。
- ・ 社会の多様な変化に対応した学際的分野で、専門基礎を身につけ、積極的に活躍する人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

- ・ アドミッション・ポリシーに関して、自ら学ぼうとする積極的な意欲、物事を多面的に捉えることできる幅広い基礎学力を備えていることを基本とする。
- ・ 教育理念や教育目標に即した、教育課程の見直しと改善を行う。
- ・ 課題解決能力、コミュニケーション能力等を高めるとともに、自主的・主体的な学習を促す授業形態や

学習方法を推進する。

- ・ 小規模大学、少人数教育の利点を生かした授業方法の活用を図る。
- ・ 授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。
- ・ 社会人のリカレント教育、リフレッシュ教育、生涯学習の視点に立ち、社会人の受け入れを推進する。
また、歴史文化摇籃の地としての奈良の魅力を広く留学生に伝え、留学生の受け入れを推進する（大学院課程共通）。

[大学院]

大学院の目的に関しては、学則第 20 条に、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と規定している。すなわち、大学院課程においては、学士課程との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成を行うものである。

この教育目的の実現に向けて、大学院課程においては、とりわけ教育の成果及び教育内容に関する次の目標を掲げ、中期目標期間内にこれらを達成すべく取り組んでいる。

(1) 教育の成果に関する目標

- ・ 学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授研究し、教育実践を視野に入れた、より高度な専門的力量をもった高度専門職業人としての教員及び教育者の養成をめざす。
また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図る。

(2) 教育内容等に関する目標

- ・ アドミッション・ポリシーに関して、学士課程教育で修得した基礎的・専門的知識・技能が定着していくとともに、教育に関する問題意識と研究への意志及び自己向上意欲を備えていることを基本とする。
また、現職教員にあっては、教育実践に内在する課題意識とその解決への意欲を有することを基本とする。
- ・ 高度専門職業人養成及び現職教員研修の視点を踏まえた教育内容の充実を図り、系統的カリキュラムを編成する。
- ・ 教育に関する専門的知識・技能の定着とその応用、教材開発及び教育実践分析等に関する力量形成に寄与する、学習者参加型の授業形態、学習方法を推進する。
- ・ 授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。

さらに、学士・大学院両課程ともに、教育の実施体制等に関する目標として、

- ・ 教育研究の理念・目標に沿った教育組織を編成すること
 - ・ 良好な授業環境と自習環境の充実を図り、情報ネットワークを整備・活用すること
 - ・ 教育に関する点検・評価を実施し、当該評価結果のフィードバックを行い、教育の質の改善を図ること
- を掲げている。また、学生への支援に関する目標として、充実した生活環境の整備、学生の立場に立ってサポートする学習支援システムの整備を行うことも掲げている。

[専攻科]

特殊教育特別専攻科の目的に関しては、学則第 21 条に、「特殊教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成する」と規定している。

基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1 - 1 - 1 : 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学は、昭和 25 年に学則を制定し、「本学は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、学則第 16 条奈良教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。」として、その目的を規定している（資料 1 - 1 - 1 - A）。

資料 1 - 1 - 1 - A 国立大学法人奈良教育大学学則（第 16 条、第 20 条、第 21 条）

（大学の目的）

第 16 条 奈良教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。

（大学院）

第 20 条 本学に、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成するため、大学院教育学研究科を置く。

（専攻科）

第 21 条 本学に、特殊教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成するため、特殊教育特別専攻科を置く。

また、中期目標の基本目標には、「学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。」と規定している（冊子 1 - 1 - 1 - 1 : p1）。

これに関連して柳澤保徳学長は、平成 18 年度の入学生に対する告示において、「奈良教育大学は、『創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てること』を使命としています。学問の場である大学の中で、教育者としての専門的力量をもった人材を育てようという私たちの強い決意が込められています。皆さんは、すでに大学とはどういうところかをよく知っているとは思うのですが、奈良教育大学と結びつけて、このことの意味を新入生の皆さんと共有しておきたいと思います。」と述べている。

本学では、「有能な教育者養成」を基本理念として、その基本的な方針を大学概要及びホームページ（<http://www.nara-edu.ac.jp/history.htm>）に掲載している（別添資料 1 - 1 - 1 - 1, 1 - 1 - 1 - 2）。具体的に

は、実践的な教授技能を備えた教育者養成を主眼とした教育研究を行う教育系の単科大学として設置された本学は、創造的・実践的な教育者の養成を行い、また、これらを通じて社会との連携を図ることとしている。また、本学の特徴を「1「少人数教育」による教育・研究の充実、2「奈良・世界遺産」を生かした教育・研究の充実、3「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実」にまとめ、大学案内に掲載している（別添資料1-1-1-3）。

大学院の目的に関しては、学則第20条に、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する。」と規定している（資料1-1-1-A）。これらを補足する形で、大学院学生便覧には、養成しようとする人材像において「修士課程においては、実践的・創造的な能力の開発を目指し、また、社会の要請にこたえられる高度の指導的技術者を養成すること」と明記し、さらに専攻ごとに養成しようとする高度な専門能力を持つ人材像が示されている（冊子1-1-1-2：pp.1-6）。

さらに、専攻科の目的に関しては、学則第21条に、「特殊教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成する。」と規定している（資料1-1-1-A）。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を学則で定め、基本理念、教育研究活動の指針を大学概要、ホームページに掲載することによって明示している。また、学則第20条及び大学院学生便覧には、大学院の目的及び大学院で養成しようとする人材像をそれぞれ示している。以上のことから、大学は目的、基本理念、教育研究活動の指針、教育目的などを明確に定めていると言える。

観点1-1-2：目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、学則第16条で「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」とされており、これは大学本来の3つの機能・目的、研究でのacademic freedom、人格形成のための教養基礎教育及び職業人養成に沿っている。

【分析結果とその根拠理由】

上述の本学の学則で明記された目的は、学校教育法第52条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と適合するものである。

観点1 - 1 - 3 : 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的は、学則第20条で、以下のように規定されている。「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」教育と研究の高い水準での接点を設け、高度職業人としての教員・教育者の養成を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の上記目的は、学校教育法第65条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と適合するものである。

観点1 - 2 - 1 : 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

学則第16条に目的が規定され（資料1 - 1 - 1 - A）沿革の概要として掲載している大学概要並びに冒頭に掲載している履修の手引・大学院学生便覧を冊子として教職員全員に配布する一方、ホームページ（<http://www.nara-edu.ac.jp/history.htm>）にも同様に掲載している（別添資料1 - 1 - 1 - 1、1 - 2 - 1）（冊子1 - 1 - 1 - 2 : p1）

また、学生には全員に履修の手引・大学院学生便覧を配布するとともに、学年始めの学年担当教員との懇談会で本学目的を周知している。さらに、観点1 - 1 - 1で挙げたように、入学式において学長が本学の目的を明快に説明している。

教職員及び学生に、本学の目的を示す学則の存在を電子メディアや紙媒体を通じて周知している。

【分析結果とその根拠理由】

全教職員及び全学生に対して、大学概要及び履修案内・大学院学生便覧を配布する一方、ホームページに掲載して、本学の目的を周知する体制を取っている。このため、本学の目的・使命は十分に大学の構成員に認識されていると評価される。

観点1 - 2 - 2 : 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的と使命は、大学概要やホームページに掲載することによって、社会に対して公表している（別添資料1 - 1 - 1 - 1、1 - 1 - 1 - 2）。また、教育学部の課程ごとに教育理念として掲載した大学案内（入学案内）を、県下の高等学校を中心に教育機関へも配布する一方、教職員による学校訪問やオープンキャンパスでも参加者に配布している（別添資料1 - 2 - 2）。

【分析結果とその根拠理由】

本学のホームページ、大学概要及び大学案内に掲載することによって、社会に対して広く本学の目的を公表している。

上記の媒体を通じて、教育大学としての教員・教育者の養成の使命を果たすための教育・研究活動が分かりやすく公表されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学の目的として掲げられた「有能な教育者の養成」と「奈良県の特色ある文化の発展への貢献」は、明確な理念として、本学の教育・研究活動の基盤となっている。この目的は、外的な要請も含めて（例：平成9年5月小杉文部大臣による教員養成課程学生定員5,000人削減計画）教育研究組織の変革を経ながらも、不動確固たる意義を持ってきたと評価できる。また、この1つ目の目的の具体化のため、教育学部を構成する2つの課程ごとの教育理念や養成する学生像を明示している。大学院教育学研究科についても、その目的と養成する人材像が専攻及びその内部組織の専修ごとに明確化されている。大学案内、大学概要、学生便覧、さらにはホームページ等の媒体を通じての周知が図られていると評価できる。

【改善を要する点】

教職員及び学生が本学の目的をどの程度認識しているかについて調査は行っていないが、学則で規定しており、すべての教職員及び学生が知るところである。しかし、大学の目的、教育理念及び養成する人材像などを今後、さらに、教職員及び学生に認識を深めさせるような活動が必要であると考えている。社会に対しても本学の目的を更によく理解してもらう対外的な広報活動の工夫が同様に必要である。

（3）基準1の自己評価の概要

本学の目的は、学芸の理論とその応用を教授研究し、高い知性と豊かな教養を備える人材、特に有能な教育者を育てるとともに、奈良の特色ある文化の向上を図ることにある。この目的は、学校教育法第52条の規定「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という目的に合致している。

また、大学院（教育学研究科）については、「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」目的がある。この修士課程の目的は、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的」とした学校教育法第65条の趣旨に適合するものである。

本学の目的は、大学概要や履修の手引・大学院学生便覧を冊子として配布し、ホームページに掲載して、全教職員及び全学生に周知を行っている。

社会に対しては、大学のホームページ、大学案内及び大学概要に沿革の概要として掲載することによって、公表している。

教職員及び学生が本学の目的をどの程度認識しているかについて調査は行っていないが、学則で規定しており、すべての教職員及び学生が知るところである。しかし、大学の目的、教育理念及び養成する人材像などを今後、さらに、教職員及び学生に認識を深めさせるような活動が必要であると考えている。社会に対しても本学の目的を更によく理解してもらう対外的な広報活動の工夫が同様に必要である。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2 - 1 - 1 : 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学則第 16 条の目的に沿い、広い視野と豊かな人間性の上に、深い教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有する教員の養成と、生涯学習社会における広い意味での教育者の養成を使命としている。

本学の教育学部では、この 2 つの使命をそれぞれ学校教育教員養成課程及び総合教育課程が担っている（資料 2 - 1 - 1 - A）。それぞれの課程は、コース、専修という教育組織で構成される。この階層構造ごとの共通科目が用意されている。2 つの課程は、以下のそれぞれの教育方針（資料 2 - 1 - 1 - B）のもと、4 年間にわたって系統的なカリキュラムを展開している。また、2 つの課程に対するそれぞれの大学教員の関与の仕方を明確にするために、主担当と副担当の区別を明らかにして、責任指導体制を明確にしている（別添資料 2 - 1 - 1）。

資料 2 - 1 - 1 - A 教育学部課程等一覧

課 程	コース	専 修
学校教育教員養成課程	教育・発達基礎コース	教育学専修 心理学専修 幼年教育専修 特別支援教育専修 (生活科教育専修)
	言語・社会コース	国語教育専修 社会科教育専修 英語・国際理解教育専修 (生活科教育専修)
	理数・生活科学コース	数学教育専修 理科教育専修 技術教育専修 家庭科教育専修 (生活科教育専修)
	身体・表現コース	音楽教育専修 美術教育専修 保健体育専修 (生活科教育専修)
総合教育課程	文化財・書道芸術コース	古文化財科学専修 文化財造形専修 書道芸術専修

総合教育課程 (前頁より)	環境教育コース	地域環境専修 自然誌専修
	科学情報コース	情報数理専修 物質科学専修

出典：2006 年大学概要

資料 2 - 1 - 1 - B 教育学部各課程での教育方針

学校教育教員養成課程での教育方針

学校教育教員養成課程は、小学校、中学校、幼稚園、養護学校という学校種別の枠を越えて、幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえた幅広い実践的指導力をもった教員を養成する課程である。主に次の四つの力量の形成を目指している。

- 1) 義務教育を幅広く見渡し、学校種に柔軟に対応できる教育的力量
- 2) 授業・教育指導のための実践的力量
- 3) 問題をかかえる子どもたちに対する臨床的力量
- 4) 現代的課題への積極的な対応力

総合教育課程での教育方針

総合教育課程は、21世紀にふさわしい学際性と総合教育的視野をもって、学生の豊かな感性と資質・能力を培う新時代対応型の課程として設置され、多様な今日の広域的かつ緊急な課題や要請に対し、それに応えられる思考能力や専門知識と技術を修得し、表現能力や創造的精神の旺盛な学生を育成することを目指している。

【分析結果とその根拠理由】

本学教育学部の2つの課程は、学士課程における教育研究の目的を果たすため明確に組織化され、かつ適切に運用されていると考えられる。

それぞれの課程は、授業や種々の教育活動で相補的な役割を持ちながらも、責任指導体制のもと、独自の特色と教育成果を打ち出していると評価できる。

観点 2 - 1 - 2 : 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学学士課程の授業科目は、一般教養教育と専門教育との2つに大別され、それぞれが有機的に関連づけられて授業科目区分を構成している。

一般教養教育には、2課程を対象とし、「幅広く、深い教養や総合的な判断力を養い、豊かな人間性の形成」をめざした「学部共通科目」と、学校教育教員養成課程を対象とし、幅広い教養的内容を含み込んだ基礎教育としての「学校教育基礎科目」とがある。

くわえて本学では、専門教育科目についても、教員を養成する基礎として、問題解決能力や多様な価値観等の育成をめざして、広義の教養教育的性格を持たせた内容をもって展開してきた。具体的に見ると、学校教育教員養成課程の専門教育は、基本的には教育職員免許法に規定されたものであるが、本学では、義務教育を幅広く見通し、異校種に柔軟に対応できる教育的力量の基礎形成をめざす内容編成となっている。他方、総合教育課程の専門教育は、現代的な課題（生涯学習社会、国際化、情報化、環境問題等）に応える総合的で横断的にして学際的な視点と、広い意味での教育者養成の視点を構成原理としてカリキュラム編成を行っている。

教養教育の実施体制としては、次の4つの組織がある。教育研究評議会傘下の教育企画委員会は、教育課程及び教育方法に関する方針を審議する組織である（別添資料2-1-2-1）。この審議に付するための原案作成や教育課程の開発を担うのが教育課程開発室である（別添資料2-1-2-2）。次に、教養教育の実施・運用は教授会傘下の教務委員会で審議される（別添資料2-1-2-3）。更に、教養教育を含むすべての授業内容の改善・充実を図るため、教授会傘下でファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会が設置されている（別添資料2-1-2-4）。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、一般教育科目はもとより、専門教育科目においても広義の教養教育的性格を持たせた内容を展開している。その実施体制としては、教育課程開発室、教育企画委員会、教務委員会及びFD委員会が有機的に連携しており、適切な実施体制となっている。

観点2-1-3： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院では、学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授・研究し、高度専門職業人としての教員等の教育者の養成を使命としている。この実現のため、教育学研究科（修士課程）を3つの専攻で構成し、さらにその専攻を、いくつかの専修に区分した教育組織としている（資料2-1-3）。また、現職教員の就学支援のため、昼夜開講制度、長期履修学生制度、大学院修学休業制度が用意されている。

資料2-1-3 教育学研究科（修士課程）専攻・専修一覧

専 攻	専 修
学校教育専攻	教育科学専修 教育心理学専修
教育実践開発専攻	カリキュラム開発専修 教育臨床・特別支援教育専修
教科教育専攻	国語教育専修 社会科教育専修 数学教育専修 理科教育専修 音楽教育専修

教科教育専攻 (前頁より)	美術教育専修
	保健体育専修
	英語教育専修
	生活科学教育専修

教員組織については、学校教育専攻と教育実践開発専攻では専攻に対応した講座組織とする一方、教科教育専攻では9つの専修に講座が対応し、それぞれ指導体制を明確にしている。本学大学院は、教員養成大学の中では比較的早期に設置され、設置後20年を経た平成16年度に改組されて現在の3専攻の組織となった。特に、教育実践開発専攻では教育実践に関する現代的な諸課題の解決能力育成を図っているが、この教育目標は、現在(平成18年10月)設置準備中の教職大学院での活動で更に具体化されると期待される。

【分析結果とその根拠理由】

高度専門職業人としての教育者の養成のため、体系的なカリキュラムを組んでいる。

本学大学院における3専攻13専修の教育組織は、現職教員の就学支援のためのしくみなどと合わせ、教育学研究科(修士課程)として、学校教育の高度化と多様化を踏まえつつ、体系的なカリキュラムに従い、教育に関する諸科学の理論と実践を教授・研究し、高度専門職業人としての教員等、教育者を養成するという教育研究の目的を達成する上で適切なものと言える。

観点2-1-4：別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、平成4年度より、「特殊教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成すること」(国立大学法人奈良教育大学学則第21条および奈良教育大学特殊教育特別専攻科規則第2条)を目的として、特殊教育特別専攻科を設置している。専攻は情緒障害である。上記「目的」は「主として現職教員を対象」としているが、それに加えて、教育・福祉分野で情緒障害教育に携わろうとする社会人にも入学の門戸は開かれており、現職教員を中心とした社会人を対象として開設されているとも言える。学生定員は15名である。

特別専攻科には一種免コースと専修免コースの2コースがある。養護学校教諭一種免許状を有する者を対象とするのが専修免コース、同免許状を有しない者は一種免コースである。それぞれのコースの履修課程表に基づいて30単位以上修得することが修了要件である。3つの授業科目が用意され、一種免コースには養護学校での教育実習が必修科目として課されている。所定の単位を修得することにより養護学校教諭一種免許状または養護学校教諭専修免許状を取得することができる。

修業年限は1年であるが、2年にわたり履修することも可能である。ただし、2年を超えて在学することはできない。

特別専攻科の長所として、次の3点が挙げられる。

- 1) 小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教員免許状を有していれば、1年間で養護学校教諭免許状(一種または専修)が取得できる。

2) 現職教員、現職教員以外の社会人、4年生大学を卒業した学生などいろいろな年齢層の学生で構成されている。とりわけ、若い学生にとって得るところが多い構成であるとともに、現職教員や社会人にとっても若い力に良い刺激を受ける。

3) 教育現場では教育実践や学校運営等に忙殺されがちな現職教員にとって、1年間の教育期間は、専門知識を身に付けると同時に、気持ちをリフレッシュさせ、教師活動でのマンネリ化を防ぐ良い機会となる。

教育委員会派遣の現職教員は、奈良県を中心に、兵庫県、和歌山県からも派遣されている。教育委員会派遣の現職教員は全て教育現場に戻り、障害児教育のスペシャリストとして養護学校や障害児学級で中心的な役割を担って活躍している。

特別専攻科に対応する基幹的な教員組織は、教育実践開発講座に所属する専任教員5名（特別支援教育分野4名、教育臨床分野1名）であり、これに非常勤講師の協力を得てカリキュラムを開設している。専任教員の専攻は、障害児教育学、障害児心理学、小児神経学、児童青年精神医学、障害児教育方法学がそれぞれ1名ずつであり、いずれも学士課程と兼任であるものの、養護学校教員養成の課程認定に必要な水準を満たすものとなっている。

なお、特別支援学校免許制度の発足に伴い、現行の特殊教育特別専攻科（情緒障害専攻）は、平成19年度より、特別支援学校免許状（一種および専修）の取得が可能な「特別支援教育特別専攻科」に改組する予定である（課程認定申請中）。新たな「特別支援教育特別専攻科」では、従来の情緒障害専攻の蓄積を生かしつつ、発達障害等新たな課題への対応を図るために、「情緒障害・発達障害専攻」として、専攻の幅を広げることになっている。

【分析結果とその根拠理由】

本学に設置されている特殊教育特別専攻科の教育研究組織については、学生定員、専攻およびコースの設定、カリキュラム、担当する教員組織（指導体制）のいずれにおいても、その目的を達成する上で適切なものと言える。とりわけ、「情緒障害専攻」という専攻設定は、近隣の他大学にはないユニークなものであり、専任教員の専門性を生かしつつ、近隣府県を含む地域のニーズに適切に応え得るものである。特別支援教育への移行という新たな課題に対して、従来の蓄積を継承しつつ、「情緒障害・発達障害専攻」として、積極的な対応を図ろうとしている点も評価される。

問題点として、学生数が定員を満たさない年度があることである。教育委員会派遣の現職教員の増員を教育委員会に働きかけると同時に、特別専攻科の存在をより広くアピールしていくことが必要である。

観点2 - 1 - 5： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、大学附置施設として学術情報研究センターと保健管理センターがあり、教育学部附属として教育実践総合センターと自然環境教育センターがある。また、平成18年度末において、特別支援教育研究センターが設置された。

学術情報研究センターは、本学の教育研究に資することを目的とし、図書館部門、情報基盤部門及び研究開発部門より構成されている（別添資料2 - 1 - 5 - 1）。それらは、書誌情報の収集・発信、電子メディアによる学術情報の伝達と普及でのインフラ機能、また伝統ある教育資料の保管と展示の役割を担っている。

保健管理センターは、学生および教職員の身体的・精神的な健康を一元的に管理することを目的とした組織で

ある（別添資料2-1-5-2）。各種健康診断による健康管理のみならず、学生や教職員の自発的な健康増進に貢献する情報提供、啓発活動を展開している。

教育実践総合センターは、教育実践研究部門、情報・メディア教育部門、教育臨床研究部門及び教材開発実践利用部門で構成される（別添資料2-1-5-3）。教師教育に関する研究と指導、教育実習のコーディネイト、教育メディアの利用と情報処理教育の指導、学校におけるいじめ・不登校に関する教育臨床研究、物質の微視的世界に関する新規な教材開発研究等の活動内容を持つ。学校支援・コンサルテーション及び奈良県教育委員会・教育研究所との連携活動等で、大学と地域とを結ぶ「Hub」的役割を持っている。

自然環境教育センターは奈良実習園と奥吉野実習林で成り立っている（別添資料2-1-5-4）。自然環境教育に関する理念の確立・方法の研究と開発・教材の開発・実践的指導者の養成・施設と設備の開放・公開講座の実施・両施設の運用管理の目的を持っている。

特別支援教育研究センターは、特別支援教育の全国展開を踏まえ、障害や発達上の困難を持つ子ども・青年に必要な教育および関連諸サービスに関する理論的研究と実践的な取り組みを総合的に進めることを目的としている。センターは発達支援部門と教育実践支援部門で構成され、教育実践モデル開発機能と地域連携の2つの機能を持っている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育研究の目的を達成するため、5つのセンターはそれぞれ目的を規定で明確に定めるとともに、専任あるいは兼任の教職員を配置して活動の充実を図っている。以上の実績や計画より、センター全体の活動は大学の目的達成に重要な貢献があり、その内容は教育研究の目的を達成する上で適切と判断できる。

観点2-2-1：教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

平成16年度からの大学法人化に伴い、新たな運営上の組織体制が敷かれた。この中で、教育研究評議会（以下「評議会」という。）は、教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議することとした。また、教授会は、法人化前から存在したが、法人化後も教育全般に関する事項を所掌している。評議会には、教授会選出委員が9人入っており、方針的事項を扱う評議会と具体的な教育上の事項を扱う教授会は、太いパイプで結ばれている。また、毎月の評議会での審議・決定事項は、ほとんど漏れなくその1週間後の教授会で報告されており、教授会での審議の焦点化・充実化が図られている。

評議会への教育に関する提案議題の検討、及び教育に関する審議の進め方について、「運営会議」という組織が機能している。運営会議は、学長・理事及び副学長で構成されており、学長は理事・副学長を通じて各委員会や室での教育に関する取り組みを掌握することができる。この学長を囲む運営会議は毎週開催され、評議会及び教授会での議事運営上の調整の役割を果たしている。この調整機能が、教育に関する事項全般の効果的な審議をもたらしている。時としてリアルタイムの審議が求められる教育に関する事項を扱うため、定例では月1回の評議会と教授会は、下表（資料2-2-1）に示したように臨時での開催も行われた。

資料 2 - 2 - 1 - A 教育研究評議会等開催回数

会議名	平成 16 年度	平成 17 年度
教育研究評議会	18	19
教授会	14	15
運営会議	44	50

【分析結果とその根拠理由】

本学、教授会は全教員が参加し、評議会より報告される教育に関する方針的な重要事項を勘案して、充分な議論をつくした審議を行っている。この審議のための教授会資料は、議論の焦点化・充実化を図るため運営会議で事前に吟味されている。以上、本学では、評議会、教授会及び運営会議が、教育に関する重要事項を審議する上で、それぞれの役割を適切に担いつつ、必要な活動を行っていると言える。

観点 2 - 2 - 2 : 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

本学には、教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会、教育企画委員会及び教育課程開発室がある。それぞれの審議事項と組織(メンバー構成)及び平成 16、17 年度での開催回数を示す(資料 2 - 2 - 2)。

資料 2 - 2 - 2

教務委員会 (審議事項)
第2条 委員会は、教務に関する次の各号に掲げる事項について審議する。
一 教育課程の運用に関すること。 二 授業に関すること。 三 入学、卒業、修了、休学、退学等学籍に関すること。 四 教育行事に関すること。 五 科目等履修生、特別聴講学生等に関すること。 六 介護等体験に関すること。 七 その他教務に関し必要なこと。
(組織)
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一 副学長(教育担当) 二 教授会において選出された者 8人 ただし、同一講座に所属する委員は1人までとし、学校教育教員養成課程及び総合教育課程のそれぞれの担当教員(副担当教員を除く。)を2人含むものとする。 三 教務課長
2 学長補佐(教育課程担当)は、必要に応じて委員会に出席するものとする。 3 第1項第二号の委員は、学長が委嘱する。
(開催回数) 平成 16 年度 26 回、平成 17 年度 29 回
ファカルティ・ディベロップメント委員会 (審議事項)
第2条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメントの推進に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 授業の内容及び方法の開発を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。)の実施計画の作成に関すること。
- 二 全学的な FD の実施及びその総括に関すること。
- 三 その他、FD の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長(教育担当)
- 二 教授会において選出された者 5人
- 三 教務委員会委員 1人

四 教務課長

2 前項第二号の委員は、学長が委嘱する。

(開催回数) 平成 16 年度 9 回、平成 17 年度 11 回

教育企画委員会

(審議事項)

第2条 委員会は、教育及び学生に関する次の各号に掲げる事項の基本方針について審議する。

- 一 教育課程及び教育方法に関すること。
- 二 学生の入学、修学、卒業、修了及びその他学生の在籍に関すること。
- 三 学生への支援、指導に関すること。
- 四 その他教育及び学生に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事(教育担当)
- 二 学長補佐(教育課程担当)
- 三 学長補佐(就職担当)
- 四 学長補佐(入試担当)
- 五 教授会において選出された評議員のうちから 3 人
- 六 教務委員会委員長
- 七 教育実習委員会委員長
- 八 ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
- 九 学生委員会委員長
- 十 留学生委員会委員長
- 十一 教務課長
- 十二 学生支援課長
- 十三 入試課長
- 十四 学長が指名する者 若干名

2 前項第五号及び第十四号の委員は、学長が委嘱する。

(開催回数) 平成 16 年度 13 回、平成 17 年度 13 回

教育課程開発室(平成 18 年度発足)

(任務)

第2条 開発室は、次に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行う。

- 一 教育課程に関すること。
- 二 その他、教育課程の開発に関する重要な事項

(組織)

第3条 開発室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 理事(教育担当)
- 二 学長補佐(教育課程担当)
- 三 学長が指名する教員 2 人
- 四 教務課長
- 五 学長が指名する事務職員 若干名

2 前項第三号及び第五号の室員は、学長が委嘱する。

出典(審議事項、任務 及び 組織の項): 各委員会等規則

教務委員会と FD 委員会は教授会の下に置かれているため、教授会選出委員を中心の構成である。教育企画委員会は教育研究評議会の下に置かれ、教育担当の理事を委員長として、学長補佐及び各種委員会委員長が出席して、教学全般的な事項の方針策定とともに、各委員会間の意思疎通を図っている。教育課程開発室は教育担当理事の下、教育課程の開発のための資料収集・分析、企画・立案を担っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育課程及び教育方法を検討する体制として、企画・立案の教育課程開発室、方針策定の教育企画委員会、教育課程運用の教務委員会、そして教育方法・内容の研究の FD 委員会が有機的に連携して、標題の検討のための適切な体制を敷いている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学では、学士課程、大学院課程および特殊教育特別専攻科のそれぞれにおいて、この間いくつかの組織改編を行ってきた。学士課程については、平成 11 年学部改組（2 課程編成）を経て、平成 17 年には学校教員養成課程の定員増および総合教育課程の再編を実施して、現行の教育研究組織を整備した。一方大学院課程については、平成 16 年に従来の 11 専攻を現行の 3 専攻 13 専修に改組している。特殊教育特別専攻科については、平成 19 年度より、特別支援教育特別専攻科（情緒障害・発達障害専攻）として新たなスタートを切るべく準備を進めている。これらの改組はいずれも、社会的・時代的要請を勘案しつつ、当該教育研究組織の目的をよりよく実現していくために実施されたものであり、そうした過程を経て到達した現行教育研究組織は、本学のポテンシャルを時代のニーズに適合させるべく、学内の叡智を結集して生み出されたものである。また、こうした組織改編の際には、いずれの場合も学生に対する責任ある指導体制を確保すべきことを重視し、たとえば、学部 2 課程における主担任・副担任制度などの制度的な保証を確立してきた。

各センターはそれぞれの目的に応じた主体的な活動を展開すると同時に、学部・大学院の教育研究への支援、社会との連携・協力及び貢献等、多様な取り組みを行っている。

教養教育の実施体制、教育活動に係る重要事項を審議する体制、教育課程・教育法法統を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を創出してきている。

【改善を要する点】

授業実施、カリキュラムの検討、単位認定等の教務事項全般を扱う教務委員会は、平成 16 年度 26 回、平成 17 年度 29 回と、月 1 回のペースをはるかに超えた頻度で開催され、教育課程・教育方法の実質的・具体的検討を行った。学部・大学院を合わせて教務事項が多く、これらが教務委員会に集中している現状があり、この点の改善・緩和が必要である。

(3) 基準 2 の自己評価の概要

本学の教育研究組織（実施体制）は、学生教育組織については、2 課程 7 コース 22 専修からなる学士課程、3 専攻 13 専修からなる大学院課程（修士）、1 専攻 2 コースからなる特別専攻科からなる。これらはいずれも、社

会的・時代的要請に鑑みつつ、当該組織の目的をよりよく実現していくために、いくたびかの組織改編を経て、現行の組織となったものであり、大学の目的に照らして、現時点においては最善の組織形態であると考えられる。

一方、これらの学生教育組織に対応する教員組織は、基本的には大学院課程の学生組織に対応した講座編成をとっている。学部については、2つの課程双方の学生教育に明確な責任指導体制を確立すべく、主担任・副担任制度を導入するなどの対応をとっており、小規模単科大学のメリット（少人数指導による教育・研究の充実など）を生かしつつ、同時にその困難さ（教職員数の絶対的な少なさなど）をカバーする体制として、本学の教育研究の目的に照らして適切なものと言える。

さらに、本学に設置された5つのセンターは、それぞれ教育研究の目的を達成するための役割を担っている。学術情報研究センターは、書誌情報・電子情報の受発信を通じて本学の教育研究の水準向上に貢献している。保健管理センターは、学生及び教職員の一元的な健康管理とともに、積極的な健康に関する啓発活動を展開している。教育実践総合センターは、本学と地域との連携諸活動を結ぶHubの役割を果たしている。自然環境教育センターは、実践的な環境教育のフィールドを提供している。また、特別支援教育研究センターは、特別支援での本学の教育研究成果を活かした地域連携活動を展開している。以上、5つのセンターは、学部・大学院の教育研究と不可分の機能を有している。

教養教育の実施体制、教授会をはじめとする教育活動に係る重要事項を審議する体制、教務委員会をはじめとする教育課程・教育法法統を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を創出してきている。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-1：教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の教育目的を達成するための教育組織編成の学内基本方針については、中期目標・中期計画に示された教育の成果に関する目標（国立大学法人奈良教育大学中期目標・中期計画 II-1-(1)）に基づき、全学的な経営戦略の確立、及び運営組織の効果的・機動的な運営の具体的方策を出すことになる（冊子1-1-1-1 : pp.2-3）。そこで基本方針は、役員会の議を経て学長の意志決定に従い策定される。具体的な運用は各組織の責任で行うことが基本とされている（中期目標・中期計画 III-1）（冊子1-1-1-1 : pp.8-9）。それに基づいて教員組織は、大学院教育学研究科の3専攻内の13の専修に対応する11講座編成で成り立っている。さらに、附属教育実践総合センター、自然環境教育センター、学术情報研究センターに専任教員が配置されている。

これまで学部改組、大学院改組を経て、一貫して大学院設置基準を下回らないという最低条件に準拠しながら教員配置を行ってきた。しかし、教職大学院（仮称）設置（平成20年予定）に向けて、定年教員の不補充を行い、これまでの教育学研究科の改組を考慮するにあたり、これまでの大学院合、合教員配置の完全な条件の維持は難しいことが明らかになった。そこで、教職大学院（仮称）と従来の教育学研究科の改組を含めた教員組織の見直しが進行中である。そこで見直しについては、教育研究機能の充実・活性化、それらの活動の特色化・個性化等の観点から、自己点検評価結果と社会的要請を踏まえて目標計画に関する委員会で原案を検討している（中期目標・中期計画 III-2）（冊子1-1-1-1 : p.9）。

【分析結果とその根拠理由】

現教員組織編成は、過去の改組を経ても大学院設置基準を下回らないという配慮から適切に行われている。また、新しい教職大学院（仮称）及び従来の教育学研究科の改組を考慮した組織の見直しが教職大学院設置準備委員会において具体的に進行中である。この際、教職大学院での必要専任教員数を念頭に置きながらも、現行大学院の教員組織が慎重に整備される予定である。

観点3-1-2：教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

学部、大学院及び専攻科における学生収容定員と、過去3年間における専任教員数、非常勤講師数及び専任教員1人当たりの学生数を次に示す（資料3-1-2-A）。

資料3-1-2-A 学生収容定員と教員数

学生収容定員				専任教員数			非常勤講師数			専任教員1人当たりの学生数（定員ベース）		
学部	大学院	専攻科	計	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18
1,020	120	15	1,155	118	118	111	126	137	143	9.8	9.8	10.4

平成 16～18 年度の 3 年間において、定年教員の不補充分の教員数が減少している。しかし、専任教員 1 人当たりの学生数は、9～10 人を維持している。

【分析結果とその根拠理由】

教職大学院（仮称）設置準備のために、現在後任不補充の状況が続いているが（一部解除）、学内の大学院、学部及び専攻科の教育を十分に遂行できる教員数は確保できている。専任教員 1 人当たりの学生数は、おおむね 10 人である。これは、他大学に比べてほぼ同じかあるいは低く（資料 3 - 1 - 2 - B）、教育課程の遂行において必要な教員は確保されていると評価できる。

資料 3 - 1 - 2 - B 本学及び他の教員養成大学教員 1 人当たりの学生数一覧表

	教育学部 (a)	うち教員 養成	教員数 (兼担 を含む) (b)	助手数	教員1人当 たりの学 生数 (a/b)	教育学 研究科 (修士) (c)	教員数 (兼担 を含む) (d)	助手 数	教員1人 当たり の学 生 数 (c/d)
奈良教育大学	1,020	570	118	0	8.64	120	116	0	1.03
北海道教育大学	4,840	2,800	393	1	12.32	328	380	0	0.86
宮城教育大学	1,380	780	115	2	12.00	114	121	0	0.94
東京学芸大学	4,260	2,360	331	9	12.87	592	361	0	1.64
愛知教育大学	3,500	2,053	253	9	13.83	300	238	0	1.26
京都教育大学	1,200	780	107	0	11.21	145	117	0	1.24
大阪教育大学	3,910	2,290	292	11	13.39	442	278	0	1.59
福岡教育大学	2,520	1,720	188	0	13.40	200	159	0	1.26
上越教育大学	640	640	156	4	4.10	600	156	0	3.85
兵庫教育大学	640	640	162	0	3.95	600	162	11	3.70
鳴門教育大学	400	400	149	13	2.68	600	144	0	4.17

学生数は、各大学の平成18年度計画の平成18年度収容定員より、また、教員数は、大学基準協会の平成17年度大学一覧(平成17年5月1日現在)より転載。

観点 3 - 1 - 3 : 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

教育職員免許状による一種免許状授与の課程認定上の必要教員数を算出し、専任教員数の充足率を次に示す（資料 3 - 1 - 3）

資料 3 - 1 - 3 教育職員免許法による課程認定上の必要教員数に対する充足率

	課程認定上の 必要教員数	教員数	充足率
平成 17 年度	70	116	165.7%
平成 18 年度	67	110	164.2%

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準による教員数の比較において、学士課程の必要専任教員数を確保しているといえる。

観点3 - 1 - 4 : 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院における専攻別の大学院専任教員配置状況を次に示す(資料3 - 1 - 4 - A、3 - 1 - 4 - B)

資料3 - 1 - 4 - A 大学院設置基準による教員充足状況

専攻	大学院設置基準による必要教員数	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		教員数	充足率	教員数	充足率	教員数	充足率
教科教育	76	79	103.9%	77	101.3%	72	94.7%
学校教育	10	10	100.0%	11	110.0%	11	110.0%
教育実践開発	18	18	100.0%	18	100.0%	17	94.4%
計	104	107	102.9%	106	101.9%	100	96.2%

教育実践開発専攻にあっては、大学院設置基準による必要教員数の明示がないため、平成16年度の設置時の研究指導教員及び研究指導補助教員数の和を計上。

資料3 - 1 - 4 - B 大学院設置基準による専攻別教員充足状況(平成18年度)

専 攻	大学院設置基準による専攻別充足状況			教員配置状況		
	研究指導教員	研究指導補助教員	計	研究指導教員	研究指導補助教員	計
教科教育	国語教育	4	3	7	4	3
	社会科教育	6	6	12	7	5
	数学教育	4	3	7	3	2
	理科教育	6	6	12	5	7
	音楽教育	4	3	7	4	2
	美術教育	4	3	7	5	2
	保健体育	4	3	7	5	2
	生活科学教育	7	5	12	7	4
	英語教育	3	2	5	2	3
小 計		42	34	76	42	30
72						
学校教育		6	4	10	7	4
教育実践開発		9	9	18	9	8
合 計		57	47	104	58	42
100						

教育実践開発専攻にあっては、大学院設置基準による必要教員数の明示がないため、平成16年度の設置時の研究指導教員及び研究指導補助教員数を計上。

【分析結果とその根拠理由】

大学院設置基準に基づく必要教員数を見た場合、資料 3 - 1 - 4 - A のとおり 18 年度においては、学校教育専攻は必要教員数を上回っているが、教科教育専攻と教育実践開発専攻においては必要教員数をわずかに下回っている。

また、資料 3 - 1 - 4 - B により、その詳細を専攻別に見ても、学校教育専攻においては研究指導教員及び研究指導補助教員はともに充足しているが、教科教育専攻と教育実践開発専攻は、研究指導補助教員の総数が充足していない。これは、教職大学院設置のための教員人事に関わる一過性の要因があるが、設置基準の弾力化が想定される中、新たな雇用形態での特任教員登用での対応でカバーできる範囲と考えられる。

観点 3 - 1 - 5 : 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

（該当なし）

【分析結果とその根拠理由】

観点 3 - 1 - 6 : 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

資料 3 - 1 - 6 - A に、平成 18 年 5 月現在の教員組織の年齢構成、女性教員数比率、他機関経験者比率、本学以外の大学・大学院出身教員比率を示す。

まず、年齢構成は、60 歳以上が 14.5%、55～59 歳が 19.1%、50～54 歳が 20.9%、45～49 歳が 17.2%、40～44 歳が 20.9、35～39 歳が 6.4%、30～34 歳が 0.9%、30 歳未満が 0.0% となっている。教員の新規採用は公募制によって行われている。その際、近い分野間の教員の年齢構成に若干の配慮はするが、大学全体の年齢構成には特に配慮は行っていない。

女性教員数比率は 20.9%、他機関経験者比率は 49.1%、本学以外の大学・大学院出身者教員比率は 90.0% となっている。

資料3 - 1 - 6 - A 教員の構成(平成18年5月1日現在)

年齢構成

区分		教授	助教授	計
26~29歳	男	0	0	0
	女	0	0	0
30~34歳	男	0	0	0
	女	0	1	1
35~39歳	男	0	4	4
	女	0	3	3
40~44歳	男	2	20	22
	女	0	1	1
45~49歳	男	7	8	15
	女	2	2	4
50~54歳	男	15	5	20
	女	2	1	3
55~59歳	男	13	2	15
	女	6	0	6
60~64歳	男	11	0	11
	女	5	0	5
計	男	48	39	87
	女	15	8	23

女性教員比率

教員数	女性数	女性の割合
110	23	20.9%

他機関経験者比率

教員数	他機関経験者数	他機関経験者の割合
110	54	49.1%

本学以外の大学・大学院出身教員比率

教員数	本学以外の大学・大学院卒業・修了者数	本学以外の大学・大学院出身者の割合
110	99	90.0%

任期制については、平成18年度に入り重点的に検討を続け、多様な雇用形態の制度が設定された(資料3 - 1 - 6 - B)(別添資料3 - 1 - 6 - 1、3 - 1 - 6 - 2)。このうちの非常勤の教員としての特任教員制度が平成19年度から実施され、4人の特任教員が採用される。

また、外国人教員の確保に関しては、学内での十分な審議を尽くした上で、平成18年9月現在、任期付教員と

して公募中である。

資料 3 - 1 - 6 - B 大学教員の新たな雇用形態の概要

区分	雇用形態（任期付き教員）					
	常勤教員（任期付き）		非常勤教員（特任教員）		実務家教員（みなし専任）	
	外国人教員	実務家教員（常勤）				
1) 対象となる職	教授・助教授・講師	教授・助教授	教授・助教授・講師	教授・助教授・講師	教授・助教授・講師	教授・助教授・講師
2) 勤務形態	常勤	常勤	常勤	非常勤	非常勤	非常勤
3) 任期又は雇用期間	任期 年 (最長5年)	任期2年(再任は、3年以内)	任期3年(再任は、3年以内)	1年(5年を限度として、1年更新)	1年(5年を限度として、1年更新)	1年(5年を限度として、1年更新)
4) 資格基準	本学教授・助教授・講師と同様	本学教授・助教授と同様	別に定める	別に定める又は本学教授・助教授・講師と同様	別に定める又は本学教授・助教授・講師と同様	別に定める又は本学教授・助教授・講師と同様
5) 担当業務	"	"	本学教授・助教授・講師と同様(但し、人事案件を除く)	個別に担当内容を設定	各種委員会には参加しない	各種委員会には参加しない
6) 勤務時間	裁量労働制					
7) 給与	本学教授・助教授・講師・助手と同様	本学教授・助教授と同様	本学教授・助教授・講師と同様	年俸300万円を上限 (個人毎に設定)	年俸300万円を上限 (個人毎に設定)	年俸300万円を上限 (個人毎に設定)
8) 諸手当	有	有	有	通勤手当のみ支給	通勤手当のみ支給	通勤手当のみ支給
9) 退職手当	有	有	有	支給しない	支給しない	支給しない
10) 研究室貸与	有	有	有	有 (但し、タイショア制又は共同利用)	有 (但し、タイショア制又は共同利用)	有 (但し、タイショア制又は共同利用)
11) 教育経費	有	有	有	有	有	有
12) 研究費	有	有	有	有(但し、実情に応じ)	有(但し、実情に応じ)	有(但し、実情に応じ)
13) 教員事例	プロジェクト	外国語担当教員	実務家教員(専任)	学術、文化、スポーツ等特定の分野において優れた知識及び経験を有する者 文部科学省による大学教育改革支援プログラム又はこれに準ずる大学活性化事業プロジェクトへの参画教員		

【分析結果とその根拠理由】

教員の新規採用にあたっては、公募に基づく候補者の専門的研究能力、学部・大学院での教育指導能力等を重視した選考を行っており、年齢の全学的なバランスに関する制度的拘束は設けていない。しかし、採用人事の実際の年齢条件面では適切な配慮を行っており、著しくバランスを欠いた状況ではない。

今現在、教職大学院の設置の可能性が検討中であり、後任補充人事が凍結されている。現行の学部・大学院での学生・院生教育への影響が懸念されるが、一方で、より優れた教員を養成することを目標とする本学の将来を左右する重要案件であり、早急な検討を行う必要がある。

女性教員比率に関しては、文部科学省統計要覧によると平成17年度の全国の4年制大学本務教員における女性

教員の割合は 16.7% となっているのに対し、本学は 20.9% と高い率になっている。

他機関経験者比率・本学以外の大学・大学院出身教員比率に関しては、全国規模での比較データがないが、独自に入手した近隣教員養成系大学等のデータと比較して高い率になっており、活性度の高い教員組織になっていると考えられる。平成 18 年度に制定され、平成 19 年度から実施される任期付教員制度の導入により、教員組織の活性化が期待される。

観点 3 - 2 - 1 : 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、採用または昇格の選考に際しては、講座（修士課程）に配置される教員が学部教育を担いながら大学院専任相当の資格をも有することを原則としている。採用基準、昇格基準については、平成 7 年に制定され平成 12 年に一部改正された判定基準と、平成 6 年から実施されている研究科担当教官資格基準を現在も踏襲している。これを第 1 の人事方法と仮に呼ぶ。これとは別に第 2 の方法として「附属教育実践総合センター客員教授等選考基準」が平成 12 年に制定され施行されている。この 2 つの基準は、法人化前は教授会附置の人事委員会が請け負ってきた。人事委員会は、選考対象のポストと専門分野の近い 15 人の教員で構成される専門委員会に審査を付してきた。法人化後は、この従来からの教授会・人事委員会主導の人事体制は少し違ったシステムがスタートした。第 3 の人事方法とも言える。これは「奈良県教育委員会との連携協力に関する覚書に基づき採用する客員教授（常勤）等の選考に関する申し合わせ」であり、平成 18 年に制定、施行されている。この方法では教育研究評議会が人事選考を行い、教授会に報告、了承を得ることとなった。

なお昇格の際の選考基準としてはおおむねが第 1 の人事方法そのものであるが、昭和 45 年に制定された基準があり、業績、学会等における活動、経歴、教育者としての人格、識見、能力等を目安としている。業績には著書、論文、個展、作品、リサイタル、演奏、創作発表、競技等の記録を対象としている。第 2、第 3 の方法においては、教育実践及び教育実践に関する論文が基準として新たに上がっている。また、平成 18 年度の教員公募要項から、直接に加えて模擬授業などを応募者に要求し、教育指導力を判断する方法が導入された。

人事委員会主導の採用、昇格の実績としては、平成 15 年度に 10 件（全部公募）の採用人事と 3 件の昇格人事が承認された。平成 16 年度は 3 件の採用人事を公募したが、うち 1 件は採用に至らず、2 件が承認され、5 件の昇格人事が承認された。平成 17 年度は 2 件の昇格人事が承認された。また、第 3 の方法に基づく教育研究評議会で選考の採用人事が平成 17 年度内に 1 件あった。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準、昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると言える。特に公募制を採用し広く人材を求め専門委員会により公平に判断してきた点は、評価すべきだと考える。ただし、採用基準、昇格基準の内訳をみると、第 1 の方法に典型的に見られるように、教歴と研究業績が主であったということは否めない事実である。これからは、第 2 の方法による教育実践のより明確で適切な評価を志向しながらも、これを第 1 の方法に繰り込むことで一本化を図る必要があると考えられる。従来型の研究本位、あるいは教育実践ないしは実践研究本位という違いは分野により自ずから出て来るもので、一本化した後、分野の違いを考慮した分野別基準を設定することが考えられる。大学全般の人事基準が教育指導力を無視できない情勢にあって、教員養成大学

である本学がいわゆる純粋な学問研究の業績中心で採用や昇格を判断していくことはないだろう。その意味で、公募要項に模擬授業を課すことが明記されたり、教員養成に強い関心を持つかどうかを資格要件としていることなどは、その第一歩と言える。学校教育法の改正により、平成 19 年度からの教授、準教授等の採用・昇任基準に具体的に教育指導力を質す要件が含められる予定である。

従来本学では、採用人事はすべて教授会と教授会附置の人事委員会主導で行ってきた。平成 18 年度に、任期付教員に関する諸規則が制定された（別添資料 3 - 1 - 6 - 1、3 - 1 - 6 - 2）。ある教育研究のプロジェクト遂行のためや、教職大学院を担当する実務家教員、更には特任教員に関する規則である。このような新たな雇用形態に基づく任期付教員の選考及び上述の第 3 の人事案件に関しては、人事委員会とともに教育研究評議会双方が関与することとなった。例えば、実務家教員の採用での派遣先機関との協議・調整を伴う場合や短期間の特定プロジェクトの計画の一部については、教育研究評議会があたる可能性がある。しかし、もちろん原則は人事委員会が主体である点は、法人前と変化がない。

観点 3 - 2 - 2 : 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の個人評価として評価方法・評価項目等を検討し、平成 17 年度に試行個人評価を実施した（別添資料 3 - 2 - 2 - 1）。初めての実施ということもあったが、教育活動については数量的な点数積み上げ方式は馴染まなかったため、平成 18 年度の実施に向け見直しが必要と判断した。そして、授業担当コマ数や受講人数等の数量的項目に加えて、授業の狙いや実施方法あるいは研究とのつながり等の自由記述文章を評価の対象とした（別添資料 3 - 2 - 2 - 2）。

一方、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会において、教員の教育活動に関する定期的な評価を平成 12 年度から毎年度実施している（別添資料 2 - 1 - 2 - 3）。同委員会では、「学生による授業評価アンケート調査」を実施し、その結果の分析を毎年報告書として公表し、教員個々の教育活動の改善に役立てている。また、その結果等に基づき、同委員会として、今後の授業評価アンケートに関するより適切な実施方策の検討を行っている（冊子 3 - 2 - 2）。

【分析結果とその根拠理由】

教員の個人評価における教育活動の評価については、平成 17 年度に数量的な実績に関する評価を実施したが、内容に係る評価は出来ていない。定期的な実施に向け、教育活動に係る評価の改善が必要である。

FD 委員会による授業改善に向けた活動は、毎年実施され、各教員の教育活動の改善に役立てるとともに、今後の授業評価アンケートに関するより適切な実施方策の検討を行っている。

観点3 - 3 - 1 : 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

教育学部には多くの専門分野の教員が在籍している。この分野は、教育系、理科系、文科系、芸体系と大まかに分類されるが、いずれの分野の教員も、大学の目的である「教育者の養成」に沿った研究と教育の相関を意識している。分野を越えての研究成果の教育への環流として、教材開発とその授業への実践利用がある。また、現代の学校での教育課題を研究テーマにしている教員は、その成果を積極的に授業で紹介している。さらに、調査研究に従事する教員は、フィールドワークを通じて、彼らの研究成果が教育に反映されている。

【分析結果とその根拠理由】

上記の例示で説明したように、各教員の研究活動と授業内容とは深い相関があり、研究の過程と成果が教育内容に反映されている。この反映状況は、毎年発行の本学の大学紀要と教育実践総合センター紀要での研究論文・研究報告で見ることができる。また、本学ホームページの「国立大学法人奈良教育大学教員一覧」(<http://www.nara-edu.ac.jp/person.htm>)における各教員の「研究と教育について」の欄で、相関が示されている。

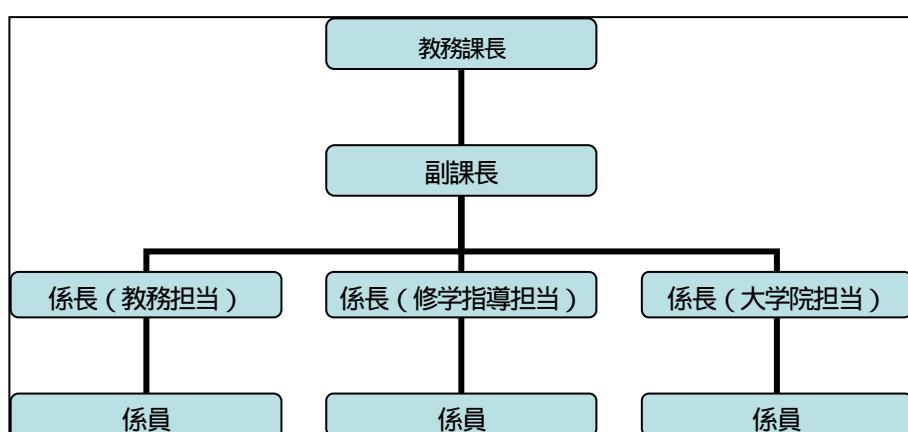
これらのことから、全体として、教育の目的を達成するための基礎として研究活動が行われていると判断できる。

観点3 - 4 - 1 : 大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

教育課程を展開する上で必要な事務職員として、教務課の教務担当、修学指導担当及び大学院担当の職員が対応している(資料3 - 4 - 1 - A、3 - 4 - 1 - B)。学部学生の実習、実技の授業においては、本学教育学研究科の修士課程の学生がティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)として教員を補助する立場で授業実施に貢献している(資料3 - 4 - 1 - C)。

資料3 - 4 - 1 - A 教務課組織図



資料 3 - 4 - 1 - B 教務課の取扱い業務

教務担当
学部のカリキュラムの編成及び授業時間割に関すること。
学生の休学及び退学等の異動に関すること。
履修登録に関すること。
学期末試験に関すること。
授業計画(シラバス)に関すること。
講義室及び非常勤講師控室の管理に関すること。
学部の特別聴講学生に関すること。
修学指導担当
介護等体験に関すること。
学生の修学指導に関すること。
学生の学業成績の整理及び学籍簿に関すること。
教育実習に係る基本的事項に関すること。
教員免許状の申請に関すること。
在学、成績、単位取得及び卒業証明書等に関すること。
科目等履修生及び研究生に関すること。
大学院担当
大学院のカリキュラムの編成及び授業時間割に関すること。
フレンドシップ事業に関すること。
ティーチング・アシスタント(TA)に関すること。
大学院の特別聴講学生に関すること。

【出典：ホームページ「教務課からのお知らせ - 教務課取扱い業務」
(<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUMU/index.htm>)】

資料 3 - 4 - 1 - C 奈良教育大学ティーチング・アシスタント採用実績(過去4年)

年度	学期	任用人数	任用時間数	ティーチング・アシスタントが 関わる授業例
18	前期	32	1,222	・情報機器の操作 ・初等教科教育法(理科) ・総合教育基礎ゼミナール
	後期	32	1,230	
17	前期	26	1,182	II ・物理学実験 ・野外スポーツ実習Ⅰ(スキー)
	後期	24	1,132	
16	前期	40	1,496	・物理学実験 ・野外スポーツ実習Ⅰ(スキー)
	後期	25	984	
15	前期	38	1,383	
	後期	27	1,167	

【分析結果とその根拠理由】

事務職員は、教務事務など学生が履修するまでの支援に当たっている。TAによる授業補助体制は適切に機能し、教育機器の操作や個別技術指導等を通じて、学生の学力向上に資している。本学大学院生は、おおむね学部段階で教育実習を経験しており、受講生への有効な指導方法を把握している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・大学として研究活動をより活性化するために、注目される女性教員比率に関しては、文部科学省統計要覧によると平成 17 年度の全国の 4 年制大学本務教員における女性教員の割合は 16.7% に対し、本学は 20.9% と高い率になっている。
- ・他機関経験者比率・本学以外の大学・大学院出身教員比率に関しては、全国規模での比較データがないが、独自に入手した近隣教員養成系大学等のデータと比較して高い率になっており、公募採用に基づく活性度の高い教員組織になっている。

【改善を要する点】

- ・大学院設置基準に基づく必要教員数を見た場合、学校教育専攻は必要教員数を上回っているが、教科教育専攻と教育実践開発専攻においては必要教員数を下回っている。教職大学院設置のための教員人事に関わる一過性の要因もあるが、大学院の改組とあわせて、任期付教員の活用を含めての改善が必要である。
- ・教員の個人評価における教育活動の評価については、平成 17 年度に数量的な実績に関する評価を実施したが、内容に係る評価は出来ていなかった。平成 18 年度は、教育の質に関する自己申告も 3 段階での評価の対象とした。この評価の方法・手順の分析・吟味を行い、更なる改善を図る必要がある。

(3) 基準 3 の自己評価の概要

本学の教育目的を達成するため、教育組織編成の基本方針は、学則及び中期目標・中期計画に基づき策定されている。それを支える教員組織は、大学院教育学研究科の 3 専攻 13 専修に対応する 11 講座として編成され、さらに、附属教育実践総合センター、自然環境教育センター、学術情報研究センターの専任教員が配置されている。現教員組織編成は、学内の大学院、学部及び専攻科の教育を十分に遂行できる教員数を確保できている。

大学設置基準による教員数の比較において、学士課程の必要専任教員数を確保している。

教員の新規採用では、専門的研究能力と実績、学部・大学院での教育指導能力等を重視した選考を行っている。年齢構成の全学的なバランスに関する制度的拘束は設けていないが、バランスを欠いた状況ではない。

女性教員比率に関しては、文部科学省統計要覧によると平成 17 年度の全国の 4 年制大学本務教員における女性教員の割合は 16.7% に対し、本学は 20.9% と高い率になっている。

他機関経験者比率・本学以外の大学・大学院出身教員比率に関しては、近隣教員養成系大学等のデータと比較して高い率になっており、活性度の高い教員組織になっている。

教員の採用又は昇格の選考に際しては、講座・センターに所属する教員が主として学部教育を担いながらも大学院専任相当の資格をも有することを原則としている。採用基準、昇格基準については、「研究科担当教官資格基準」(第 1 の人事方法)「附属教育実践総合センター客員教授等選考基準」(第 2 の人事方法)「奈良県教育委員会との連携協力に関する覚書に基づき採用する客員教授(常勤)等の選考に関する申し合わせ」(第 3 の人事方法)が施行されている。

なお、昇格の際の選考基準としては、おおむねが第 1 の人事方法であるが、第 2、第 3 の方法においては教育実践及び教育実践に関する論文が基準として新たに上がっている。また面接に加えて模擬授業などを応募者に要求し、教育指導力を判断する方向になっている。

ファカルティ・ディベロップメント委員会による授業改善に向けた活動は毎年実施され、各教員の教育活動の改善に役立てるとともに、今後の授業評価アンケートに関するより適切な実施方策の検討を行っている。

事務職員は、教務事務など学生が履修する上での支援にあたっている。TAによる授業補助体制は適切に機能し、学生の学力向上に資している。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-1： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

本学のアドミッション・ポリシーは、平成14年度に大学の基本理念に沿って制定された。しかし、それ以前より本学の基本理念および教育目標は、「大学案内」、「大学ホームページ」などで明示されてきた（別添資料1-1-1-1、1-1-1-2）。平成17年度に文部科学省の教員養成抑制政策撤廃の発表を受けて、本学でも教育学部の2課程再編を実施した。それに伴い、アドミッション・ポリシーの見直しを実施し公表したところである。

学部については、「大学案内」及び「大学ホームページ」において、課程ごとにアドミッション・ポリシーを明記し、公開している（別添資料1-2-2）。また、オープン・キャンパスや企業または高等学校主催の大学説明会において、入学者受入方針を説明し、公表・周知に努めてきた。

さらに、両課程の各コースに具体的な「求める学生像」を定めている。これらも、「大学案内」、「本学ホームページ」等に掲載し、公表・周知している。

なお、大学院修士課程においては、平成15年度改組を実施した際、基本理念の見直しを行った。また、「大学院概要」において、目的、専攻の概要と本研究科の受け入れ方針の公表に努めてきた（別添資料4-1-1-1）。また、平成18年度にアドミッション・ポリシーの検討を行い、確定した（別添資料4-1-1-2）。

特殊教育特別専攻科（修業年限1年）においても、目的として「学生募集要項」に明記し、公表するとともに（別添資料4-1-1-3）アドミッション・ポリシーを策定中である。

（参考データ）

大学案内配付数 10,000 部	入学者選抜要項配付数 4,000 部	オープン・キャンパス参加者数 600 名
ホームページアクセス件数	入試情報：285,479 件（平成18年9月10日～19年3月2日実績）	募集要項：309,956 件（平成18年9月10日～19年3月1日実績）

【分析結果とその根拠理由】

各課程のアドミッション・ポリシー及び求める学生像を明記し、それについて公表・周知を「大学案内」、「大学ホームページ」等で行い、さらに奈良県内及び受験者の出身高等学校に大学案内・選抜要項を送付している。

また、ホームページへのアクセス件数は、例えば入試情報のページで、1ヶ月平均約5万件であることなどからも、十分公表・周知されているものと思量する。

観点4 - 2 - 1 : 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用され
ており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学では、本学の使命である教育目標を達成すべく、アドミッション・ポリシーで明示されている「求める学生像」に沿った学生を学部、大学院において、多様な選抜方法で受け入れている（資料4 - 2 - 1 - A）。その結果として、本学の過去5年間の受験者倍率は、平均5.1倍（4.1～6.2倍）を維持し、両課程においても、ほぼ5倍前後となっている（資料4 - 2 - 1 - B）。

資料4 - 2 - 1 - A 学部・大学院の選抜方法

学部入試	一般選抜入試 一般選抜入試 推薦入試 推薦入試 帰国生徒特別選抜入試 私費外国人留学生特別選抜入試 編入学入試 募集合計	(前期日程 176名) (後期日程 41名) (一般推薦 28名) (地域推薦 10名) (若干名) (若干名) (若干名) 255名	大学院入試	一次選抜入試 二次選抜入試 特別選抜入試	60名 若干名 若干名
------	---	--	-------	----------------------------	-------------------

資料4 - 2 - 1 - B 学部入試 志願者及び受験者倍率の推移

定員	志願者	受験者			
		志願者数	倍率	受験者数	倍率
平成9年度	295	2,131	7.2	1,699	5.8
平成10年度	295	1,604	5.4	1,251	4.2
平成11年度	255	1,589	6.2	1,305	5.1
平成12年度	255	1,357	5.3	1,023	4.0
平成13年度	255	1,505	5.9	1,161	4.6
平成14年度	255	1,565	6.1	1,220	4.8
平成15年度	255	1,671	6.6	1,300	5.1
平成16年度	255	1,743	6.8	1,389	5.4
平成17年度	255	1,385	5.4	1,056	4.1
平成18年度	255	2,016	7.9	1,571	6.2

一般選抜入試及び推薦入試とも、基礎的学力を評価すべく、大学入試センター試験を採用している。なおかつ、アドミッション・ポリシーに的確に沿うために、センター試験の教科・科目数及び配点を柔軟に設定している。また、一般選抜においては、前期・後期とも、個別学力検査、実技検査、小論文など、多様な選抜方法がアドミッション・ポリシーに対応して課せられている。加えて、推薦入試においても、センター試験を課した上で、出身学校長の推薦に基づく調査書を提出の上、面接を行い、総合判定している。

本学は平成17年7月に2課程の再編及び地域推薦入試の実施を公表し、平成17年11月には、平成18年度入

試の入試方法の変更を公表した(資料4-2-1-C)。この2課程の再編では、近年大都市圏を中心とした教員採用数の増大を始め全国的に教員の需要が高まっていることから、社会的な要請に応えるため、教員養成課程の入学定員を130名から180名に増員した。また、総合教育課程は、奈良の地域的特性である「文化と環境」を生かすべく、従来の5コースから3コースに再編した。地域推薦入試については、学校教育教員養成課程に奈良県内の高校卒業生を対象とし、10名の定員を新たに設け、実施したものである。

資料4-2-1-C 平成18年度2課程再編に伴う入試実施に係る変更点について

1. 入学定員255名のうち、学校教育教員養成課程を130名から180名に増員。総合教育課程を125名から75名に減員し募集する。
(平成18年度入学者選抜要項を参照)
2. 総合教育課程は、5コースから3コースに課程の再編を実施した。
(生涯学習コース及び芸術文化コースは廃止、文化財コースは文化財・書道芸術コースに再編、科学情報教育コースは科学情報コースに再編。平成18年度入学者選抜要項を参照。)
3. 総合教育課程の大学入試センター試験を課さない推薦入試(6名)は募集停止。
4. 学校教育教員養成課程の増員40名は、前期日程に配分する。
5. 受験機会の多様化と地域貢献のため、新たに「学校教育教員養成課程で10名の地域推薦入試」を実施する。

【出典：ホームページ「入試情報」(<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/NYUUSI/nindex.htm>)】

特に平成19年度入試方法では、アドミッション・ポリシーに照らし、資質・能力ともにすぐれた学生を確保するため、下記の変更を行った。

前期日程を軸とした入試を展開

学校教育教員養成課程の前期日程をコース別入試から専修別入試に変更

個別学力検査を小論文から教科試験に変更することにより、教科専修希望の学生の能力を発揮できる入試方法に変更

センター試験の必要教科・科目を、前期日程は5教科7科目とするが、後期日程及び推薦入試は、各コースや選抜方法により柔軟に対応

資料4-2-1-D 推薦入試 志願者・受験者・合格者・入学者数

	募集 人員	志願者数				受験者数				合格者数			入学者数			
		男	女	計	倍率	男	女	計	倍率	男	女	計	男	女	計	
学校 教 育 教 員 養 成 課 程	教育・発達基礎コース	5	8	23	31	6.2	8	23	31	6.2	0	5	5	0	5	5
	言語・社会コース	6	11	14	25	4.2	11	14	25	4.2	2	4	6	2	4	6
	理数・生活科学コース	6	13	8	21	3.5	13	8	21	3.5	3	2	5	3	2	5
	身体・表現コース	6	2	4	6	1.0	2	4	6	1.0	2	2	4	2	2	4
	小計	23	34	49	83	3.6	34	49	83	3.6	7	13	20	7	13	20
	地域推薦(注)	10	22	36	58	5.8	22	35	57	5.7	1	10	11	1	10	11
合計		33	56	85	141	4.3	56	84	140	4.2	8	23	31	8	23	31

(注)推薦入試：コース枠外で実施

成果として、平成 18 年度初めて実施した地域推薦入試は、定員 10 名に 58 名（5.8 倍）の志願があり、一般推薦（全国枠 3.6 倍）を大きく上回った（資料 4 - 2 - 1 - D）。また、学部入試全体においても、過去 10 年間で最高の志願者倍率 7.9 倍を得ることができた（資料 4 - 2 - 1 - B）。

大学院修士課程については、現職教員等が就学しやすい環境を整えるため、学校教育法第 1 条に規定する学校の教員から、下記のように、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特定措置の範囲を広げた（別添資料 4 - 2 - 1）。

学校教育に類する教育を行うもののうち、他の法律に特別の規程がある機関で教育又は研究の職に従事している者

教育相談機関において、教育相談又はカウンセリングの職に従事している者

社会教育施設等の教育機関で教育又は研究の職に従事している者

障害児（者）の社会教育施設・機関において教育、指導、療育又はセラピーの職に従事している者

この結果、平成 18 年度入試では、日本語学校（各種学校）の教員が夜間コースに入学することが可能となった。

【分析結果とその根拠理由】

一般及び推薦選抜それぞれに、アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用し、学力だけでなく、独創性、専門性、表現力などを評価するよう努めてきており、相応といえる。

また、現代的課題、社会的ニーズに対応しながらアドミッション・ポリシーがより機能するよう、近年、2 課程再編による学校教育教員養成課程の定員増と地域的特性の強化、大学院における教育組織の改革及び就学制度の見直し、地域推薦入試の実施などを行ってきた。

既述の実績からも、本学の受け入れ制度がアドミッション・ポリシーに沿って機能していると評価できる。

観点 4 - 2 - 2： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

観点 4 - 2 - 1 の【観点に係る状況】において明記したとおり、本学においては留学生特別選抜、帰国生徒特別選抜、編入学特別選抜があり、これらの対象者も同一のアドミッション・ポリシーに則り受け入れている。

私費留学生は、両課程の全てのコースにおいて若干名を募集しており、入学者選抜要項の「特別選抜方法（私費外国人留学生）」にその出願資格を明記している（別添資料 4 - 2 - 2 - 1）。特に「日本留学試験を受験した者で、日本語 230 点以上、基礎学力については文系 210 点又は理系 220 点以上の成績を修めた者」とし、一定の日本語能力と大学教育を受ける基礎学力の必要性を示している。また、研究科においても、3 専攻全てに若干名の外国人留学生を募集しており、国際理解・国際協調の精神を醸成するために、一般的な入学者選抜方法とは異なる方法を採用している。

研究科では、観点 4 - 2 - 1 の【観点に係る状況】の中でも示したように、幅広く現職教員等が就学できるように規定の修正を行った。これにより、今後、より多くの社会人の能力開発や再教育に対する要請に応えることができると言える。さらには、本学の研究科は、現職教員等に対する昼夜開講の拡充と長期履修学生制度の導入により、多様な通学方式を実現している。加えて、平成 18 年度より、大学院生の学部授業の履修制度を見直し、

在学中の履修単位制限の緩和、教育実習履修の実現から、一種免許状取得機会の拡大を図った。これは、中・高等学校のある教科の一種免許状を有していれば、小学校の一種免許の取得が可能になることを意味する。これによって、今後は社会人の研究科への入学者の増加が期待できるものと思われる。

編入学生の受け入れについては、これまで総合教育課程の一部のコースにおいて、3年次編入として若干名の募集を行ってきている（別添資料4-2-2-2）。入学者の選抜は、学力検査（筆記試験、面接）および成績証明書の結果を総合して判断している。この制度により、奈良高専・大阪府立寝屋川高専からも進学者がある。一方、学校教育教員養成課程においては、現在のところ実施されていない。ただし、平成17年度の入試室において、「教員養成課程への編入学の導入」について議論が行われ、平成18年度においても継続審議されているところである。現在のところ、平成17年度の学部再編が一段落した上で実施が有効と判断されている。

【分析結果とその根拠理由】

私費外国人留学生選抜、帰国生徒特別選抜、編入学選抜の受入等に関しても、アドミッション・ポリシーに沿って適切な対応が講じられている。学部では、帰国生徒特別選抜は若干名の入学がみられ、私費外国人留学生は、平成18年度では受験者9名、合格者5名、そして入学者3名と過去2年間からすると着実に増加傾向にある。また、大学院修士課程においても、外国人留学生は増加している。

観点4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学試験の実施に関しては、本学入学試験委員会規則（別添資料4-2-3）により、副学長（教育担当）を委員長とする入学試験委員会が掌握している。

入学試験実施に関する詳細は、実施要領、入学者選抜に係る問題・解答用紙原稿作成要領に明示されている。また、教職員の家族が当該選抜試験を受験する場合は、当該試験監督等にはしない旨、試験委員の範囲等による申し合わせにより定められている。

入試問題作成にあたっては、選抜入試ごとに出題会議を開き、入学者選抜に係る問題・解答用紙原稿作成要領により確認し、各出題責任者に対して万全を期すように促している。また、入試問題作成者と入試問題作成に関わっていない入試委員会委員による複数の目で校正を行っている。

試験当日は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部を置き、副学長（教育担当）が副本部長、事務局長、秘書・企画課長、入試委員が本部員となり、試験全体の総括及び不測の事態への対応など試験の実施にあたり万全の体制をとっている。また、実施には8班で担当毎に適切な体制を整えている。

試験当日の試験監督等関係者への留意点は、監督要領及び監督者へのお願いで周知している。

また、学内正門及び所要の各所に警備要員及び連絡要員を配置するなどして公正で静穏な試験環境の確保を実現している。

試験実施後、複数人の採点委員により採点し、入試委員会及び教授会の議を経て合格を判定する。その後、合格通知を郵送するとともに、学内掲示やホームページへの掲載により合格発表をしている。

【分析結果とその根拠理由】

入試委員会において、選抜に係る要項の作成から試験実施に係る実施組織、問題の校正等入試選抜に係る諸事項が審議されている。試験当日は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部を置き、副学長（教育担当）事務

局長、秘書・企画課長、入試委員会委員が本部員となって、入試実施の万全の体制をとっている。合否判定に関しては、入試委員会及び教授会の議を経るなど厳正な体制を整えている。以上、適切な入試体制により公正に実施しているものといえる。

観点 4 - 2 - 4 : 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

観点 4 - 1 - 1 の【観点に係る状況】で述べたように、本学におけるアドミッション・ポリシーは、平成 14 年度に制定され、公表・周知された。したがって、入学者選抜に適用されたのは平成 16 年度からであったといえる。なお、選抜方法の検証及び改善については、入学者選抜方法研究委員会が、当初より調査研究に取り組んできた。それによると、平成 14 年度の入試委員会において、アドミッション・ポリシーに基づいた選抜が行われるようにするために、一般選抜個別学力検査内容（小論文、実技検査）の点検に力を注いだ。また、平成 15 年度の入試委員会においては、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の対外的な明示の仕方」、「多様な入試の拡大への努力」、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の実際の選抜方法や出題内容等への反映」の 3 つの視点から考察した。詳しく見ると、「アドミッション・ポリシーの対外的な明示の仕方」では、大学説明会、進学説明会及び大学ホームページによる入試情報の提供、「多様な入試の拡大への努力」では、推薦入学者選抜、帰国生徒特別選抜及び編入学試験の分析、そして「アドミッション・ポリシーの実際の選抜方法や出題内容等への反映」では、学生の基礎学力低下問題の解決に向けたセンター試験 5 教科 7 科目の提案などがなされている。これらの提案は、平成 18 年度までの入学者選抜方法の改善に役立てられ、高い受験率を維持するに至っている。具体的には、地域推薦の実施、両課程の定員及び各コース・各専修の募集定員の変更を実施した。

ただ、平成 17 年度の学部再編に伴って、平成 19 年度選抜方法は、観点 4 - 2 - 1 の【観点に係る状況】に記載したように、大きく変更される。これも、アドミッション・ポリシーに沿ったものである。平成 17 年度から新たに設置された入試室において、入学者選抜方法研究委員会の報告や受験者数の推移から、平成 20 年度以降の選抜方法については敏速に対応していく予定である。

また、本学においては、入試課スタッフ、入試室及び入試委員会委員が、大学説明会や進学説明会などを行っている。これらの機会では在学生や高校生、高等学校進路担当者等の意見を直接聞くことができ、観点 4 - 1 - 1 【観点に係る状況】で述べたように、これらの「生の意見」を入試方法の改善に努めてきた。大学院修士課程においても同様に、入学者に対し、アンケート調査を行う予定である。

こうした調査や学外からの要望を踏まえ、観点 4 - 2 - 1 で述べたように、本学の大学院修士課程では高度専門職業人の養成の観点から、現職教員等の入学者数を増やすための方策を探っている。具体的に、入学選抜での学力試験において、3 年以上の教職等の経験を有する者は外国語の検査科目を除外し、なおかつ、専門科目の替わりに在職中の研究業績等の審査をもって代替することができる。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜方法研究委員会によるこれまでの調査報告は、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入の推進に大変有効であると考える。また、受験生に対し、アドミッション・ポリシーをより具体的に理解してもらうため、平成 19 年度大学案内には、奈良教育大学の目指す 3 つの柱、「少人数教育による教育・研究の充実」、「奈

良・世界遺産を生かした教育・研究の充実』「体験型キャリア教育による教育研究の充実」を記載した（別添資料1 - 1 - 1 - 3）。

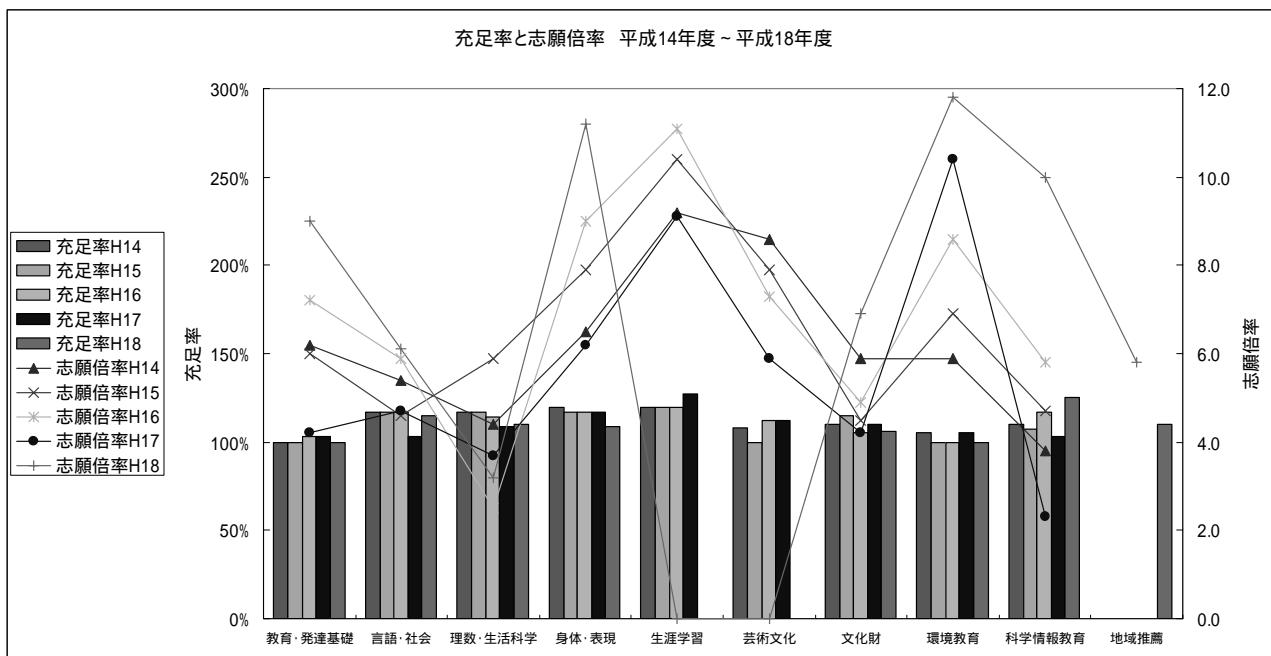
しかし、アドミッション・ポリシーは学生の受入だけの問題ではなく、入学者の入学試験の成績、在学中の成績、さらには卒業後の進路も含めて分析、検証するべきテーマである。これについては、今後、入試室や入試委員会、教務委員会やFD委員会、就職支援室など、大学の組織全体が連携して、取り組む必要がある。

観点4 - 3 - 1：実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になつてないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

学部と大学院における平成14・15・16・17・18年度入学者の入学定員に対する充足率を資料4 - 3 - 1 - Aと4 - 3 - 1 - Cのグラフに、そして対応する数値データを資料4 - 3 - 1 - Bと4 - 3 - 1 - Dに示す。各図とも棒グラフが充足率、折れ線グラフが志願倍率を表している。大学院に関しては、平成17年に改組したために別々に示す。

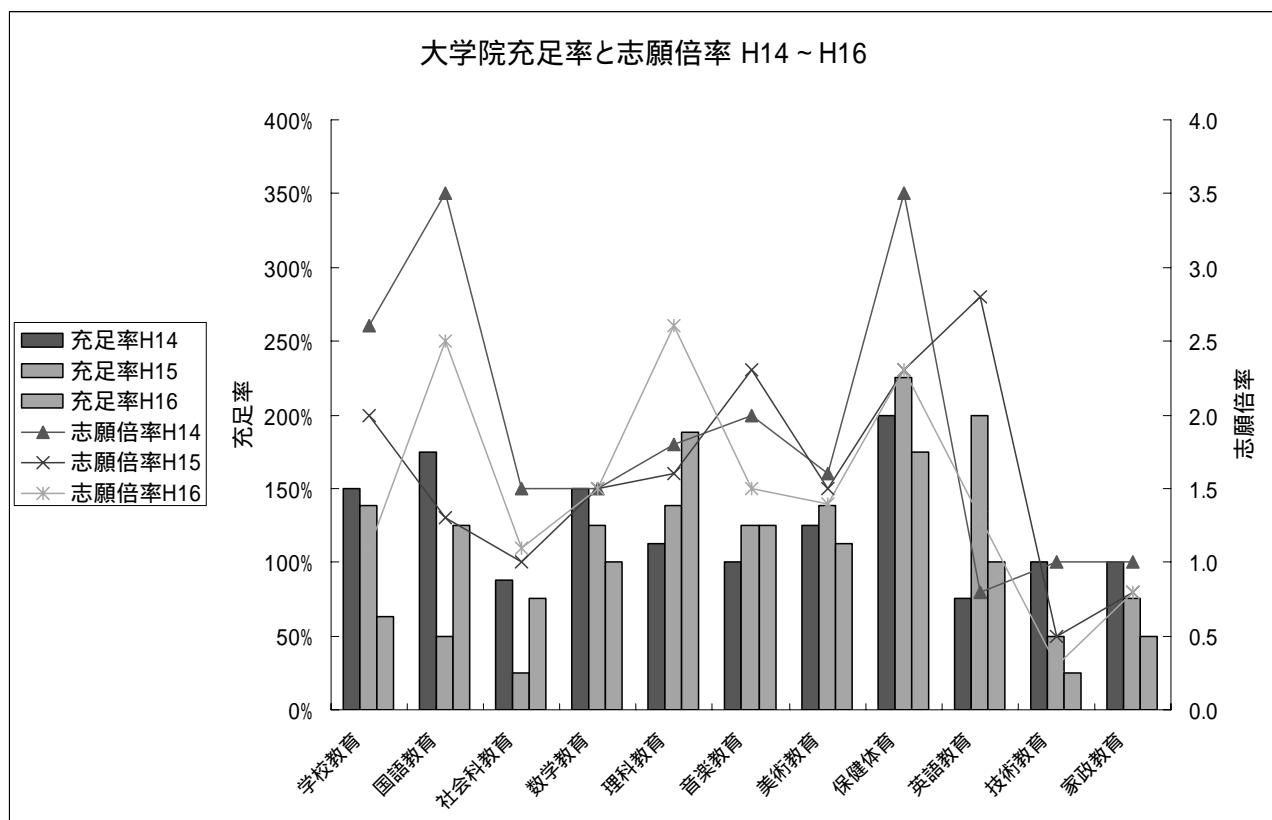
資料4 - 3 - 1 - A 学部の各コースの充足率と志願倍率（グラフ）

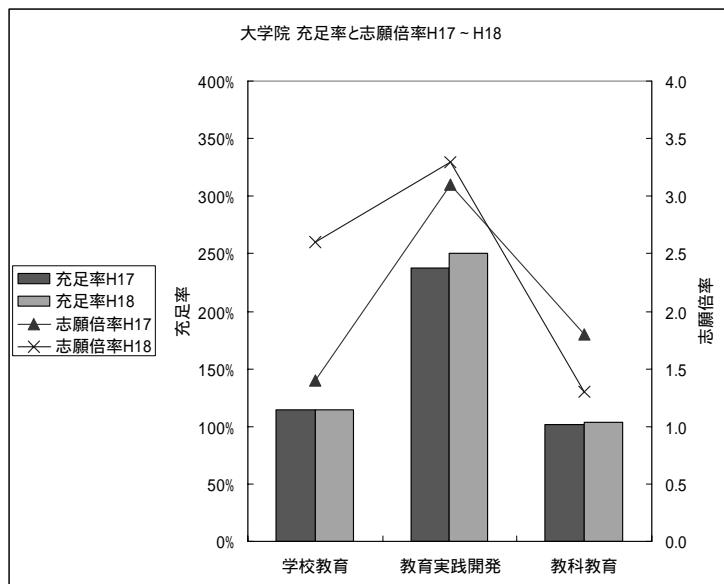


資料4 - 3 - 1 - B 学部の各コースの充足率と志願倍率(表)

	年度	学校教育教員養成課程					総合教育課程				地域推薦	合計
		教育・発達基礎	言語・社会	理数・生活科学	身体・表現	生涯学習	芸術文化	文化財	環境教育	科学情報教育		
充足率	平成14	100%	117%	117%	120%	120%	108%	110%	105%	110%	--	111%
	平成15	100%	117%	117%	117%	120%	100%	115%	100%	107%	--	109%
	平成16	103%	117%	114%	117%	120%	112%	105%	100%	117%	--	111%
	平成17	103%	103%	109%	117%	127%	112%	110%	105%	103%	--	108%
	平成18	100%	115%	110%	109%	--	--	106%	100%	125%	110%	109%
志願倍率	平成14	6.2	5.4	4.4	6.5	9.2	8.6	5.9	5.9	3.8	--	5.7
	平成15	6.0	4.6	5.9	7.9	10.4	7.9	4.5	6.9	4.7	--	6.0
	平成16	7.2	5.9	2.5	9.0	11.1	7.3	4.9	8.6	5.8	--	6.3
	平成17	4.2	4.7	3.7	6.2	9.1	5.9	4.2	10.4	2.3	--	4.9
	平成18	9.0	6.1	3.2	11.2	--	--	6.9	11.8	10.0	5.8	7.9

資料4 - 3 - 1 - C 大学院の充足率と志願倍率(グラフ)





資料4 - 3 - 1 - D 大学院の各専攻の充足率と志願倍率

	年度	学校教育	国語教育	社会科教 育	数学教育	理科教育	音楽教育	美術教育	保健体育	英語教育	技術教育	家政教育	合計
充 足 率	平成 14	150%	175%	88%	150%	113%	100%	125%	200%	75%	100%	100%	123%
	平成 15	138%	50%	25%	125%	138%	125%	138%	225%	200%	50%	75%	115%
	平成 16	63%	125%	75%	100%	188%	125%	113%	175%	100%	25%	50%	105%
志 願 倍 率	平成 14	2.6	3.5	1.5	1.5	1.8	2.0	1.6	3.5	0.8	1.0	1.0	188%
	平成 15	2.0	1.3	1.0	1.5	1.6	2.3	1.5	2.3	2.8	0.5	0.8	157%
	平成 16	1.1	2.5	1.1	1.5	2.6	1.5	1.4	2.3	1.3	0.3	0.8	150%

	年度	学校教育	教育実践 開発	教科教育	合計
充 足 率	平成 17	114%	238%	102%	122%
	平成 18	114%	250%	104%	125%
志 願 倍 率	平成 17	1.4	3.1	1.8	1.95
	平成 18	2.6	3.3	1.3	1.72

学部においては、平成 18 年度に学部改組を実施し、総合教育課程のいくつかを廃止、または縮小することにより、入学定員を学校教育教員養成課程へ移し、さらに地域推薦による入学定員を新たに設置した。資料4 - 3 - 1 - Aからは、志願倍率と充足率との間に相関関係がみられない。学校教育教員養成課程の教育・発達基礎コースにおいては、合格者がほとんど入学する状況にあったので、一定した充足率を達成できているが、これ以外のコースは年度によって増減を繰り返している。平成 18 年度の学部再編により、教員養成課程へ統合された生涯学習コースと学生定員縮小となった科学情報教育コースを除けば、入学定員に対して 10% 前後の超過した充足率を達成している。平成 18 年度に 125% となった科学情報教育コースも前年度の充足率の減少に伴う合格者増と学部再編の結果が原因と考えられる。また、大学全体としての充足率は、各年度において 110% 前後に安定的に収ま

っており、ほぼ一定の充足率を維持できている。なお、平成 14 年度から 18 年度までにおいて、100%を割ったことはない。

大学院においては、平成 17 年度に 11 専攻から 3 専攻へ改組を行った。また、近年は、現職教員退職増による教員採用増により、学部卒の教員採用率が増加傾向にある状況である。改組を行う前の平成 14 年度から平成 16 年度までをみると、全体として年々充足率が減少している。充足率が 100%を割る専攻は、平成 14 年度は 2 専攻、平成 15 年度は 4 専攻、平成 16 年度は 4 専攻となっている。その一方、改組後は 20%超の充足率を達成できている。改組後の各専攻では、教科教育が 100%超、学校教育が 110%超なのに対して、教育実践開発が 240%前後と大きく超過している。資料 4 - 3 - 1 - C から、学部の場合とは異なり、志願倍率と充足率が相関している。なお、全体として、平成 14 年度から平成 18 年度までにおいて、100%を割ったことはない。

【分析結果とその根拠理由】

学部においては、常に入学定員を充足しており、一部の専修で改組などの要因による若干の入学定員超過がみられるが、5 年間において全体としては 10%前後の超過に収まり、相応な範囲に収まっていると考えられる。あらかじめどれだけ超過して合格させるかを単純に決めておくのではなく、各コースに対して、それぞれの試験採点後に入学定員に対してどれだけ超過して合格させるかを聞きとて実施するなどのきめ細かい対応がうまくいっていると考えられる。

大学院においても、全体としては常に入学定員を充足している。改組後の 2 年間では、充足率が 25%以下の超過であり、相応な範囲に収まっていると考えられる。改組前の各専攻では、入学定員を大きく超過する専攻と大きく不足する専攻があった。改組後は入学定員が大きく超過する専攻がひとつあるが、それ以外で入学定員が不足する専攻はなくなった。しかし、3 専攻のうちひとつが大きく超過していることから、その原因の検討を行い、それに基づいて学生定員配置の見直しなどの改善が必要と考えられる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 「大学案内」、「ホームページ」等への明記、奈良県内及び受験者のいた高等学校への大学案内・選抜要項の送付等により、各課程のアドミッション・ポリシー及び求める学生像が充分公表・周知されている。
- ・ アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用し、学力だけでなく、独創性、専門性、表現力などを評価するよう努めてきており、その結果本学の過去 5 年間の受験倍率は、平均 5.1 倍（4.1～6.2 倍）を維持し、両課程においても、ほぼ 5 倍前後となっている。
- ・ 現代的課題、社会的ニーズに対応しながらアドミッション・ポリシーがより機能するよう、近年、二課程再編による学校教育教員養成課程の定員増と地域的特性の強化、大学院における教育組織の改革および就学制度の見直し、地域推薦入試の実施などを行ってきた。その成果として、平成 18 年度初めて実施した地域推薦入試は、定員 10 名に 58 名（5.8 倍）の志願があり、一般推薦（全国枠 3.6 倍）を大きく上回った。学部入試全体においても過去 10 年間で最高の志願者倍率 6.2 倍を得ることができた。
- ・ 大学院修士課程においては、平成 18 年度入試では現職教員等の範囲を広げることにより、日本語学校（各種学校）の教員が夜間のコースに入学することができた。
- ・ アドミッション・ポリシーに留学生、社会人、編入学生の受け入れ等に関する基本方針を示されており、私費外

国人留学生選抜、帰国生徒特別選抜、編入学選抜の受入等に関して、アドミッション・ポリシーに沿い適切な対応が講じられている。学部では、帰国生徒特別選抜は若干名の入学がみられ、私費外国人留学生は着実に増加傾向にある。また、大学院修士課程においても外国人留学生は増加している。

- ・ 入試委員会において、選抜に係る要項の作成から試験実施組織、問題の校正等入試選抜に係る諸事項に至るまで審議されており、試験当日は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部を置き、万全の体制をとっている。
- ・ 合否判定に関しては、入試委員会及び教授会の議を経るなど適切な実施体制を整え厳正に実施している。
- ・ 入学者選抜方法研究委員会によるこれまでの調査報告がアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入の推進に有効であった。
- ・ より明確な受験生のアドミッション・ポリシー理解をめざして、平成 19 年度大学案内に奈良教育大学の目指す 3 つの柱、「少人数教育による教育・研究の充実」、「奈良・世界遺産を生かした教育・研究の充実」、「体験型キャリア教育による教育研究の充実」を記載している。
- ・ 学部において常に入学定員を充足しており、一部の専修で改組などの要因による若干の入学定員超過がみられるが、5 年間において全体としては 10% 前後の超過に收まり、相応な範囲に收まっていると考えられる。あらかじめ超過数を単純に決めておくのではなく、各コースに対して、それぞれの試験採点後に入学定員に対してどれだけ超過して合格させるかを聞きとて実施するなどのきめ細かい対応が功を奏していると考えられる。
- ・ 大学院においても、全体としては常に入学定員を充足しており、改組後の 2 年間で充足率が 25% 以下の超過と相応な範囲に收まっていると考えられる。改組前の各専攻では、入学定員を大きく超過する専攻と大きく不足する専攻があったが、改組後は入学定員が大きく超過する専攻がひとつあるものの入学定員が不足する専攻はなくなっている。

【改善を要する点】

- ・ 大学院の 3 専攻のうちひとつが大きく超過していることから、その原因の検討を行い、それに基づいて学生定員配置の見直しなどの改善が必要と考えられる。

(3) 基準 4 の自己評価の概要

各課程のアドミッション・ポリシー及び求める学生像は「大学案内」「ホームページ」等に明記され、さらに奈良県内及び受験者のいた高等学校に大学案内・選抜要項が送付されていることにより、充分公表・周知されている。

一般及び推薦選抜それに、アドミッション・ポリシーに明示する「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるため、多様な選抜方法を採用し、学力だけでなく、独創性、専門性、表現力などを評価するよう努めてきており、その結果本学の過去 5 年間の受験者倍率は、平均 5.1 倍 (4.1 ~ 6.2 倍) を維持し、両課程においても、ほぼ 5 倍前後となっている。また、現代的課題、社会的ニーズに対応しながらアドミッション・ポリシーがより機能するよう、近年、2 課程再編による学校教育教員養成課程の定員増と地域的特性の強化、大学院における教育組織の改革および就学制度の見直し、地域推薦入試の実施などを行ってきた。その成果として、平成 18 年度初めて実施した地域推薦入試は、定員 10 名に 58 名 (5.8 倍) の志願があり、一般推薦 (全国枠 3.6 倍) を大きく上回った。学部入試全体においても過去 10 年間で最高の志願者倍率 6.2 倍を得ることができた。大学院修士課程においては、平成 18 年度入試では現職教員等の範囲を広げたことにより、日本語学校 (各種学校) の教員

が夜間のコースに入学することができた。このような実績からも本学の受け入れ制度がアドミッション・ポリシーに沿った適切なものであり、実質的に機能していると評価できる。

本学では、私費外国人留学生選抜、帰国生徒特別選抜、編入学選抜の受入等に関して、アドミッション・ポリシーに沿い適切な対応が講じられている。学部では、帰国生徒特別選抜は若干名の入学がみられ、私費外国人留学生は着実に増加傾向にある。また、大学院修士課程においても外国人留学生は増加している。

入学者選抜の実施体制については、入試委員会において、選抜に係る要項の作成から試験実施組織、問題の校正等入試選抜に係る諸事項に至るまで審議されており、試験当日は、学長を本部長とする入試本部・試験場本部を置き、万全の体制をとっている。また合否判定に関しては、入試委員会及び教授会の議を経るなど適切な実施体制を整え、公正に実施している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組状況や、その結果を入学者選抜の改善に役立てているかについては、入学者選抜方法研究委員会によるこれまでの調査報告がアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入の推進に有効であった。とはいえアドミッション・ポリシーは学生の受入だけの問題ではなく、入学者の入学試験の成績、在学中の成績、さらには卒業後の進路も含めて分析、検証していかなければならない問題であり、今後、入試室や入試委員会、教務委員会やFD委員会、就職支援室など、大学の組織全体が連携して取り組む必要がある。

入学定員と実入学者との関係の適正化については、学部において常に入学定員を充足しており、一部の専修で改組などの要因による若干の入学定員超過がみられるが、5年間において全体としては10%前後の超過に收まり、相応な範囲に収まっていると考えられる。大学院においても、全体としては常に入学定員を充足しており、改組後の2年間で充足率が25%以下の超過と相応な範囲に収まっていると考えられる。しかし、3専攻のうちひとつが大きく超過していることから、その原因の検討を行い、それに基づいて学生定員配置の見直しなどの改善が必要と考えられる。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5 - 1 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）教育課程が体系的に編成されているか。

【観点に係る状況】

本学は、教員養成大学として、次の目的、目標を掲げている。

- ・ 学則第 16 条「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育て、この地方に特色ある文化の向上を図る。」
- ・ 中期目標の基本目標「学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。」

これらを 4 年間のライフコース(資料 5 - 1 - 1 - A)に沿って達成するため教育学部として共通に「学部共通科目」、「自由科目」、「卒業論文」を課している。そして、学校教育教員養成課程においては、「学校教育基礎科目」「教職科目」「教科専門科目」、「教科又は教職に関する科目」、「専修専門科目」、「特殊教育に関する科目」を、総合教育課程においては、「課程共通科目」、「コース共通科目」、「専修専門」を各年次に配当し教育課程を編成している。所定の修学年数在学し、各課程の卒業要件単位数（学校教育教員養成課程 134 単位、総合教育課程 128 単位）を修得した者に学士（教育）の学位を授与している（資料 5 - 1 - 1 - B、5 - 1 - 1 - C）。

教育課程の編成上、専門教育につながる教養教育の観点に立って、「学部共通科目」、「学校教育基礎科目」、「課程共通科目」、「コース共通科目」を教養教育として位置づけている。 は学校教育教員養成課程と総合教育課程に共通した科目であり、教養科目 A 群、B 群、外国語科目、保健体育科目、「情報機器の操作」から構成され教養そのものの形成を目的とし、 は、専門性を視野に入れた教養教育、 は、総合教育課程を対象とした専門基礎教育と教養教育の側面を持たせている。

教養教育科目の実施形態は、教養科目 A、B 群は 1 ~ 4 回生の間で継続的に履修可能とし、他の学部共通科目は、1・2 回生、学校教育基礎科目及び課程共通科目は 1 回生での履修を中心に構成している。特に 1 回生の教養教育においては、ディベートを導入した「学校教育基礎ゼミナール」、課題学習を取り入れ自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」、情報リテラシーの獲得を目指した「情報機器の操作」等を関連させ、導入教育科目として位置づけ、大学全体として現代的課題に対応する力の育成を行っている。後述の「総合演習」も、個別的な現代的課題に対応した授業と位置づけられている。

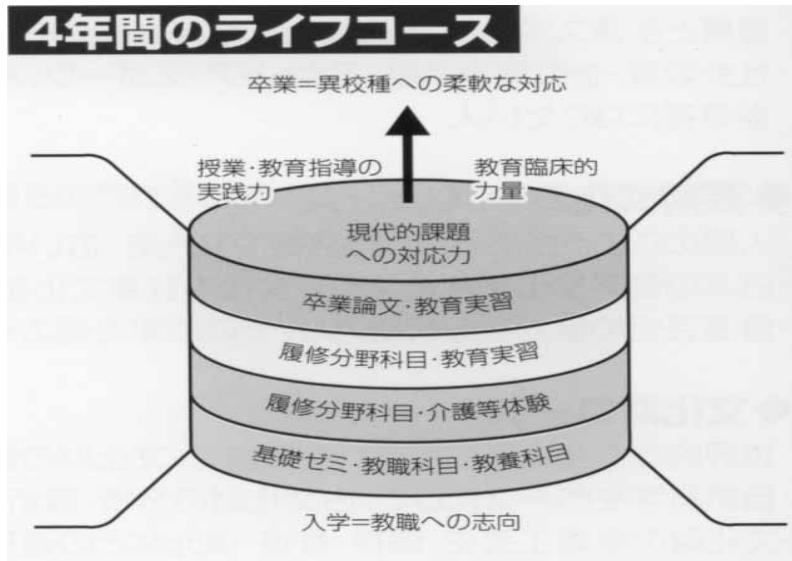
教養教育としての所要単位数は、学校教育教員養成課程で 28 単位、総合教育課程では 42 ~ 46 単位となっている（平成 11 ~ 17 年度）が、専門教育においても学際的・横断的な科目、社会的責任の意識・倫理性を考慮した科目等を有しており、教養教育と専門教育に深い関連性を持たせている（冊子 5 - 1 - 1 - 1）。

学校教育教員養成課程の専門教育科目は、「教職専門科目」「教科専門科目」「履修分野専門科目」「教科又は教職科目」「特殊教育専門科目」から成り立っている。編成上は、1 回生で入門的教職科目（「教育基礎論」「現代教師論」「教育心理学」等）を履修し、主に 2、3 回生で基礎的・実践的教職科目（「教科教育法」「教育相談」

「総合演習」等)や専修専門科目を履修し、教科・生徒指導力など基礎的教職能力、教材開発力など応用的教職能力、授業展開能力など実践的な教職能力、さらに専門分野の知識・思考力などを向上させる。その上で、3回生で教育実習(基本実習)を実施して実践力を向上させたうえ、4回生で卒業論文を作成し、総合的な教職能力や課題解決能力を向上させている。なお、学校教育教員養成課程においては、卒業要件単位を充足することにより、学生所属分野ごとに複数の教員免許状の取得要件を満たすよう編成を行い、異校種の領域にまたがる幅広い教員としての資質を身に付けることを意図している。この資質の養成を教育課程に反映させることを目的として、現在は、カリキュラム・フレームワーク(curriculum・framework)による資質基準と各授業科目の相關の調査・検討を行っている。

総合教育課程の専門教育科目は「専修専門科目」から成り立っており、各専修ごとの特色を活かして、教育の多様なニーズに対応する専門的職業人のための授業科目を配置している。これらの科目は、1回生入学時から専門的内容を学び、4年間にわたって段階的に履修する編成になっており、それぞれの専門における基礎的な知識を学んだ上で、より実践的・応用的な知識をフィールドでの体験等も交えて学び、課題に対する洞察力を養成することを目指している。卒業年次には専修ごとのテーマに沿って卒業研究を行ない、創造的な課題探究力を身につけ、論文を作成することとしている。また、卒業要件単位に加えて教職関連科目の履修を行うことで、教員免許状の取得も可能な編成を行っている(冊子5-1-1-2、5-1-1-3)。

資料5-1-1-A 教育課程編成の概念図



資料5 - 1 - 1 - B 学校教育教員養成課程 教育課程

区分	免許の種類	小一種	幼一種	小一種	中一種	必要単位数
		中一種	小一種	養学一種	養学一種	
学部共通科目	教養科目		8~12			20
	外国語科目		4~6			
	保健体育科目		2~4			
	情報機器の操作		2			
学校教育基礎科目	日本国憲法		2			8
	外国语 コミュニケーション		2			
	学校教育基礎 ゼミナール		2			
	学校教育基礎 ゼミナール		2			
教職専門科目	教職の意義等に 関する科目	2	2	2	2	134
	教育の基礎理論に 関する科目	6	6	6	6	
	教育課程及び指導法に 関する科目	30	42	26	12	
	生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目	4	6	4	4	
	総合演習	2	2	2	2	
	教育実習	6	6	4	4	
	事前・事後指導	2	2	2	2	
教科専門科目	小学校教科科目 (幼稚園教科科目)	8	8	8		小一・中一28 幼一・小一8 小一・養学8 中一・養学20
	中学校教科科目	20			20	
教科又は教職専門科目		10	10	10	10	10
専修専門科目		10	10	10	10	10
特殊教育専門科目				23	23	23
自由科目			6	3	5	
卒業論文		6	6	6	6	6

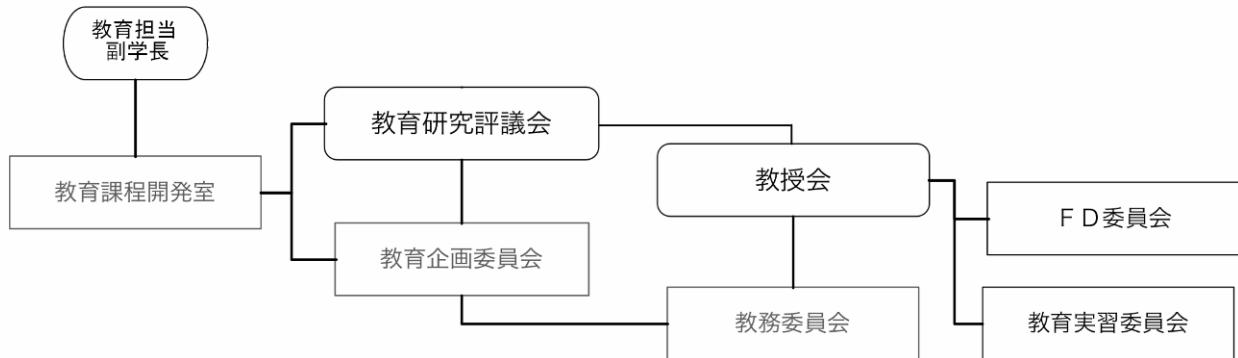
(注) 奈良教育大学履修規則第4条関係。 小一種、中一種、幼一種及び養学一種とは、小学校、中学校、幼稚園及び養護学校の第一種免許状を指す。

資料 5 - 1 - 1 - C 総合教育課程 教育課程

区分		必要単位数			
学部共通 科目	教養科目	8~12	20	128	
	外国語科目	4~6			
	保健体育科目	2~4			
	情報機器の操作	2			
課程共通 科目	総合教育基礎論	2	6	128	
	総合教育基礎ゼミナール	2			
	総合教育基礎ゼミナール	2			
	教育基礎論	2	10		
	教育心理学	2			
	教育社会学	2			
	総合フィールド演習	2			
	日本国憲法	2			
	外国語コミュニケーション	2			
コース共通 科目		文化財・書道芸術コース 14	12~16		
		環境教育コース 16			
		科学情報コース 12			
専修専門 科目		文化財・書道芸術コース 68	66~70		
		環境教育コース 66			
		科学情報コース 70			
自由科目		10	10		
卒業論文		6	6		

教育課程の編成に関しては、教育研究評議会のもとに「教育企画委員会」及び教授会のもとに「教務委員会」を置き、編成の在り方、授業内容・授業方法の改善等について、方針（教育企画委）と具体的な事項（教務委）を審議している。また、「ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会」において授業改善のための組織的な取り組みを行うとともに、教育課程の改革・改善等の企画・立案を行うため、平成18年度には「教育課程開発室」(室長：教育担当副学長)を設置し、上述のカリキュラム・フレームワーク構築等の教育課程開発に取り組みつつある(資料5-1-1-D)。なお、各教育課程は、履修の手引きに詳細を掲載し、ホームページ上でも解説を掲載しているほか、入学時のオリエンテーションにおいて履修モデルを提示し履修指導を行っている。

資料 5 - 1 - 1 - D 教育課程関連の組織図



【分析結果とその根拠理由】

カリキュラムの全体は、学部共通科目、各課程の基礎的な科目と各課程ごとの専門科目に大別できる。両課程に共通して、専門教育につながる教養教育の観点から、1～4回生にわたって教養科目の履修を認めているほか、課題に取組む姿勢を導入教育科目によって醸成する取組が行われている。学校教育教員養成課程においては、教育実践力を備えた教員養成を目指し、入門的な基礎科目から実践的科目更に専修専門科目、教育実習へと学修するよう編成されている。総合教育課程においては、基礎的教養を学ぶ一方、1回生入学時から専修専門科目を学修して、2回生以降の実践的、応用的な科目の履修へと継続するよう編成されている。

各教育課程は、履修の手引き、ホームページに掲載しているほか、入学時オリエンテーションにおいては履修モデルによる指導も実施されている。全体としては、授業科目を適切に配置し、教育課程の体系性も十分確保されているが、2回生時に履修が集中している傾向が見られる。

観点 5 - 1 - 2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

教育課程編成の趣旨に沿い、教育学部における授業科目は、学校教育教員養成課程においては、「学部共通科目」、「学校教育基礎科目」、「専門科目（教職科目、教科専門科目、教科または教職に関する科目、専修専門科目、特殊教育に関する科目）」、「自由科目」及び「卒業論文」、総合教育課程においては、「学部共通科目」、「課程共通科目」、「コース共通科目」、「専修専門科目」、「自由科目」及び「卒業論文」としている。授業形態は、講義、演習、実験、実習、実技などである。

両課程に共通するのは、「学部共通科目」、「自由科目」及び「卒業論文」である。「学部共通科目」は「教養科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」及び「情報機器の操作」からなり、幅広く、深い教養と総合的な判断力の養成、豊かな人間性の形成を目的としている。「教養科目」は、人文・社会科学系を主とするA群と自然科学・芸術系及び異文化理解教育・人権教育を主とするB群によりバランスのとれた開講を図り、履修に際しては各群から4単位以上、計8単位以上を修得させている。この履修と「外国語科目」における2力国語以上の選択とあいまって、多様な価値観を培うとともに、これから社会において求められる教養の修得を可能にしている。「保健体育科目」においては、基礎的な技能・知識の習得を図るとともに、健康教育の強化を企図している。「情報機器の操作」は、情報化社会への対応に不可欠な情報機器の操作の基礎を学ばせるものである。

「自由科目」は、本学で開講されている授業科目から自由に履修、修得することができるもので、専門性をよ

り深める、あるいは異分野の学問に触れるなど、学生の関心に応じた多様な学びを可能にしている。

学校教育教員養成課程における「学校教育基礎科目」は、「日本国憲法」、「外国語コミュニケーション」、「学校教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」からなる。「学校教育基礎ゼミナールⅠ」においては、学校教育における有効な教育方法の一つであるディベートを主体とした授業により、課題発見、調査研究、立論、発表、討議などの総合的な力量形成を企図している。Ⅱでは、各コースごとに専門教員がオムニバス方式で授業を行い、専門分野のみに限らず、関係分野にも幅広く目を向けることのできる教員としての資質の養成を企図している。「専門科目」は、教科に関する学術的知識と理解力、子どもの発達と学習に関する基礎的知識の習得を目的として、教育職員免許法及び関連法規に則り、各種教育職員免許取得に必要な授業を開講している。

総合教育課程における「課程共通科目」は、「総合教育基礎論」、「総合教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、「教育基礎論Ⅰ・Ⅱ」、「教育心理学Ⅰ」、「教育社会学Ⅰ」、「総合フィールド演習」、「日本国憲法」、「外国語コミュニケーション」からなる。「総合教育基礎論」は、今日的マクロ的問題と関わらせた「総合教育」の課題と獲得すべき能力の探求を目的に、総合教育課程の全学生を対象に行われる、各コース内専修の教員によるオムニバス方式の授業である。「総合教育基礎ゼミナール」は、ゼミナール形式により、自ら学ぶ方法を習得し、自ら考える力を育てることを目的に、それに不可欠なプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を育成し、総合教育課程における学習と研究活動及び卒業後の社会生活にも資することを期している。「総合フィールド演習」は、実践的・技術的・広域的・応用的フィールド性を備えた授業により、各コース・各専修の専門性を高めることを企図したものである。「コース共通科目」は各コースでの学びに不可欠な共通の専門的基礎の修得を目的とし、その上に、各専修ごとの専門性を深める「専修専門科目」を開講している。

以上の授業を履修した上で、それらを通じて修得した知識、技能、力量をふまえるとともに、それらの集大成を目的として「卒業論文」を課している(冊子5-1-1-2、5-1-2-1、5-1-2-2)。

【分析結果とその根拠理由】

「学部共通科目」については、教育の目的に照応する相応内容の授業科目が開講されている。専門に関する科目についても、学校教育教員養成課程における「学校教育基礎科目」、総合教育課程における「課程共通科目」、「コース共通科目」において、基礎を培うべく、各課程の特性に叶った内容の科目が開講されている。その上に立って、学校教育教員養成課程における「専門科目」、総合教育課程における「専修専門科目」と、それぞれの専門性を深める科目が幅広く開講されている。

これらのことから、授業の構成・内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

観点5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は教育大学であり、教育系、理科系、文科系及び芸体系と多くの専門分野の教員で構成されている。教員・教育者を養成するとの目的より、その分野でも、教員自らの研究のプロセス・成果と担当授業との関連性は深く考慮されている。授業での教育効果の向上を目指し、研究成果導入による学問・創造的活動への関心を喚起、基礎的概念の育成等が図られている。成果の図表や写真、あるいはビデオ・DVDなどによる教材の利用が多く見られる。「教材研究」という表現にあるように、それぞれの研究成果をどのように授業に環流するのかが大事な研究

テーマになっている。

【分析結果とその根拠理由】

各教員での教育・研究の接点は、学内の刊行物やホームページの教員一覧 (<http://www.nara-edu.ac.jp/person.htm>) で見ることができる。授業への研究成果の環流による質の向上と成果が教育的基盤で醸成され、さらなる研究の発展を促す輪廻が形成されている。

観点 5 - 1 - 4 : 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生の多様なニーズ等を学生生活実態調査、卒業生アンケート調査等で把握し、資料 5 - 1 - 1 - D の各委員会で検討の上、現行の教育課程編成を維持しつつ、可能なものについては、カリキュラム変更等の対応を行っている。学校教育教員養成課程と総合教育課程の 2 つの課程間では、それぞれの自由科目として他の課程の授業科目の履修を認めているほか、入学後のミスマッチによる所属課程変更の希望に応えるため、平成 17 年度からは、課程間の転籍を認める制度を導入した。

また、社会教育主事、学校図書館司書、学芸員、スポーツ指導員、認定心理士など教育に関連する各種資格の取得についても、一部の資格を除いて、両方の課程の学生が資格を取得できるよう門戸を広げている。

他大学との単位互換制度としては、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学及び本学の近畿地区四教育大学の間で、学部教育の相互の充実を図るために単位互換協定を締結している（別添資料 5 - 1 - 4 - 1、5 - 1 - 4 - 2）。また、奈良県内大学間の単位互換協定により奈良県立大学、帝塚山大学、天理大学、奈良大学、奈良産業大学とも単位互換を行っている（別添資料 5 - 1 - 4 - 3、5 - 1 - 4 - 4）。これによって修得した単位は原則として「自由科目」として認定される。

地域との連携、学生のボランティア活動等の学校派遣事業を推進する取組みとしては、奈良県はもとより近隣の教育委員会等と協定を結び、各活動を推進しており、現在、このような活動の単位化に向けての検討を行っている（資料 5 - 1 - 4 - A）。

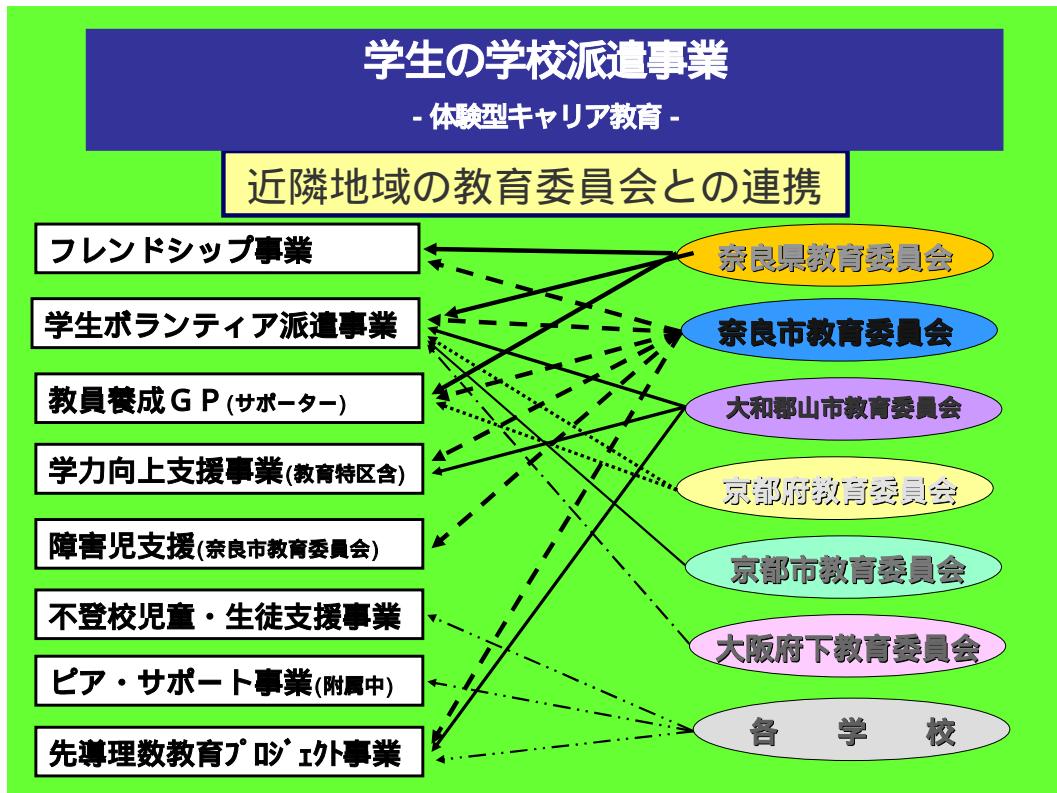
なお、企業へのインターンシップを授業内容に取り込んで単位化している科目もあるが、個別のインターンシップ活動を全学的に単位認定するには至っていない。

編入学制度としては、総合教育課程の科学情報コースの物質科学専修において 3 年次編入枠を設けており、毎年、編入学生を入学させている。

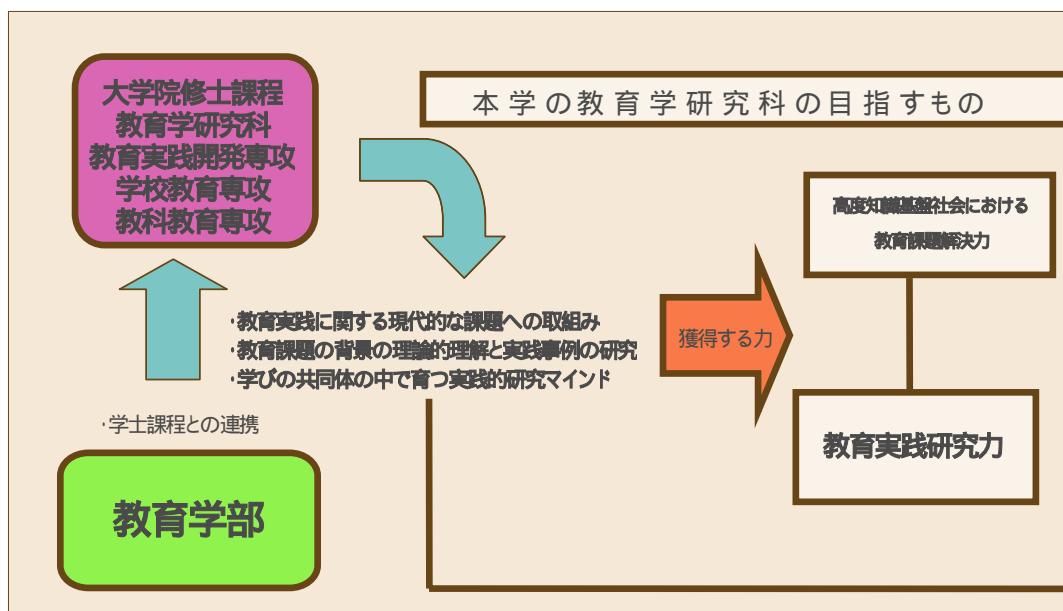
学生進路に関連し、大学院修士課程との連携については学部教育で得られた知識を基礎としつつ、より実践的な取組みを研究し、教育実践研究力と教育課題解決能力を獲得ならしめる大学院として教育学研究科に 3 つの専攻を設置しており、入学後の院生の教員免許状取得に配慮して学部授業科目の履修制度を設けている（資料 5 - 1 - 4 - B）。大学院においても、奈良女子大学との学生交流協定、近畿地区 5 大学単位互換に関する協定による単位互換も実施している（別添資料 5 - 1 - 4 - 5、5 - 1 - 4 - 6、5 - 1 - 4 - 7）。

このほか、生涯教育に関する社会的要請に応えるものとしては、平成 16 年度から「オープンクラス」として一般社会人に学部授業科目の履修を認める制度が実施されている。

資料5 - 1 - 4 - A



資料5 - 1 - 4 - B



【分析結果とその根拠理由】

学生へのアンケート調査結果や地域社会との連携協力及び教員養成に対する社会の要請に対応するために、教育課程編成の工夫がなされおり、多様な取り組みが行われている。学生の幅広い履修の点からは、学士課程では、学校教育教員養成課程と総合教育課程間において、自由科目や資格取得のための科目として他の課程の開設科目

の履修が認められている。また、近畿地区の4教育大学及び奈良県内の6大学との単位互換の推進により他大学の科目を履修することを制度化している。修士課程では、院生の教員免許状取得ニーズに応えるため、学部授業科目の履修を制度化しているほか、奈良女子大学との学生交流に関する協定、近畿地区5大学単位互換に関する協定による大学院間の単位互換が実施されている。また、地域との連携を深めつつ学生の教育実践に資する取組として、フレンドシップ事業、学生ボランティア派遣事業など近隣の教育委員会、学校との協力により多様な形態での学生派遣を可能としている。

社会の要請に応える観点からは、総合教育課程の物質科学専修で実施されている編入学を他の専修等でも実施することの検討が望まれる（欠員が生じた場合や教育指導上受入可能な範囲で）。また、一般企業へのインターンシップ活動を教育課程内に位置づけることも考えられる。生涯学習のニーズに応えるため、学部授業科目をオープンクラスとして社会人に履修させている点は特徴ある取組みである。

観点 5 - 1 - 5 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保することを目的に、学生が1年間に履修登録できる単位の合計は、集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位を含め、原則として50単位までとする履修登録の上限設定を実施している（資料5 - 1 - 5）。

資料5 - 1 - 5 奈良教育大学履修規則（第13条）

（履修登録できる単位数の制限）

第13条 学生が1年間に履修登録できる単位数の合計は、集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位数を含め、原則として50単位までとする。

また、「秀・優・良・可・不可」で評価された学生の成績を「4・3・2・1・0」とするGrade Pointを与え、各授業科目的登録数を考慮して1年間の成績平均Grade Point Averageを算出し、このGPAが「3.0以上」の者については、履修登録上限の50単位の範囲内で、6単位まで翌年度開講の授業科目の先取り履修を認めている（別添資料5 - 1 - 5）。

学生の授業時間外の学習を支援するため、学生が自由に教員研究室を訪ね、授業科目等に関する質問、学生生活全般・進路に関する相談を行う時間として、全教員があらかじめ特定の時間帯を設定するオフィスアワーを設けている。そこでの相談に加えて、教員が授業・校務等以外の可能な時間帯で日常的に学生の指導に当たっていることはいうまでもない。また、図書館の開館時間を平日は9時から20時とし、授業のない土曜日についても10時から17時まで開館して、学生の勉学の利用に供している。

学生の各学期ごとの成績を指導・担当教員に配布し、学生の組織的な履修のための指導の一助としている。
(冊子5 - 1 - 5)

【分析結果とその根拠理由】

履修科目登録の上限設定、GPA制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされていると判断できる。

観点 5 - 1 - 6 : 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

(該当なし)

【分析結果とその根拠理由】

観点 5 - 2 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TA の活用等が考えられる。)

【観点に係る状況】

各科目の授業形態については、教員免許法に沿って本学で策定された学則によって定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育の目的を踏まえて各コース・専修の各分野の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している(冊子 5 - 1 - 1 - 2)。

たとえば「専門教育科目」についての平成 17 年度学部全開講授業数 1,070 コマのうち、講義が 639 コマ (59.7%)、演習が 234 コマ (21.9%)、実験・実習が 28 コマ (2.6%)、実習が 52 コマ (4.9%)、実技が 117 コマ (10.9%) である。なお、このうち少人数授業 (10 名以下) の実施割合は 349 コマで 32.6% である。

学習指導法の工夫として、各専修において特色ある授業を行なっている。特に、世界遺産に関係した「文化財材料論」(文化財・書道芸術コース共通科目)、「地学巡検」などのフィールドワーク野外実習(自然誌専修)、高大接続をにらんだ基礎数学(数学教育専修)、学内で定期的に発表会を催しているダンス(保健体育専修)など本学独自の授業を展開している。また、英語ボランティアガイド等の小中高での英語活用実践に関する授業(英語教育専修)も特筆できる。

また、演習・実験・実習・実技科目等における TA を活用した授業は 54 コマ (5.0%) となっている。本学は、学校教育教員養成課程で前期に学校教育基礎ゼミナール I において課程全体でディベート・レッスン授業を実践、後期に学校教育基礎ゼミナール II として各コースに別れ横断的な授業を展開している。また、総合教育課程で前期に総合教育基礎論として課程全体で総合的な授業内容を取り入れている。これは、「現代的課題に対応する導入科目群の展開」として文部科学省特色 GP として評価を受けた試みであり、平成 18 年度がその完成年度にある。

また、一連の先導理数教育 I、先導理数教育 II、先導理数教育 III、先導理数教育 IV といった理数科キャリア教育を視野にいれた体験型プロジェクト授業(「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」に関する授業)も展開されており、学生の理数科教育への関心を喚起している。また、教員養成 GP プログラムにより展開されている実践として、ハイデルベルク方式の指導プログラムと指導者養成システムを融合し、日本の実情に合わせて取り入れた「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進」は、カリキュラム外であるが、特色ある実践である(保健体育講座)。

カリキュラム上の授業における学習指導法の工夫の実態を把握するために、現在、調査を実施している。特に、後期に学校教育基礎ゼミナーレ II では、平成 15 年度に FD 委員会においてその実態について調査を行なった（冊子 5 - 2 - 1）。

【分析結果とその根拠理由】

学校教員の養成においては、理数科系や美術・体育系など専攻や科目によって、実験・実習や実技が非常に重要な位置を占めており、全体として、各種形態の授業を適正なバランスで組み合わせている。また、理数生活科学コース・環境コース・科学情報教育コースにおいて、一連の先導理数教育 I ~ IV などの授業が開設されており、特色あるプロジェクト授業が行なわれている。さらに、各コース・専修の特色を生かした学習指導法の工夫を行っていると判断できる。

観点 5 - 2 - 2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

各授業料日の概要や授業計画、また授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知し、学生の授業選択を円滑に進めることを支援すると同時に、授業における学生の主件的な学習を促すために、全学的なシラバスを作成している（冊子 5 - 1 - 2 - 1）。

シラバス作成のため、毎年末までに次年度分のシラバスのホームページ上の入力を各教員に呼びかけている。その内容項目は、「時間割番号」「科目区分」「単位数」「授業科目名」「開講期」「曜日」「時限」「授業科目名」「担当教員名」「該当する年次」「目的（300 字程度）」「授業計画（内容と方法）（800 字程度）」「テキスト・参考文献・教材等（200 字程度）」「評価方法（200 字程度）」「メッセージ等（200 字程度）」から成り立っており、1 科目あたり概ね A4 用紙 1 枚程度の原稿量である（別添資料 5 - 2 - 2）。

シラバスはウェブ版を基本として作成し、ホームページで学内外に公開している。シラバス検索のホームページでは、授業科目名や教員名、授業科目区分などに加えて、授業内容に含まれるキーワードから検索することが可能になっている（「学部シラバス（授業計画）及び授業時間割の検索システムの操作方法について」<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUMU/syllabus.htm>）。学生は学内に設置されたオープン端末や自宅の端末等でこれを参照する。なお、コンピュータにアクセスしにくい学生等のために、印刷物としても提供しており、教務課や附属図書館において学生の閲覧に供している。

シラバス公開状況については、平成 17 年度全開講科目 1,070 コマのうち 923 コマの授業で公開しており、その割合は 86.3 % になる（概算である。シラバス作成状況は学務情報システムデータより算出した）。

学生への授業評価アンケートでは、第 6 項目に次の項目を設けてシラバスの活用度を授業毎に調査している。

第 6 項目：「授業計画（シラバス）を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか？（4 者択一）」

授業評価アンケートは学内に公開されており、それを教員がウェブ上で閲覧することによって、次年度のシラバス・授業の改善の材料となるように配慮している。平成 18 年度は学部の再編があり、平成 17 年度以前の入学者に対して新旧授業対応表を作成し、学生の履修に関してスムーズな移行に配慮した（冊子 5 - 2 - 2）。

【分析結果とその根拠理由】

ウェブ版のシラバスは、検索機能も充実しており、必要な授業を的確に探し出すことができる。各授業に対する記載量も適切であり、学生の授業選択に十分役立っている。法人化への移行における組織改編や非常勤講師採用原則の変更等、授業環境の変化が数多く発生する中で、平成 16 年度シラバスの公開割合が 77.3 %と、前年度の 79.6 %から減少しているが、早急に改善する必要がある（以上の数値は概算である）。

また、学生のシラバス活用度についても、全学的な調査と改善の体制が必要と判断される。

観点 5 - 2 - 3 : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の自主学習のための配慮としては、各講座・センターの教員による取組みを中心として行っており、コース・専修単位での試みは見られる。また、オフィスアワーが開設されており、学生への個別の対応について配慮がされている。

具体的な内容としては、自習室の設置、研究室などの開放、研究室図書の貸出、自主ゼミなどの活動促進、課題に対するメールでの対話、自主学習教材の購入と貸出、実験器具・楽器・情報機器の貸出、ホームページを使った復習、空き教室での自主作品製作の促進など、各コース・専修にふさわしい多様な手段を用いている。

例えば、学校教育教員養成課程数学教育専修・総合教育課程科学情報コース（コース共通科目、情報数理専修・物質科学専修）では、授業科目「基礎数学（解析）」「基礎数学（代数）」を開設しており、前回の指導要領改訂における学校教育履修内容 3 割減に対応している。本学では、授業科目として 1 回生前期に「情報機器の操作」が必修科目として全学に計 4 科目開講されており、情報機器操作に慣れない学生にも配慮している。

また、附属図書館は、本学における自主学習支援のための最も重要な施設であるが、平日は閲覧室 9 時 00 分から 21 時 00 分（土曜日は 10 時 00 分から 17 時 00 分）まで パソコン室 9 時 00 分から 20 時 30 分（土曜日は 10 時 00 分から 16 時 30 分）まで開館している（参考 URL: <http://www.nara-edu.ac.jp/LIB/libriyo.htm>）。

更に、本大学では、学生オフィス（R11-108）・情報サテライト室（R11-107）を設けており、本学開講時から閉校時まで学生が自由に勉学に専念できる環境を整備している。

なお、本学卒業要件を満たす授業カリキュラム以外での試みの例として、小学校教員養成課程の 4 回生（教員採用試験合格者）向けの音楽実技直前模擬試験（平成 18 年 7 月 14 日（金））、教員採用試験（直前対策）（平成 18 年 7 月 5 日（水））、教採対策講座（社会科関連）（平成 18 年 6 月 26（月）、7 月 3 日（月））、教採（小学校）受験者対象実技支援プログラム（図画工作・平成 18 年 6 月 2 日（金）、平成 18 年 6 月 30 日（金）、ダンス・平成 18 年 6 月 21 日（水）、平成 18 年 7 月 12 日（水）、音楽実技、音楽科筆記・平成 18 年 5 月 31 日（水）、平成 18 年 6 月 21 日（水）、鉄棒、マット、跳び箱・平成 18 年 5 月 29 日（月）、6 月 1 日（木）、2 日（金）、5 日（月）、8 日（木）、9 日（金））などの本学独自の教員採用試験対策講座を実施している。さらに、外部講師を招いての教員採用試験対策講座や演習形式での模擬面接、各都道府県の教員採用試験の受験説明会を多数実施している（別添資料 5 - 2 - 3）。

【分析結果とその根拠理由】

自主学習への配慮や、基礎学力不足学生への配慮が各講座や教員のレベルで行われている。全学的な取り組みとしての附属図書館の利用時間の設定は、自主学習への配慮として十分な水準である。また、高大接続の観点で

各専修・各コース単位での学力不足学生への配慮を行なっていることころもある。授業カリキュラム以外での試みの例として、上記で掲げたように、独自の教員採用試験対策講座を多数実施している。

一方で、教育学部特有の多岐にわたる専門性により、「基礎」のとらえ方が多様で、全学的な取組が困難である。それでも、教育課程の中で全学的に展開するためには、まず、学生の基礎学力の実態に関する組織的な調査が必要であり、それを踏まえた上で構想が必要である。特色 GP「現代的課題に対応する導入科目群の展開」は本年度完成年度に当たる。その授業科目群「学校教育基礎ゼミナールⅠ、Ⅱ」「総合教育基礎論」「情報機器操作」等の授業が今後、基礎学力不足学生への対応授業となりうるかの検討も必要である。

観点 5 - 2 - 4 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

（該当なし）

【分析結果とその根拠理由】

観点 5 - 3 - 1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は履修規則第 17 条に策定しており（資料 5 - 3 - 1 - 1）、「履修の手引」に、「5 成績と単位の認定」の「1) 成績の評価基準」として、秀・優・良・可・（認定）・不可の評価とその成績証明書への表示が示されている（冊子 5 - 1 - 1 - 2 : p.10）。教育の目的に応じた成績評価基準は、出席、レポート、作品、試験成績等について各授業科目のシラバスに記載されている（冊子 5 - 1 - 2 - 1）。シラバスは Web 上ですべての学生が見ることができる。

卒業認定基準は学則第 70 条及び第 74 条に策定しており（資料 5 - 3 - 1 - 2）、「履修の手引」に、「8 卒業」の「1) 卒業の要件・認定」として示されている（冊子 5 - 1 - 1 - 2 : p.13）。この「履修の手引」は、全学生に配布されている。

資料 5 - 3 - 1 - 1 奈良教育大学履修規則（第 17 条）

（成績評価等）

第 17 条 成績評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階の評語をもつて表し、秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。

資料 5 - 3 - 1 - 2 国立大学法人奈良教育大学学則（第70条、第74条）

（卒業に必要な単位数）

第70条 卒業に必要な単位数は、学校教育教員養成課程にあっては134単位以上、総合教育課程にあっては128単位以上とする。

2 履修及び卒業論文に関し、必要な事項は、別に定める。

（卒業の認定）

第74条 学部に4年以上在学し、第70条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準（履修規則第17条）や卒業認定基準（学則第70条「卒業に必要な単位」、第74条「卒業の認定」）は、いずれも大学が組織として策定し、履修の手引きの冊子やガイドanceを通じて学生に周知している。また、個々の「教育の目的に応じた」各具体的基準は担当の教員が作成するシラバスに示されている。

観点 5 - 3 - 2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は、各科目ともシラバスに記載された基準に従って実施している。講義・演習・実験・実技等の授業の内容に応じて多様な評価方法が取られ、試験、出席、レポート提出等それぞれの方法で適切に評価されている。

また、同一科目を複数の教員で担当する場合は、教員間で評価の差が出ないよう調整を図っている。卒業判定として、資料5-1-1-Bの学校教育教員養成課程及び資料5-1-1-Cの総合教育課程それぞれの必要単位数を満たしているかが基準となり教授会の議に付されている。この中で、特に6単位の卒業論文に関しては、指導教員と関連教員による合議による厳正な合否判定を行っている（卒業論文規則第7条第1項「卒業論文の評価は、指導教員が関係教員と合議のうえ行う。」）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、基準に沿って5段階で行われており、シラバス下段に示された成績の評価方法に従って適切に行われている。明確に提示された履修すべき科目・取得すべき単位数を満たした学生について教授会で卒業の可否の判定が下される。以上のように、成績評価基準や卒業判定基準に従って、成績評価、単位認定及び卒業判定が適切に行われていると判断できる。

観点 5 - 3 - 3： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生が、成績を通知された後、自分の成績について異議がある場合には、大学として次の2つの方式で対処している。ひとつは、学生が授業担当教員に直接申し出る場合であって、授業担当教員は、学生の申出に基づき、速やかに成績を確認し、その結果を学生に伝える。もうひとつは、学生が教務課窓口へ来る場合であるが、その際には、教務課から学生の申し出により授業担当教員にシラバスの成績評価項目の記載などを含めて照会し、そ

の結果を速やかに学生に通知している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に対して、学生からの異議や苦情申し立ては、もしも授業担当教員で適切な対応がなされない場合でも、教務課でそのようなクレームを受け付け、該当の教員に取り次ぐということもある。以上のように、成績評価の正確さを担保する措置として、成績評価に対する学生からの異議申し立てを受け付けて対応する体制を敷いている。

<大学院課程>

観点 5 - 4 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

教育課程は、「大学院学生便覧」に記されているとおり、「研究科共通科目」「専攻共通科目」「専修専門科目」「自由選択科目」「課題研究」により構成されている（冊子 1 - 1 - 1 - 2 : pp.43-44）。これらは、本課程の「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と定めた学則上の目的に合致するものである。

「研究科共通科目」では、高度専門職業人に必要な専門性を目指し、学校教育の今日的課題を捉え、また各学生の研究課題と関連づけられるような内容を広い分野にわたり提供している。「研究科共通科目」は、研究科生全員必修（1年次前期、2単位）である。「専攻共通科目」では、各専攻内の各専修を横断する内容を取り上げ、より広い視座から研究を進めるうえでの知識と研究方法の習得を図っている。「専攻共通科目」は、所属専攻学生必修（1年次前期、2単位）である。「専修専門科目」では、各専修内容を支える各学問の先端的な内容を体系的に提供しつつ、常に理論と実践を往還できるように配慮している（16 単位以上）。「自由選択科目」は、学生の興味・関心に応じて履修するものである（6 単位以上）。「課題研究」は 4 単位。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程は、研究科の教育目的を達成するため、「研究科共通科目」「専攻共通科目」「専修専門科目」「自由選択科目」「課題研究」が、学生の研究活動の進展に即して積み上げ的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えるものになっている。

観点 5 - 4 - 2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院の授業内容は、教育課程の編成の趣旨に沿って構成されている（冊子 1 - 1 - 1 - 2 : pp.111-）。

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科「大学院学生便覧」に示された各授業科目の講義概要と各専攻・各専修の教育課程の目的をシラバスをもとに比較検討したところ、各授業科目の内容は、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点 5 - 4 - 3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学院での授業では、教員自らの研究成果を紹介し、研究の目的・課程・得られた成果の意義を院生に理解させるよう図られている。教育実践研究の成果を授業に取り入れること、及び実践研究の場での体験を通じての院生の課題意識の高揚に努められている。教育学研究科での授業として、示される研究成果が将来の教員・教育者となる院生に対してどのような意義を持つのかが配慮されている。

【分析結果とその根拠理由】

教育大学では、元来、教育と研究は不可分でなければならない。本学では、実践研究、教材開発等のキーワードで表現されるように、不可分性を保っている。特に大学院では、研究テーマ自体が教育を扱う事例が多く、必然的に授業に研究成果が導入されている。教育と研究の接点は、教材として教育に環流された研究の利用成果が更に新たな研究活動を喚起するという輪廻にもある。

観点 5 - 4 - 4 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

単位の実質化への配慮としては、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を奨励する課題の提示等がある。多人数授業においては複数教員による対応や、少人数授業においては演習形式による授業展開を進めるなど、個々の授業科目のレベルで単位の実質化につながるような配慮を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

担当教員を通じて、個別に科目の選択、履修及び研究について、適切な指導が行われ、実質的な科目内容の理解と修得が促進されている。

観点 5 - 4 - 5 : 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

夜間コースの院生のために、月曜日から金曜日の夜に、各 2 時限 (1 時限目は 18 時 00 分~19 時 30 分、2 時

限は19時40分～21時10分)の授業を開講している。また、夜間主コースの学生は、昼間主コースの授業、休業期間の集中講義を受けることができる。

【分析結果とその根拠理由】

夜間コースに在籍している院生のために適切な時間割を設定している。昼間コースにおいても、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を設け、適切な時間割を設定していると判断できる。

観点5-5-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

【観点に係る状況】

本学の大学院の授業は、ほぼすべてが少人数の授業であり、それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。その実施形態等については実施する教員の裁量に委ねられており、配布プリントを題材とした対話型授業や新しい教材による授業実践につながる授業が展開されている。

【分析結果とその根拠理由】

参考にできる資料として、大学院講義のシラバスと大学院に関する種々の規定等がある(冊子1-1-1-2)。大学院独自の資料として講義の実施指針や方針、その評価手法などについて定めたものはないが、これらの資料より教育学研究科の目的に沿った適切な学習指導の工夫が凝らされている。

観点5-5-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

「大学院学生便覧」において、教育学研究科の目的・趣旨を前文として、授業科目一覧とともに、それらの授業科目のシラバスが掲載されている(冊子1-1-1-2)。教育課程での各授業科目の位置付け・意義が明確に示されている。シラバスでは、専攻・専修・分野と担当教員名、授業の目的と内容、授業計画、用いるテキストや教材、評価方法、メッセージ(コメント)の欄で構成されている。このレイアウト・記載内容によって、院生は履修計画を立てる。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、上述の統一されたレイアウトに従い、院生の履修計画上の必要な事項を記載している。なお、授業計画の欄の各週ごとの授業内容の記載で具体性がやや乏しいものが散見される等、多少の改善の余地があるが、おおむね教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、充分に院生に活用されていると判断できる。

観点 5 - 5 - 3 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

(該当なし)

【分析結果とその根拠理由】

観点 5 - 6 - 1 : 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点に係る状況】

(1) 大学院教育の目的について

奈良教育大学大学院においては、専門領域の研究を基盤として、広い視野と豊かな人間性の上に高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門能力を有する人材を養成することと目的としている。

(2) 教育課程編成にあたって

教育課程編成にあたっては、上記目的に従い、以下の点を踏まえた教育を展開中である。

- ア．教育実践を視野に入れた、より高度な専門性を有する教育者の養成を目指す。
- イ．教育の現代的な課題に対応する。
- ウ．教科横断的な教育内容を構想する。
- エ．研究方法の獲得
- オ．体験による課題意識の先鋭化（フィールド授業や参加型授業の展開）
- カ．地域の教育に貢献する。

(3) 「共通科目」と「研究方法論」の開講

上記の教育課程の趣旨を実現するため、カリキュラムとして、教育学研究科所属の大学院生に共通に必要とされる基礎的な知識と研究力量をつけるための「研究科共通科目」、教育フィールドで実践に依拠した研究を行うための「専攻共通科目」を開設している。

「研究科共通科目」は、入学直後の全修士1回生を対象とし、教育の今日的課題を捉え、授業担当教員自らの研究課題と関連づけた内容を広い分野にわたり提供する。学長の特別講義に始まり、現代生涯社会における先端的課題を講じる外部特別講師を招くとともに、全専攻をあげての講師陣によるTT方式を採ることで、全学的な叡知を結集して提供している。ちなみに平成16～17年度は「現代における学校教育の課題」と題して展開された。院生はこの授業で、専攻を超えた学習仲間を得、院生集団としての学びの共同体の素地が形成されている。

また「専攻共通科目」として、「学校教育研究方法論」「総合学習特別研究」「子ども理解特論」「授業研究方法論」を展開中で、これらの授業は院生に研究方法に関する知識と実際を学ばせる貴重な機会となっている。

こうした教育課程によって院生は教育の現代的課題を自覚し、仲間を得て教育課題に研究的に向かうことができる。ストレートマスターはもとより、社会人院生と留学生にとってこの体制の成果がとりわけ顕著である。

(4) 研究指導について

課題研究（4単位）

研究指導については、「課題研究」（4単位）を課して毎週の時間割に位置づけ、責任ある指導を行っている。

複数教員による指導

「課題研究」による毎週の研究指導とともに、複数教員による研究指導を行っている。学位論文審査及び最終試験の実施に際しては、「研究指導教員を含め3名以上をもって構成する審査委員会を設置」することされ、審査に至る過程において複数教員による指導が行われる。同様に審査結果も3名以上の教員の合意を経て文書でもって教授会の判定の議に付され、さらに学長に報告される（別添資料5-6-1-1）。

テーマ発表会、中間発表会、最終発表会の実施

研究指導の特筆すべき点として、本学大学院では従来よりテーマ発表会、中間発表会及び最終発表会等、修士論文作成の節目において集団的な研究指導の機会を設定している。実施形態は専攻・専修によって異なるが、この指導の方式が院生個々の問題意識の深化を生み、また教員が共同で行う指導の質を高めている（別添資料5-6-1-2）。

(5) その他、教育課程の趣旨に沿った研究指導を推進するための規則ならびに試みとして以下のものが挙げられる。

中間修了制度

研究指導を懇切丁寧に行うために、院生の個々の事情に応じた中間修了制度を設けている。これは研究指導教員による指導上の見通しと、「3名以上」と規定される複数の教員の合意のもとで決定され、院生の研究活動を完成に導く（別添資料5-6-1-3）。

転専攻・転専修

研究指導を懇切に行うためのもう一つの制度として転専攻・転専修制度を設けている。これは、院生の研究計画の変更に柔軟に対応するため、また（稀ではあるが）研究指導上の問題を解決するために、院生にやり直しの機会を保障する制度である。この制度は平成18年より発足、これまでに3件に適用された（別添資料5-6-1-4）。

附属学校園との連携

フィールド研究の充実を図るために、年度始めに附属学校園での授業研究等についての希望調査を実施している。このことにより、附属学校園側においても院生を迎える予測を含んだ教育計画を立てることができる（別添資料5-6-1-5）。

体験による課題意識の先鋭化と地域貢献

各種フィールドならびに教育実践フィールドを提供し、そこで体験した経験や焦点化された研究課題について精力的な発表をおこなっている。主なものとして、

ア．院生が学部生のリーダー（メンター）として連携校で教育体験をする学校フィールド体験（平成17年採択の教員養成GP『鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成 - 提携校を拠点としたテトラ型チームで取り組むプログラムの開発と実践 -』）

イ．公立学校でのスクールサポート等の学校インターンシップ活動（資料5-6-1）（別添資料5-6-1-6）

ウ．奈良教育大学附属中学校で実施しているピア・サポート活動等がある。

資料5 - 6 - 1 スクールサポート等連携協力に関する協定一覧（平成16年度以降）

締結年月日	締結先	協定書名
H16. 4. 1	奈良県教育委員会	連携協力に関する覚書
H16. 6.11	奈良市教育委員会	奈良市学校教育活動支援事業（スクールサポート）に関する協定書
H17. 6. 1	京都府教育委員会	学生による学習支援等に係る協定書
H17.12.28	京都市教育委員会	協定書
H18. 4. 1	大和郡山市	奈良教育大学・大和郡山市（学市連携）による教育充実に向けた協定書
H18. 4. 1	八尾市教育委員会	奈良教育大学から八尾市立小・中学校への大学生派遣を伴う連携協力に関する覚書
H18. 4. 1	茨木市教育委員会	奈良教育大学から茨木市立小・中学校への大学生派遣を伴う連携協力に関する覚書
H18. 6. 1	柏原市教育委員会	奈良教育大学と柏原市教育委員会との連携協力の実施に関する覚書
H18. 6. 1	千早赤阪村教育委員会	奈良教育大学と千早赤阪村教育委員会との連携協力の実施に関する協定書

（注）教員養成GP関係を除く。

【分析結果とその根拠理由】

本学教育学研究科の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門能力や、各教科教育学に関する諸科学に基づく実践を支える専門能力の育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。この教育課程でのカリキュラムとして、いくつかの「研究方法論」があり、院生に研究方法と理論を学ばせている。更に研究指導では、毎週の「課題研究」により、研究の意義・位置付け等を院生に周知している。各担当教員により、きめ細やかな個別的指導が行われており、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われている。

観点5 - 6 - 2： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

（1）複数教員による指導体制について

観点5 - 6 - 1 の(4) に記したが、学位論文審査及び最終試験の実施に際して、「研究指導教員を含め3名以上をもって構成する審査委員会を設置」することとしている。また、審査に至る過程においても、可能な限り複数の教員による指導を行うようにしている。また、審査結果は3名以上の教員の合意を経て文書でもって教授会の議に伏され、さらには学長に報告されることから、複数教員による指導と合議が不可欠である（別添資料5 - 6 - 1 - 1）。

(2) 研究テーマ決定に対する適切な指導について

制度としての定めを設けてはいないが、専攻・専修によっては、テーマ発表会を設定し、研究テーマについて教員集団によって指導する場としている。また、この場では異学年院生が同席し、教員による指導を目の当たりにするとともに、院生相互が意見を交わす学びの場としても機能している（別添資料5-6-2-1）。

(3) TA としての活動を通じた能力の育成

採用数とその割合

TA として採用されている院生数と在籍者数に対するその割合は、

平成 16 年度 前期 40 名（在籍者 149 名の 27%）後期 25 名（同 17%）

平成 17 年度 前期 26 名（在籍者 146 名の 18%）後期 24 名（同 16%）

である。

TA の採用にあたっては、TA の職務だけでなく、「TA をすることで院生が獲得できる資質能力」の明示を、採用を要望する担当教員に求めている。明示を求めるのは TA を選考する全学教務委員会であり、この採用条件により TA の活動が教育的訓練の機会であることを周知している（別添資料5-6-2-2）。

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科では、もとより研究と教育の深い相関が求められ、本学のそれは相関を強く意識した教育課程を編成している。狭い専門分野の研究内容にとどまらず、この方法・成果がどのように教育に還流されるのかが備えるべき視点として院生に要求される。このため、複数教員による指導を通じて、客観的に上記相関が伝授される。また、TA の活動を通じて、受講生への個別技術指導と全体的授業の進行の調和を図る教育的機能の訓練の機会としている。以上のことから、教育と直結した適切な研究指導を敷いていると判断できる。

観点 5-6-3： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

院生の入学後、教授会の議を経て、学長が研究指導教員を定める（学則第 89 条）。研究科に 2 年以上在学し、必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は審査にかかる学位論文を提出することができる。この審査及び最終試験に合格した者について、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する（学則第 90 条）システムになっている（資料 5-6-3）。

上記の学長宛提出された学位論文は、教授会にその審査が付託される。教授会は、この付託を受け、当該専攻内の関係教員の中から研究指導教員、担当教員（指導教員が兼ねる場合もある）を含め 3 名以上で審査会を設置する。この審査会が学位論文等の審査及び最終試験を実施する。「学位論文等」の記述は、学則第 90 条 3 項の「専攻の種類に応じ、研究指導教員の許可を得て、作品及び関連論文をもって代えることができる」ためである。以上は規則であるが、これを具体化する活動として観点 5-6-2 で挙げた複数教員による指導がある。

資料 5 - 6 - 3 国立大学法人奈良教育大学学則（第 89 条、第 90 条）

（研究指導教員）

第 89 条 学長は、学生の入学後、教授会の議を経て、研究指導教員を定める。

（課程の修了）

第 90 条 研究科に 2 年以上在学し、第 86 条第 2 項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

2 研究科に在学する者で優れた業績を上げたものに係る修士課程の修了の認定については、前項中「2 年」とあるのは「1 年」として同項の規定を適用する。

3 第 1 項に定める学位論文は、専攻の種類に応じ、研究指導教員の許可を得て、作品及び関連論文をもって代えることができる。

【分析結果とその根拠理由】

学則及び学位規程によって学位論文に関する指導体制が整備されている。この体制下、複数教員による指導と厳正な審査が有効に機能していると判断できる。

観点 5 - 7 - 1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

学則第 86 条及び大学院履修規則第 3、4 条において、修了要件単位数を 30 単位以上と定めている。その内訳は「研究科共通科目 2 単位以上、専攻共通科目 2 単位以上、専修専門科目 16 単位以上、自由選択科目 6 単位以上課題研究 4 単位を含む」である（資料 5 - 7 - 1 - A、5 - 7 - 1 - B）。

また、他大学において修得した単位の認定については学則第 86 条に、入学前の既修得単位の認定については学則第 87 条に、現職教員の学生の履修方法の特例については学則第 88 条に定めている（資料 5 - 7 - 1 - A）。観点 5 - 6 - 3 で記述したとおり、必要単位数取得院生は学位論文審査及び最終試験を合格すれば、修了が認定される。それぞれの授業科目の成績評価基準は、教育学研究科授業計画でのシラバスごとに示されており、レポート、発表内容、出席率等である。成績の評語は、秀・優・良・可・不可で、不可以外には単位が与えられる。

資料 5 - 7 - 1 - A 国立大学法人奈良教育大学学則（第 86 条～第 88 条）

（授業科目、単位及び他大学との連携）

第 86 条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、奈良教育大学大学院履修規則に定める。

2 学生は、奈良教育大学大学院履修規則に基づき 30 単位以上を履修しなければならない。

3 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

4 前項の規定により履修した授業科目については、10 単位を超えない範囲で、本学研究科において単位を修得したものとみなすことができる。

5 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 87 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学研究科入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとする。

(現職教員の学生の履修方法の特例)

- 第88条 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の(二)の趣旨に基づき、現職教員である学生は、履修方法の特例として、次の方法により授業及び研究指導を受けることができる。
- 一 第1年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び研究指導を受け、第2年次は在職校に復帰し、授業及び研究指導を受けることができる。
 - 二 第1年次、第2年次とも、在職校に在籍し、11、12時限(18:00~19:30)及び13、14時限(19:40~21:10)に開講される授業及び研究指導を受けることができる。
 - 3 この特例は、専修領域の特性等を考慮し、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。
 - 4 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
 - 5 第1項第一号の特例の許可を受けた学生は、第2年次は、週1回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計6単位以上を修得しなければならない。

資料5-7-1-B 奈良教育大学大学院履修規則(第3条、第4条)

(授業科目)

第3条 授業科目は、研究科共通科目、専攻共通科目、専修専門科目(学校教育科目、教科教育科目、教科科目)及び課題研究から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位及び履修方法等)

第4条 学生は、各専攻・専修の修学方法に応じて、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- 一 研究科共通科目 2単位
 - 二 専攻共通科目 2単位
 - 三 専修専門科目 16単位
 - 四 自由選択科目 6単位
 - 五 課題研究 4単位
- 2 専修専門科目16単位については、各専攻・専修・分野により次のとおりとする。
- 一 学校教育専攻にあっては、教科教育科目2単位を必修とし、専攻内の他専修4単位を含むことができる。
 - 二 教育実践開発専攻カリキュラム開発専修にあっては、教科教育科目2単位を必修とし、他専修4単位を含むことができる。
 - 三 教育実践開発専攻教育臨床・特別支援教育専修教育臨床分野にあっては、教科教育科目2単位を必修とし、他専修4単位を含むことができる。
 - 四 教育実践開発専攻教育臨床・特別支援教育専修特別支援教育分野にあっては、教科教育科目2単位を含み、他専修4単位を含むことができる。
 - 五 教科教育専攻にあっては、専修内の教科教育科目6単位を必修とし、専攻内の他専修4単位を含むことができる。
- 3 自由選択科目については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修修得できる。

【分析結果とその根拠理由】

修了要件に必要な科目・単位等の学生への周知は、大学院学生便覧への掲載及び入学時のオリエンテーションにより行っている。成績基準を周知するための規則は策定していない。成績評価に用いる具体的指標(出席状況、課題等の提出、定期試験の成績等)の基準、および学生への周知方法は各授業担当者により異なっているが、シラバスの記載によりおおむね適切に機能していると判断できる。

観点 5 - 7 - 2 : 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績は学部に準じて、秀・優・良・可・不可の5段階で行っている。平成16年度の全授業科目数1,059に対し、受講者延べ総数は25,795人であった。この成績分布は、秀13%、優47%、良26%、可7%、不可8%であり、妥当な分布と言える。修了認定は、修了要件の科目と単位数の認定基準にしたがい、教務委員会の議を経た後に教授会において審議、議決する。

【分析結果とその根拠理由】

成績分布より、個々の成績基準に従って成績評価、単位認定や修了判定が適切に実施されていると判断できる。ただし、成績基準を定めた規則と大学院履修規則の中の成績評価に関する条文を策定する必要がある。

観点 5 - 7 - 3 : 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学位論文については、学位規則第2条、第3条、第4条、第5条に定めている（別添資料5-6-1-1）。学位論文の審査委員主査は研究指導教員があたり、審査と試験は主査を含む3名から4名の教員で実施している。学位の認定は、審査委員会から提出された学位論文の審査結果ならびに試験の成績に基づき、教務委員会の議を経た後に教授会で審議、議決する。この結果が学長に報告される。

【分析結果とその根拠理由】

現行の専攻内の教員のみによる審査体制（学位規則第3条）については、学際的な分野の学位論文が増える中、専攻を越えた審査体制について考える時期にある。

観点 5 - 7 - 4 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

院生からの成績評価に関する問い合わせは、教務課において隨時、受け付ける体制を敷いている。

【分析結果とその根拠理由】

成績合否に対する問い合わせはあるが、これまでに成績評価基準に関する申立てではなく、妥当な成績の評価が行われていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教養教育科目的実施形態は、教養科目 A、B 群は 1 ~ 4 回生の間で継続的に履修可能とし、他の学部共通科目は、1・2 回生、学校教育基礎科目及び課程共通科目は 1 回生での履修を中心に構成している。特に 1 回生の教養教育においては、ディベート (debate) を導入した「学校教育基礎ゼミナール」、課題学習を取り入れ自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」、情報リテラシーの獲得を目指した「情報機器の操作」等を関連させ、導入教育科目として位置づけ、大学全体として現代的課題に対応する力の育成を行っている。
- ・ 学士課程 教育学部の学校教育教員養成課程においては、卒業要件単位を充足することにより、学生所属分野ごとに複数の教員免許状の取得要件を満たすよう編成を行い、異校種の領域にまたがる幅広い教員としての資質を身に付けることを企図している。この資質の養成を教育課程に反映させることを目的として、現在は、カリキュラム・フレームワーク (curriculum・framework) による資質基準と各授業科目の相關の調査・検討を行っている。総合教育課程の専門教育科目については、1 回生入学時から専門的内容を学び、4 年間にわたって段階的に履修する編成になっており、それぞれの専門における基礎的な知識を学んだ上で、より実践的・応用的な知識をフィールドでの体験等も交えて学び、課題に対する洞察力を養成することを目指している。
- ・ 教育課程の編成に関しては、教育研究評議会のもとに「教育企画委員会」及び教授会のもとに「教務委員会」を置き、編成の在り方、授業内容・授業方法の改善等について、方針（教育企画委）と具体的事項（教務委）を審議している。また、「ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会」において授業改善のための組織的な取り組みを行うとともに、教育課程の改革・改善等の企画・立案を行うため、平成 18 年度には「教育課程開発室」（室長：教育担当副学長）を設置し、上述のカリキュラム・フレームワーク構築等の教育課程開発に取り組みつつある。
- ・ 各教育課程は、履修の手引き、ホームページに掲載しているほか、入学時オリエンテーションにおいては履修モデルによる指導も実施されている。全体としては、授業科目を適切に配置し、教育課程の体系性も十分確保されている。
- ・ 先導理数教育 I、先導理数教育 II、先導理数教育 III、先導理数教育 IV といった理数科キャリア教育を視野にいれた体験型プロジェクト授業（「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」に関する授業）も展開されており、学生の理数科教育への関心を喚起している。また、教員養成 GP プログラムにより展開されている実践として、ハイデルベルク方式の指導プログラムと指導者養成システムを融合し、日本の実情に合わせて取り入れた「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進」は、カリキュラム外であるが特色ある実践である（保健体育講座）。
- ・ 大学院 教育学研究科の教育課程の趣旨を実現するため、カリキュラムとして、教育学研究科所属の大学院生に共通に必要とされる基礎的な知識と研究力量をつけるための「研究科共通科目」、教育フィールドで実践に依拠した研究を行うための「専攻共通科目」を開設している。「研究科共通科目」は、入学直後の全修士 1 回生を対象とし、教育の今日的課題を捉え、授業担当教員自らの研究課題と関連づけた内容を広い分野にわたり提供する。「専攻共通科目」として、「学校教育研究方法論」「総合学習特別研究」「子ども理解特論」「授業研究方法論」を展開中で、これらの授業は院生に研究方法に関する知識と実際を学ばせる貴重な機会となっている。

【改善を要する点】

- ・ シラバスは統一された様式に従い、事項や授業内容が把握し易く記載され、学生にも充分活用されている。ただし、「授業計画」の欄での各週単位の授業内容の具体性の点で多少不充分なものが見られ、一部、記載上の

改善が必要である。また、シラバスの公開割合が平成 16 年度 77.3% であり、この上昇にも早急に必要である。

- ・ 基礎学力不足への対応は、一部の講座・教員単位で行われているが、全学的な取り組みには至っていない。この実施のあり方を、実態調査を踏まえて、検討する必要がある。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

<学士課程>

- ・ 本学は、教員養成大学として、次の中期目標の基本目標を掲げている。

「学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。」

これらを達成するため教育学部として共通に「学部共通科目」、「自由科目」、「卒業論文」を課している。そして、学校教育教員養成課程においては、「学校教育基礎科目」、「教職科目」、「教科専門科目」、「教科又は教職に関する科目」、「専修専門科目」、「特殊教育に関する科目」を、総合教育課程においては、「課程共通科目」、「コース共通科目」、「専修専門」を各年次に配当し教育課程を編成している。

- ・ 教育課程の編成上、教養教育については、専門教育につながる教養教育の観点に立って、「学部共通科目」、「学校教育基礎科目」、「課程共通科目」、「コース共通科目」を教養教育として位置づけている。 は学校教育教員養成課程と総合教育課程に共通した科目であり、教養科目 A 群、B 群、外国語科目、保健体育科目、「情報機器の操作」から構成され教養そのものの形成を目的とし、 、 は、専門性を視野に入れた教養教育、 は、総合教育課程を対象とした専門基礎教育と教養教育の側面を持たせている。
- ・ 「学部共通科目」については、教育の目的に照応する相応内容の授業科目が開講されている。専門に関する科目についても、学校教育教員養成課程における「学校教育基礎科目」、総合教育課程における「課程共通科目」、「コース共通科目」において、基礎を培うべく、各課程の特性に叶った内容の科目が開講されている。その上に立って、学校教育教員養成課程における「専門科目」、総合教育課程における「専修専門科目」と、それぞれの専門性を深める科目が幅広く開講されている。
- ・ 両課程に共通して、専門教育につながる教養教育の観点から、1 ~ 4 回生にわたって教養科目の履修を認めているほか、課題に取組む姿勢を導入教育科目によって醸成する取組みが行われている。
- ・ 各教育課程は、履修の手引きに詳細を掲載し、ホームページ上でも解説を掲載しているほか、入学時のオリエンテーションにおいて履修モデルを提示し履修指導を行っている。
- ・ 履修科目登録の上限設定、GPA 制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされている。
- ・ 各授業料日の概要や授業計画、また授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知し、学生の授業選択を円滑に進めることを支援すると同時に、授業における学生の主件的な学習を促すために、全学的なシラバス（「学部シラバス（授業計画）及び授業時間割の検索システムの操作方法について」<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOMU/syllabus.htm>）を作成している。
- ・ 全教員のオフィスアワーが開設されており、学生への学習上の個別の対応について配慮がされている。
- ・ 学生の自主学習のための配慮として、自習室の設置、研究室などの開放、研究室図書の貸出、自主ゼミなどの活動促進、課題に対するメールでの対話、自主学習教材の購入と貸出、実験器具・楽器・情報機器の貸出、ホームページを使った復習、空き教室での自主作品製作の促進など、各コース・専修にふさわしい多様な手段を用いている。

- ・ 学生の多様なニーズ等を学生生活実態調査、卒業生アンケート調査等で把握し、現行の教育課程編成を維持しつつ、可能なものについては、カリキュラム変更等の対応を行っている。
- ・ また、社会教育主事、学校図書館司書、学芸員、スポーツ指導員、認定心理士など教育に関連する各種資格の取得についても、一部の資格を除いて、両方の課程の学生が資格を取得できるよう門戸を広げている。
- ・ 地域との連携、学生のボランティア活動等の学校派遣事業を推進する取組みとしては、奈良県はもとより近隣の教育委員会等と協定を結び、各活動を推進している。

<大学院課程>

- ・ 教育課程は、「大学院学生便覧」に記されているとおり「研究科共通科目」「専攻共通科目」「専修専門科目」「自由選択科目」「課題研究」により構成されている。これらは、本課程の「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と定めた学則上の目的に合致するものである。
- ・ 本学の大学院の授業は、ほぼすべて少人数の授業であり、それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。その実施形態等については実施する教員の裁量にゆだねられており、配布プリントを題材とした対話型授業や新しい教材による授業実践につながる授業が展開されている。
- ・ 本学教育学研究科の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門能力育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。この教育課程でのカリキュラムとして、いくつかの「研究方法論」があり、院生に研究方法に関する知識と実際を学ばせている。更に研究指導では、毎週の「課題研究」により、研究の意義・位置付け等を院生に周知している。各担当教員により、きめ細やかな個別的指導が行われており、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われている。
- ・ 学則及び学位規程によって学位論文に関する指導体制が整備されている。この体制下、複数教員による指導と厳正な審査が有効に機能している。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6 - 1 - 1 : 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

大学案内及びホームページにおいて、本学の 2 つの課程（学校教育教員養成課程、総合教育課程）のアドミッション・ポリシーを述べるとともに、それぞれの課程及び各コースにおける狙いや目的を明示している（別添資料 1 - 2 - 2、6 - 1 - 1 - 1）。

達成状況を検証・評価する上で特に注目すべき点は、カリキュラム・フレームワークの構築である。その目的は、学校教育教員養成課程において、各授業科目の重複や欠落している資質を確認してバランスのよいカリキュラムを編成し、学生自身が受講している科目で何を学ぶのかを理解して、目的意識的に学び、奈良教育大学以外の教育関係者等にどのような力を付与するかということを知らせることである。『平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告書』（平成 17 年 6 月）に以下を記述した。「卒業時までに学生に獲得させたい資質目標の原案を示し、平成 17 年度の「年度計画」において、そのフレームワークを各教員の担当授業科目に照らして修正加筆した後、全体的な特徴を把握し、カリキュラム改革の基本方針や教員配置等の検討に入った。」平成 17 年度末には、本学の『教育実践総合センター研究紀要』において米英独のフレームワーク研究の成果を発表した。その基本的な考え方を示したものが、資料 6 - 1 - 1 - A（次頁）である。なお、平成 19~21 年度において、概算要求「教員養成のための資質能力目標に基づくカリキュラムの構築及び評価システムの開発」で、本格的なカリキュラム・フレームワークの構築に着手する。

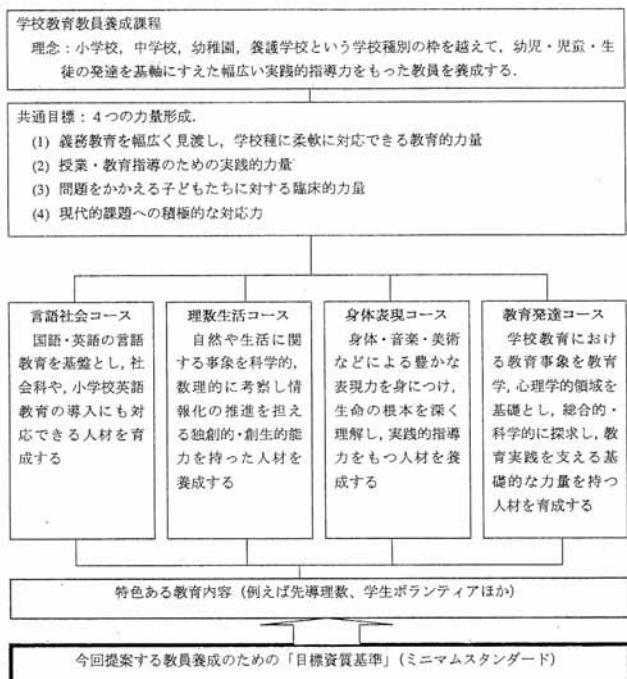
また、資料 6 - 1 - 1 - B（次頁）に示すように、教育職員免許法に定められている要件と本学のカリキュラム・フレームワークとをクロスさせて、各授業科目で育成すべき目標資質を明らかにしている。

このようなフレームワークは、それぞれの授業科目がどのような狙いでどこまで達成するのかを明示したものであり、最終的には卒業時における学生の学力保証につながる。これを契機に大学における授業の在り方や地域の教育機関との連携にも発展する全国的にも注目すべき先進的な取り組みと考えられる。そして、今後は、総合教育課程のカリキュラム・フレームワークを作成する予定である。

本学の学校教育教員養成課程のカリキュラム・フレームワークは、教育企画委員会が立案し、経営評議会や教育研究評議会だけでなく教授会においても審議され、推進されてきており、教職員が総力を挙げて取り組んできている。さらに、カリキュラム・フレームワークを手がかりに、教務委員会及び FD 委員会によって授業評価や成績評価の在り方を検討し、FD シンポジウムの開催を通じて教学の到達点と課題を整理し、教授会等を通じて教職員に定着するようにしている。また、大学の広報誌『ならやま 2006 年春号』において、「カリキュラム・フレームワーク」の意義や活用法を説明しており、学生にも周知徹底を図ろうとしている（別添資料 6 - 1 - 1 - 2）。

資料 6 - 1 - 1 - A

2. カリキュラムフレームワーク（目標資質基準）の位置（提案）



目標資質基準の位置

資料 6 - 1 - 1 - B 免許法の規定する枠組みと 7 つの目標資質基準領域のクロス表 (例)

	教育の基礎知識	カリキュラム設計・編成	教科内容とその組織化	教育方法・技術及び学級経営	児童・生徒理解及び評価方法	学校と地域社会との連携	職能成長
教職の意義等に関する科目							
教育の基礎理論に関する科目							
教育課程及び指導法に関する科目							
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目							
総合演習							
教育実習							

【分析結果とその根拠理由】

教育方針を明確にするだけでなくカリキュラム・フレームワークも作成し、ホームページや広報誌等で公表・周知している。また、達成状況の検証・評価は、教育研究評議会、教務委員会、FD 委員会において実施しており、相応である。

今後は、カリキュラム・フレームワークに沿った各授業科目の達成状況に関する綿密な検証とその評価情報のフィードバックによる授業改善に取り組む予定である。

観点 6 - 1 - 2 : 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

(1) 資格取得(教育職員免許状)

教育職員免許状について、平成 15 年度から平成 17 年度の学部の卒業生(9月末卒業生を含む)の取得者数等を資料 6 - 1 - 2 - A に示す。この表から分かるように、過去 3 年間において、卒業生に対する教育職員免許取得者の割合は、ほとんど変化がない。学部の学生が教育職員免許状一種を取る割合は、2.55 から 2.64、2.71 と増えており、他方、教育職員免許状二種については、あまり取らない傾向にある。つまり、教員免許状については、二種よりも一種で取り、教科専門や教職専門科目の単位数を積み上げることによって、その教科の力量を高めようとしていることが伺える。

資料 6 - 1 - 2 - A 学部卒業生(9月末卒業生を含む)の教育職員免許取得者数等

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
卒業者の数	269	293	277
免許取得者数	236	239	243
卒業生に対する免許取得者の割合	0.877	0.815	0.877
一 種	603	631	659
免許取得者に対する割合	2.55	2.64	2.71
二 種	8	9	2
免許取得者に対する割合	0.034	0.038	0.008

また、大学院における過去 3 年間の専修の教育職員免許状の取得者数の割合については、資料 6 - 1 - 2 - B から分かるように、0.833 から 0.705、そして 0.793 となっている。学部生ほど顕著な増減傾向は見られないが、一種の教育職員免許状については、0 から 0.020、そして、0.043 と漸増傾向にある。つまり、大学院の専修免許状取得者は、大きな変化は見られないものの、一種免許状取得者については微増である。なお、大学院生による教育職員免許状の二種取得者は、過去 3 年間ゼロである。

資料 6 - 1 - 2 - B 大学院修了者の教育職員免許取得者数等

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
修了者の数	66	68	58
免許取得者数	55	48	46
修了者に対する免許取得者の割合	0.833	0.705	0.793
専 修	115	97	110
免許取得者に対する割合	2.090	2.020	2.391
一 種	0	1	2
免許取得者に対する割合	0	0.020	0.043

(2) 退学・停学・復学等

平成 11 年度から平成 16 年度までの学部における退学、除籍については、資料 6 - 1 - 2 - C から分かるように、全体的には減少傾向にあり、休学と復学については、増減を繰り返しているが、とりわけ平成 16 年度は休学が減り、復学が増えている点が注目される。少なくとも退学や除籍のような負の大きな要因は、減少していることが推定される。

資料 6 - 1 - 2 - C 学部における退学、除籍

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	総 計
退学	16 (0.198)	13 (0.160)	15 (0.185)	12 (0.148)	14 (0.173)	11 (0.136)	81
除籍	7 (0.280)	5 (0.200)	3 (0.120)	4 (0.160)	4 (0.160)	2 (0.008)	25
休学	22 (0.156)	20 (0.142)	31 (0.220)	23 (0.163)	24 (0.170)	21 (0.149)	141
復学	8 (0.111)	14 (0.194)	20 (0.278)	8 (0.111)	12 (0.167)	10 (0.139)	72
停学	0	0	1(1.000)	0	0	0	1

【分析結果とその根拠理由】

教員免許状の取得状況ならびに退学・停学等の減少傾向から判断して、学部及び大学院における教育の効果は、平成 16 年度から急激に上がってきていると見られる。

観点 6 - 1 - 3 : 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学生による授業評価アンケート（平成 16 年度後期および平成 17 年度前期の全授業）の結果をふまえて、本学の教育効果への学生の判断について述べる。各質問項目の結果を資料 6 - 1 - 3 (次頁) に示す。表中の数値は肯定的な回答（回答選択肢 1 および 2 の総計）のパーセンテージを示した。うち、Q14 については回答選択肢 3 (適当) のパーセンテージを示した。

教員の授業力についての諸項目はいずれも 80% を超えており、良好な結果である。特に授業に対する準備 (Q11) 熱意 (Q13) は 90% に達している。これらのこととは教員を養成する教育の質の高さを示していると思われる。

授業のレベル (Q14) については、半数以上が適切であると回答している。Q15 (授業から新しい知識や考え方を得たか) や Q16 (授業の満足度) などがいずれも高い数値での肯定的な結果を示していることからすると、授業を通しての成果と一定の達成度が認められる。

シラバス活用 (Q6) は 44.9% から 53.8% に増加している。この背景には、平成 18 年度用のシラバスから書式が改善され、より明確に重要な情報が示されるようになっていることが挙げられる。

一方、学生の勉学の状況 (Q7) は、毎週の授業に対する予復習等に 1 時間以上かけている学生が 30% にも満たない現状がある。今後、現在展開されているフレームワークの開発や単位認定のための適正で厳格な評価などをあわせて、考えていかなければならぬ課題である。

資料 6 - 1 - 3 学生による授業評価アンケート（全授業）における各項目の回答選択肢 1 と 2 の和（%）

Q14 は回答選択肢 3（適当）の%

質問項目	16年度後期	17年度前期
Q3 この授業の欠席数はどの程度でしたか？	85.0	83.3
Q4 出席状況や受講姿勢から考えて、この授業を公正に評価する資格が、あなたにあると思いますか？	88.9	92.3
Q5 この授業に自主的かつ意欲的に取り組みましたか？	83.5	86.4
Q6 授業計画(シラバス)を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか？	44.9	53.8
Q7 この授業一回のために、授業外で予習・復習・課題などに平均してどの位の時間を費やしましたか？	29.3	28.1
Q8 毎回の授業ごとに、その日の学習計画や目標が明確に示されたと思いますか？	81.0	84.8
Q9 この授業は、私語等で乱されることなく、集中して受講できる雰囲気だったと思いましたか？	82.7	85.5
Q10 この授業における担当教員の話し方は明瞭でわかりやすかったと思いますか？	83.9	86.3
Q11 この授業はよく準備された授業と感じましたか？	89.2	90.7
Q12 担当教員は学生の理解や反応を受け止めながら授業を進めていたと思いますか？	81.3	83.3
Q13 この授業に対する担当教員の熱意を感じましたか？	91.8	92.5
Q14 あなたにとってこの授業のレベルは適切でしたか？	58.9	56.0
Q15 この授業から新しい知識や考え方を得ることができたと思いますか？	88.3	90.3
Q16 あなたはこの授業にどの程度満足しましたか？	84.2	88.0
Q17 この授業から教育実践の新たな知見を得ることができましたか？	82.5	87.5

【分析結果とその根拠理由】

毎年度前期・後期にそれぞれ授業評価アンケートを実施するとともに、3年頃に学生生活実態調査や卒業者アンケートで学生の満足度の把握に努めている。その結果、全般的には学生の満足度が高いことが示されている。ゆえに、この点では優れた取り組みを行っていると判断できる。

今後、シラバスの充実によって、当該科目の到達目標や評価の方法などについて教員と学生との共通理解をさらに図る必要がある。

観点 6 - 1 - 4 : 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

幼児・児童・生徒の発達を基軸にすえた幅広い実践的指導力を持った教員を養成する「学校教育教員養成課程」及び多様な今日の広域的かつ緊急な課題や要請に応えられる思考能力や専門知識と技術を修得し、表現能力や創造的精神の旺盛な学生を育成することを目指した「総合教育課程」について、現課程の卒業生を送り出した平成14年度からの就職状況を基に分析を行った。

学部

1) 学校教育教員養成課程

教員採用については平成 13 年度までは少子化等の影響で採用数も少なく厳しい状況が続いていたが、平成 14 年度以降団塊世代の大量退職や少人数学級の取り入れ等により一転して採用増となり、特に大阪府、東京都などの大都市圏については大幅な増加となった。本学の教員採用数についても同様の傾向が見られる（資料 6 - 1 - 4 - A）。

以前は 10% 前後であった教員（正規）の就職状況が 14 年度以降については右肩上がりで推移している。校種別で見ると、小学校教員免許を必須としている小学校への就職者数が圧倒的に多く、教員就職者数の 70% 以上を占めており、学校教育教員養成課程本来の教育目的を果たしていると思われる（資料 6 - 1 - 4 - B、6 - 1 - 4 - C）。

資料 6 - 1 - 4 - A 学校教育教員養成課程の進路状況 (単位 %)

年 度	教 員			企業	公務員	進学	その他
	正規	臨時	計				
平成 12 年度	8.4	21.6	30.0				
平成 13 年度	10.9	38.2	49.1				
平成 14 年度	20.8	32.2	53.0	18.1	2.0	17.5	9.4
平成 15 年度	27.7	30.7	58.4	13.1	1.5	20.4	6.6
平成 16 年度	31.7	33.8	65.5	8.3	2.1	19.3	4.8
平成 17 年度	21.3	36.7	58.0	13.3	2.0	20.0	6.7

資料 6 - 1 - 4 - B 学校教員養成課程における教員就職者の校種別内訳（正規） (単位 人)

採用年度	小学校	(小学校の割合)	中学校	高等学校	特殊諸学校	幼稚園	計
平成 14 年度	21	(67.7%)	4	0	0	6	31
平成 15 年度	28	(73.7%)	0	1	1	8	38
平成 16 年度	33	(71.7%)	7	0	0	6	46
平成 17 年度	24	(75.0%)	5	0	0	3	32

資料 6 - 1 - 4 - C 学校教員養成課程における教員就職者の校種別内訳（臨時） (単位 人)

採用年度	小学校	(小学校の割合)	中学校	高等学校	特殊諸学校	幼稚園	計
平成 14 年度	35	(72.9%)	8	1	1	3	48
平成 15 年度	33	(78.6%)	3	2	0	4	42
平成 16 年度	32	(65.3%)	9	1	4	3	49
平成 17 年度	29	(52.7%)	12	6	4	4	55

2) 総合教育課程

学校教育教員養成課程に比べ、企業への就職比率は高く約 40% を占めている（資料 6 - 1 - 4 - D）。他方、現実に教員免許取得者が多いことから、教員（中学校・高校等）への就職者も 20% 近くあり、今後の中学校、高校の採用数の増加によっては教員希望者は増える可能性はある。

平成 18 年度の総合教育課程コース再編に伴う定員減により今後の進路変更が予想される。

資料 6 - 1 - 4 - D 総合教育課程の進路状況

(単位 %)

年 度	企業	教 員			公務員	進学	その他
		正規	臨時	計			
平成 14 年度	31.0	0.0	14.7	14.7	3.5	33.6	17.2
平成 15 年度	39.4	3.9	18.9	22.8	2.4	19.7	15.7
平成 16 年度	33.5	6.2	15.1	21.3	2.0	24.0	19.2
平成 17 年度	40.5	3.2	17.5	20.7	3.2	18.2	17.4

大学院

過去 5 年間の就職状況を見ると、正規採用、臨時的採用合わせて 60%以上が教員に就職している（資料 6 - 1 - 4 - E）。しかし、教員採用数の増加や現職教員の在籍状況等を考えると、教員就職はもう少し増加してもよいかと思われる。

資料 6 - 1 - 4 - E 大学院の進路状況

(単位 %)

年 度	教 員			企業	公務員	進学	その他
	正規	臨時	計				
平成 13 年度	32.1	30.4	62.5	10.7	5.4	8.9	12.5
平成 14 年度	36.2	29.0	65.2	5.8	1.5	8.7	18.8
平成 15 年度	36.4	33.3	69.7	9.1	1.5	9.1	10.6
平成 16 年度	30.9	32.3	63.2	14.7	4.4	5.9	11.8
平成 17 年度	26.3	36.8	63.1	8.8	0.0	17.6	10.5

就職支援室では、学生が希望の職に就けるよう各種支援プログラムを実施し、内容についてもアンケートや学生からの要望等を取り入れて年々改善・充実させている。平成 18 年には、新たに教員採用試験合格者との懇談会、企業内定者との懇談会を実施し、それぞれの合格者からの体験談や意見等を踏まえ、さらに充実したものにしたいと考えている。

なお、学校教育教員養成課程における過去 3 年間の教員採用試験受験率は、70%前後で推移している（資料 6 - 1 - 4 - F）。

さらに就職支援室では、就職について、教員採用試験受験者の増加対策、現役合格者の増加対策、地元奈良県等との連携強化、教員養成 GP、スクールソポーター派遣、高大連携などの方策を検討している。

資料 6 - 1 - 4 - F 学校教育教員養成課程の教員採用試験受験者数の推移（大学で把握している実人数）

年 度	卒業者数	受験者数	受験率
平成 15 年度	136	98	72.06%
平成 16 年度	142	89	62.68%
平成 17 年度	142	102	71.83%
平 均			68.81%

【分析結果とその根拠理由】

本学の主な目的である教員養成という見地に立つと、教員就職状況も増加傾向にあり、教育の成果は着実に上がっている。しかしながら、教員就職者の増といつても臨時的任用を含めた数字であり、まだ現役での合格者数は少なく、現場に出てすぐ対応できるような知識・経験等を含めた総合的な指導の充実と、中学校、高校の採用数に伴って受験校種の変化に対応した方策も必要である。

総合教育課程では、卒業時点でのフリーター等進路未定が20%近くにのぼることは、将来の進路を決めかねている学生が多く、低学年からの進路指導を重視する必要がある。大学院についても同様な対策が必要と思われる。

観点6 - 1 - 5：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

現在までの大学の教育活動についての評価や期待される活動等を収集する目的で、卒業生が勤務している可能性のある奈良県下の幼稚園、小、中学校、高校、養護学校を対象に今年度、卒業生の勤務先アンケート調査を実施している。先行して実施している他大学の状況も調査し、その結果を踏まえて教務委員会を中心に学生支援課、就職支援室とも質問項目を検討した上で、社会から見た本学の教育活動の現状把握と、大学の一般的な教育活動の認知度、教育理念・目標の印象、教員に求められる資質能力、大学に期待する教育活動などを調査し、改善の方向性を探ることとした（冊子6 - 1 - 5）。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生の勤務先アンケート調査後は、データの多面的な分析を行い、今後の教育活動の改善、充実を図ることに役立てる予定である。なお、分析途中であるが、以下のいくつかの特徴を挙げることができる。

- ・学士課程における理念・目的等について、9割以上の回答者が「適切である」とする一方、他の教員養成大学と比較して「独自のアイデンティティがある」とする者より、それが「弱い」とする者の方が若干多い。
- ・本学からの教育実習生や卒業生から判断される本学における教育の成果・効果として、多くの者が「教科に関する学術的知識と理解力を備えている」「教師の役割を自覚し、責任を持って教育にあたる」と示している。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

第一に、カリキュラム・フレームワークの構築である。これは、バランスのよいカリキュラム編成、学生が獲得すべき資質目標基準の設定を通して、大学の教育活動の説明責任を果たす取り組みである。今後、学校教育教員養成課程だけではなく、総合教育課程のカリキュラム・フレームワークの構築へと展開する予定である。

第二に、教育免許の取得状況、退学・停学の減少、授業評価による満足度等の改善、教員就職者の増加傾向などの指標に明らかなように、教育の成果は着実に上がっているといえる。

第三に、卒業生や就職先の関係者からの意見聴取からも、良い評価が得られている（分析途中）。

【改善を要する点】

第一に、単位認定に関わる評価の適正化について今後さらに検討する必要がある。この点は、カリキュラム・フレームワークの構築の取り組みと合わせて展開されるべき課題である。

第二に、教員採用に関わって、教員採用試験受験率の向上、現役での合格者数の増加が課題となる。総合教育課程の学生への進路指導の充実と合わせて、総合的なキャリア教育の検討が必要となっている。

(3) 基準 6 の自己評価の概要

教育方針とアドミッション・ポリシーは明確にされ、広報誌、ホームページ等で公表・周知されている。また、達成状況の検証・評価は、教育研究評議会、教育企画委員会、FD 委員会などで実施されており、相応である。

教育の成果に関しては、学部、大学院ともに、教育免許の取得状況、退学・停学の減少、授業評価による満足度等の改善、教員就職者の増加傾向などの指標からみて、全般的に相応であるといえる。

教育学部・大学院ともに、それぞれに授業評価を実施し、加えて学生生活実態調査や卒業者アンケートなどで学生の満足度の把握に努めており、その結果、全般的には学生の満足度は高いことが示されている。さらに、カリキュラム・フレームワーク構築の展開が今後さらに期待され、また、シラバスの活用などの面での改善点も見られる。ゆえにこの点では優れた取り組みを行っていると判断できる。

本学の主な目的である教員養成という観点からは、入学者の状況を反映して近畿圏を中心に広域に人材を輩出し、また、教員就職状況も増加傾向にある。教育の成果は着実に上がっているが、今後の教員需要が増加傾向にあることにも鑑み、さらなる成果が求められる。

また、全卒業者・修了者に占める就職率および進学率においても上昇傾向にあることから、学生に対するキャリア教育の充実が必要となっている。この点に関わって、進路の状況把握をいっそう進めるとともに、就職不希望者の詳細をさらに調査し今後の進路指導の改善・充実につなげることが重要である。

また、今後、本学の教育活動のさらなる改善のため、コース・専修毎に一人ひとりの学生へのきめ細やかな修学・進路保障の支援のため、入学から卒業・修了まで一貫して教育の達成状況を検証・評価し、大学全体でその結果を集約し、教育をより強化するための制度づくりが必要である。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-1： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

ガイダンスについては、教育課程、履修計画、学生生活について毎年4月の入学時に、大学院新入生対象に1日、学部新入生対象に3日間にわたって実施している。また、ガイダンスの一環として、1回生対象に学外合宿研修を実施している。入学後の不安や孤独感を取り除き、大学生活に早く馴染めるようにするのが目的で、教育課程・履修計画を理解するとともに、学年担当教員との話し合いや友人をつくる上での良い機会となっている（別添資料7-1-1-1、7-1-1-2）（冊子5-1-1-2、5-1-5）。

学校教育教員養成課程の1回生については、後期からのコース内の専修を決定するにあたって各コースで教員による説明会を実施し、専修の学習内容については充分周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

学部生、大学院生での対象を細かく分け、多岐にわたるガイダンスの内容を構成し、合宿研修でもこれを補足しており、適切に実施されている。

観点7-1-2： 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学習相談については、オフィスアワーを全学的に導入し、学生掲示板、入学時ガイダンス、冊子「学生生活」及び大学ホームページで周知を行っている（資料7-1-2-A、7-1-2-B）（冊子5-1-5）。

また、学生諸君が有意義な学生生活を送るために、教員側からの働きかけとして、「学年担当教員」と「指導教員」を設けている。

学年担当教員は、課程、コース毎に置かれ、1回生から3回生の間の大学生活上の事柄について相談、助言（例えば、奨学金の申請、授業料の免除、休学、退学等）にあたっている。

指導教員は、主に4回生の卒業論文の指導を行う教員で、各専攻のゼミナールなどを担当し、研究室単位での修学や就職の問題についても指導や助言にあたり、学年担当教員を兼ねている。

資料7-1-2-A オフィスアワーの設定に関する申合せ

平成16年規則第306号

オフィスアワーの設定に関する申合せ

平成16年4月1日
制 定

（目的）

1. 学生支援充実のため、学業を中心とした学生生活全般にわたって質問・相談等に応じる特定の時間帯（オフィスアワー）として、教員があらかじめ示す特定の時間帯を設定する。

(利用)

2. 学生は基本的に予約なしで研究室を訪ね、勉学のことから学生生活全般・進路・将来のことなどに及んで相談することができる。

(時間帯等)

3. 各教員はオフィスアワーを設定できる時間帯等を所定の様式により学生委員会に届けるものとする。ただし、オフィスアワーの設定時間は最低1コマ(90分)以上設けるものとする。

(周知方法)

4. オフィスアワーを学生に周知する方法は次の方法によるものとする。

- 一 大学のホームページに掲載
- 二 大学が作成する冊子に掲載(天平雲等)
- 三 一覧表を時間割冊子と同時に配布

(その他)

5. この申合せに関する事項及び改正は学生委員会において行う。

附 則

この申合せは 平成16年4月1日から施行する。

資料7-1-2-B 大学ホームページ「オフィスアワー一覧」のページ

The screenshot shows the homepage of Nara University of Education. At the top, there is a navigation bar with links for 'Top Page', 'Student Support Office', 'Site Map', 'E-MAIL', 'Campus Map', 'Management Building', and 'Student Union'. Below the navigation bar, there is a search bar with fields for 'Google' (radio button selected), 'WWW search' (radio button), 'Intra search' (radio button), and a search input field, followed by a 'Search Start' button. A breadcrumb navigation path is visible above the main content area: 'Student Life Information > Student Consultation > Office Hour List'. The main content area has a title 'Office Hour List' and a sub-section titled 'Office Hour List'. It contains text explaining what office hours are, stating they are for students to freely visit classrooms during class periods to ask questions about subjects or student life. It also mentions that teachers will be available at specific times. Below this, there is a note that teachers are available for consultation during their office hours. A 'Last Update' date of 'Heisei 18 year 10月3日' is shown. A button labeled 'Please select the link you want to go to' is present. At the bottom, there are two tables: one for 'Education Research Seminar' and one for 'English Education Seminar'.

教育実践研究講座								
系	教 授			火	13:30~14:30	研究室		
系	教			前期	月	10:40~12:10	研究室	メール予約要。希望により他の時間帯に受け付けることがある。 その他随時、メールか電話で連絡を
				後期	月	14:40~16:10		

英語教育講座						

【分析結果とその根拠理由】

オフィスアワーについては、全教員が設定しており、学生への周知も掲示板への掲示、入学時のガイダンス、冊子「学生生活」、大学ホームページに掲載するなど複数の手段により行っている。

一方、平成 15 年度及び平成 17 年度に実施した学生生活実態調査で、「オフィスアワーの制度を知らなかった」とするものが 40% 以上あった点については、周知方法等について改善の余地がある。ただし、オフィスアワーの時間帯以外にも学生と教員との接点が大きい本学のような小規模大学においては、深刻な問題ではない。

また、「学年担当教員」と「指導教員」を設けて相談及び助言体制をとっており、学年担当教員は、課程、コース毎に置かれ、1 回生から 3 回生の間の大学生活上の事柄について指導・助言を行い、また、指導教員は、主に 4 回生の卒業論文の指導を行う教員で、各専攻のゼミナールなどを担当し、修学や就職の問題についても指導や助言にあたっており、学年担当教員を兼ねて対応している。

以上、学習相談・助言は、適切に、かつ緊密に行われていると判断される。

観点 7 - 1 - 3 : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズの把握としては、学生委員会による学生生活実態調査を平成 15 年度及び平成 17 年度に行った。なお、従来 3 年毎に行っていた本調査を平成 15 年度以降は 2 年毎に行うこととし、学生のニーズや課題に速やかに対応するよう見直している。

調査で得られた結果は、学生委員会において分析を行い、教授会において報告書を各教員に配付するとともに教授会で分析結果を報告し、支援策に反映する仕組みとしている（冊子 7 - 1 - 3 - 1、7 - 1 - 3 - 2）。

また、学生と学長並びに教職員が懇談し、直接の意見交換を行う機会として、次の 2 つの企画がある。ひとつは、5 年前から実施している全学生及び全教職員が一堂に会しコーヒー・ケーキを飲食しながら懇談する「全学懇談会」（年 1 回）で、学習支援のみにとどまらない学生のニーズを受けとめる場として機能している。

もうひとつの企画として、平成 18 年度から学長と学生がコーヒーを飲みながら気軽に懇談を行うプレジデント・コーヒー・ブレーク・アワー（第 1 回）を開始した。この企画は、従来の全学懇談会に加え、学長と学生が学長室で定期的にコーヒー・ブレークすることで学生の意見や要望を直接聞き、活かすことを目的に実施したもので、第 1 回の懇談会に参加した学生は、体育会系サークルを中心に予想を超える 30 数名にのぼった。懇談内容は、入試制度、履修関係（カリキュラム・教育実習・GPA 等）及びサークル活動・課外活動の施設・設備関係等多岐にわたる要望や質問が出るなど充実したものとなった。

また、就職支援室では、進路に関するアンケート（対象：学部 3 回生及び大学院 1 回生）を実施し、学生からのニーズや必要とされる支援の在り方等を収集・分析し就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映している（冊子 7 - 1 - 3 - 3、7 - 1 - 3 - 4）。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生のニーズの把握として、学生委員会による学生生活実態調査が平成 15 年度及び平成 17 年度になされ、学生の実態、意識を調査しており、得られた結果の解析も学生委員会でなされ、教授会において報告書が各教員に配布されていることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。

学生と学長並びに教職員が懇談し、直接意見交換を行う機会として 2 つの企画があり、全学生及び全教職員が一

堂に会しコーヒーやケーキを飲食しながら懇談する「全学懇談会」(年1回)に加えて、平成18年度からは、学長と学生がコーヒーを飲みながら気軽に懇談する「プレジデント・コーヒー・ブレーク・アワー」(第1回)が開催されている。

進路に関する支援として、就職支援室が進路に関するアンケート(対象:学部3回生及び大学院1回生)を実施し、学生からのニーズや必要とされる支援の在り方等の収集・分析・把握に努めており、就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映されている。

のことから、学習支援に対する学生のニーズは適切に把握されているといえる。

観点7-1-4: 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

(該当なし)

【分析結果とその根拠理由】

観点7-1-5: 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

特別な支援を行うことが必要と考えられる者としては、留学生71名(平成18年10月現在)、社会人学生15名(現職教員:大学院8名、専攻科7名・平成18年4月現在)、障害を持つ学生1名(学部生・平成18年4月現在)が在籍している。

留学生については、留学生委員会がその対応に当たる組織として位置づけられており、委員6名、留学生担当事務職員2名で対応している。

- 留学生向けの大学生活を中心としたハンドブックは、留学生委員会が日本語及び英語版による「留学生の手引き」を発行して支援している(冊子7-1-5)。
- 留学生に対する学習支援として、留学生向けの正規授業のほかに日本の言語・文化の理解度をさらに深めさせるため、日本語の補講を外部講師に依頼して支援している。
- 留学生支援としてチューター制度を取り入れ、学習、就学への個別指導などを行うとともに、チューター連絡会議や講習会を継続的に開催し、留学生支援の強化を図っている。
- 留学生に対する生活支援のニーズの把握としては、留学生懇談会(春季及び秋季)、国際学生宿舎懇談会(毎年1回)、見学旅行(1泊2日)等を活用して留学生と懇談するとともに、留学生担当教員及び日本語担当教員が定期的に面談を実施し、把握に努めている。また、上記以外の学生からの学習支援ニーズについても、相談を受けた各教員が留学生担当教員又は留学生担当課等に学生の要望等、情報の共有と改善を図るといったきめ細かな対応を行っている。

障害を持つ学生に対しては、それぞれ年度始めに希望を調査し、ノートティーカーの配置などの支援を検討している。施設面では、エレベータの設置やトイレ、階段スロープの設置による段差の解消など大学内の移動等に配慮し、バリアフリー（barrier free）化を進めている。

社会人（主に現職教員）が在籍している大学院各専攻にあっては、大学院設置基準第14条を適用して本学教員と学生が時間調整を行い、授業や指導を受け易い特別の授業時間帯を設定し、事務については21時まで夜間対応を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する就学支援では、留学生委員会を中心に組織的に対応するとともに、日本語と英語版による「留学生の手引き」を発行し、留学生の生活支援を行っている。

また、留学生向けの正規授業のほかに日本の言語・文化の理解度をさらに深めさせるため、日本語の補講も行うなど、積極的に学習支援が行われている。留学生には、チューター制度が取り入れられ、生活支援もされており、チューター連絡会議や講習会も行われている。

さらに、留学生の生活支援のニーズ把握においても、留学生担当教員又は指導教員の面談や学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めている。

障害者に対する支援では、ノートティーカー及び施設面での支援が行われている。社会人に対しては、オフィスアワーや授業時間帯の配慮や指導方法において支援を行っている。

以上のことから特別支援が必要とされる者に対して支援が適切に行われていると判断できる。

観点7 - 2 - 1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

自習に関しては、図書館の閲覧室が主に利用されているが、講義棟内に学生の自学・自習の場及び憩いの場としての「学生オフィス」と留学生及び日本人学生が交流を深め、異文化交流の場としての「国際交流室」を設置しており、特に定期試験前には「学生オフィス」は常に満席となっている。また、「国際交流室」にはパソコン3台を設置し、異文化交流に活用している（別添資料7 - 2 - 1 - 1、7 - 2 - 1 - 2）。

その他、自主的学習環境の場として「就職指導室」を設置しており、就職試験及び教員採用試験時期には満席になるほど多くの学生が利用している。

情報機器室については、学术情報研究センター情報館（情報館3F「3F実習室」83台及び2F「2F実習室」23台）を中心として、学内各所（管理棟1F「就職情報コーナー」10台、教育実践センター「メディアルーム」15台、図書館「エントランス」「パソコン室」33台、新館3号棟2F「数学計算機室」15台、新館2号棟3F「教育調査室」15台、文科棟1F「情報サテライト」10台、講義棟3F「301パソコン室」40台）に情報端末を設置している（別添資料7 - 2 - 1 - 3）。

グループ討論の場としては「学生ラウンジ」「学生会館談話室」等があり、特に「学生ラウンジ」については毎月10人から20人程度のグループ（学生・教職員・学外者等）が定期的に討論の場として活用している。

【分析結果とその根拠理由】

自習室や、グループ討論室に関しては、図書館や各部局の対応により設置されている。

情報に関しては、学術情報研究センター情報館を中心として各所に学生が利用できる情報端末が設置されており、充実している。

観点 7 - 2 - 2 : 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、正課以外に大学の許可のもとに学生が自発的に自らの責任において行う文化的、社会的、体育的な諸活動を課外活動としている。団体数としては、体育会所属クラブ 28 団体、文化会所属クラブ 13 団体の計 41 団体である。

- ・ 課外活動に対する大学の支援体制としては、学生委員会の下に学生委員会点検・評価WGを設け、課外活動の支援及び充実を目指している（資料 7 - 2 - 2 - A）（別添資料 7 - 2 - 2 - 1）。

資料 7 - 2 - 2 - A 平成 18 年度 学生委員会 点検・評価分担表

分野	事 項	分野	事 項
学校行事	1) 新入生オリエンテーション 2) 新入生合宿研修 3) 上回生合宿研修 4) 全学懇談会 5) 学生企画活動支援事業 6) 広報「天平雲」 7) 学年担当教員の役割	修学支援	1) 学生寮の運営 2) 入学料・授業料免除等 3) 奨学金 4) アルバイト 5) 厚生福祉 6) 学生生活実態調査 7) 学生会館の運営
課外教育	1) 課外活動 2) 学生団体 3) 大学祭 4) 表彰・懲戒 5) 学生の事件・事故 6) ボランティア活動		

- ・ 課外活動を利用する施設として、学生会館を設置し、長期使用施設として、サークル BOX、器具庫を、短期使用施設として、音楽練習室、多目的ルーム、印刷室及び合宿所を、使用許可制により学生団体の利用に供している。
- ・ 体育施設としては、体育館（バスケット 2 面、バレー 2 面、バドミントン 4 面）、剣道場、柔道場、舞踊室、トレーニングルーム、更衣室、シャワー室、多目的グラウンド（サッカー・ラグビー、野球、陸上競技、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール等）、テニスコート（ハードコート 1 面、オムニ 2 面、クレー 4 面）、プール（50m）などがあり、グラウンド、テニスコートについては屋外夜間照明設備を備えている。
- ・ 平成 17 年度には、学長裁量経費により、グラウンドの全面改修を行い、營繕要求でプールの全面塗装改修を行なう等課外活動の活性化と充実に向けた支援を行っている。さらに、老朽化したサークルボックスの改築の準備中である。
- ・ その他の課外活動支援として、各サークルから要望のあった用具・機械・楽器等を順次支援しており、平成 17 年度には文化会から要望のあったティンパニーを購入した。さらに、後援会からも課外活動に対する物品等

の購入の予算的支援がある。

平成 15 年度及び平成 17 年度学生生活実態調査において「サークル等の加入について」の項目を設け、状況把握に努めているが、その調査結果によると、全体では約 70% の学生が何らかのサークル（公認サークル数：41）またはボランティア活動に参加していることが報告されている。これらの結果については、教授会や種々の機会を利用し、学生、教職員並びに顧問教員等に報告し、支援策の向上につなげる仕組みとなっている（冊子 7 - 1 - 3 - 1、7 - 1 - 3 - 2）。

取り組みの一環として、平成 16 年度から学生委員会とサークル顧問教員との懇談会を開催し、サークル活動中ににおける事故防止並びにリスクマネージメントとして顧問教員の任務と責任について説明し、意見交換を行っている。平成 18 年度には、学生委員会と顧問教員との懇談会に部員も参加させ、大学、顧問教員、学生の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう計画している（資料 7 - 2 - 2 - B）。

資料 7 - 2 - 2 - B 学生の課外活動に対する支援体制

学生委員会（点検・評価WG）	副学長（教育担当）	学長
----------------	-----------	----

体育会が主催する次期リーダー研修会「サークル・リーダース・キャンプ（2泊3日）」並びに文化会が主催する次期リーダー研修会「サークル・リーダース・ミーティング（1日）」において、学生委員会委員長及び学生支援課が参加し、学生支援課から課外活動支援の現状と危機管理を含め今後の対応について説明し、学生委員会委員長からは次期リーダーとしての心構えを啓蒙している。

本学の課外活動サークルのうち、体育会所属クラブについては、各種学生連盟主催リーグ等で健闘しているほか、平成 18 年度全国国立教育系体育大会及び第 44 回近畿地区国立大学体育大会でも各種目で活躍するなど優れた実績を残してきた。

課外活動及び学術活動の振興策として、成績が明確に示される体育活動における成績優秀者及び団体の表彰を、文化系サークルにおいてもコンクール、発表会、展覧会等の入選者の表彰と永年にわたるボランティア活動の団体又は個人、学会発表表彰者を含めた学生を対象に学長表彰及び学生委員会委員長表彰を行っている（別添資料 7 - 2 - 2 - 2）。

本学独自の学生支援策として、学生企画活動支援事業がある。この事業は、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して、大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたもので、平成 16 年度に文部科学省に予算要求を行い認められた事業であるが、平成 17 年度からは運営費交付金をもって活動を支援している（別添資料 7 - 2 - 2 - 3）。

本事業の申請件数、許可件数及び支援経費については、資料 7 - 2 - 2 - C（次頁）のとおりである。地域連携事業（地域の子どもたちとの連携、地域の商店街等の連携、近隣の幼稚園や福祉施設への出前演奏等）やサークルと連携した学習の発表（オペラ）等、年々事業内容の充実・発展が見られ、教育及び費用対効果の観点からも支援の拡大が不可欠である。

資料 7 - 2 - 2 - C 学生企画活動支援事業の申請件数、許可件数等

年 度	申請件数	許可件数	認定件数	支 援 経 費
平成 16 年度	16	9		350 万円（文部科学省から予算配分）
平成 17 年度	13	8		250 万円（運営費交付金）
平成 18 年度	13	9	4	250 万円（運営費交付金）

観点 7 - 1 - 3 で触れたプレジデント・コーヒー・ブレーク・アワー（第 1 回）には、体育会系サークルを中心に予想を超える 30 数名が参加し、各サークルから全国教育系大学体育大会及び近畿地区国立大学体育大会における戦績と日々の活動状況が報告され、併せて課外活動の施設・設備関係等多岐にわたるサークルからの要望が伝えられる一方、柳澤学長の方針や現状の説明が行われ、さらに応答を交えて懇談が進行するなど、課外活動の円滑化に向けての意義も大きい催しとなった。

（別添資料 7 - 2 - 2 - 4）（冊子 5 - 1 - 5）

【分析結果とその根拠理由】

学生支援体制として学生委員会があり、課外活動の充実を目指して活動している。

体育会や文化会が主催する次期リーダー研修会において、学生委員会意委員長及び学生支援課が参加し、学生支援課から課外活動支援の現状と今後の対応について説明し、学生委員会委員長からは次期リーダーとしての心構えを啓蒙するなどサークルと一体となって支援を行っている。

また、学生委員会と顧問教員との懇談会を開催し、課外活動のあり方と顧問教員の任務と責任について意見交換を行うなど、課外活動の活性化とリスクマネージメントに対応している。平成 18 年度には学生委員会と顧問教員との懇談会に部員を加えるなど、大学、顧問教員、部員の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう検討していることは重要である。

課外活動に対する財政的支援は増えていないが、学長裁量経費や營繕要求等によりグラウンド整備やプール改修等が実現しており、各サークルからの要望（用具・機械・楽器等の支援）については、順次整備に努め、平成 17 年度には文化会から要望のあったティンパニーを購入しており、さらに、後援会から課外活動に対する物品等の購入支援がある。

課外活動の振興策として、体育活動については成績優秀者を対象に、また、文化系サークルにおいてもコンクール、発表会、展覧会等の入選者に学長又は学生委員会委員長表彰制度を設け、表彰を行っている。

さらに、毎年にわたるボランティア活動、学会発表表彰者を含めた学生を対象に学長表彰又は学生委員会委員長表彰を行っている。

また、従来 3 年毎に行っていた学生生活実態調査を 2 年毎に行い、学生のニーズや課題に速やかに対応するよう見直し、組織的な取組みとその充実を図っている。

さらに、課外活動に利用できる施設として、各種体育施設等も概ね整備され、約 40 の学生団体が多様な課外活動を展開しており、活動自体も以前に比べ活性化してきた。

なお、サークルボックスについては、老朽化が顕著であり、改築を準備中である。

独自の学生支援策として、学生企画活動支援事業があり、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して、大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである。

年々事業内容の充実・発展が見られ、地域連携事業（地域の子どもたちとの連携、地域の商店街等の連携、近隣の

幼稚園や福祉施設への出前演奏等) やサークルと連携した学習の発表(オペラ)等、教育及び費用対効果の観点からも支援の拡大が不可欠である。

プレジデント・コーヒー・ブレーク・アワー(第1回)には、体育会系サークルを中心に30数名が参加し、各サークルから全国教育系大学体育大会及び近畿地区国立大学体育大会における戦績と日々の活動状況が報告され、併せて課外活動の施設・設備関係等多岐にわたるサークルからの要望が伝えられる一方、柳澤学長の方針や現状の説明が行われ、さらに応答を交えて懇談が進行するなど、課外活動の円滑化に向けての意義も大きい充実した催しとなっている。継続して実施することが重要である。

観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における学生相談(生活、進路指導、健康等)体制としては、次のとおりである。

保健管理センター内に「学生相談室」を設置して、次のとおり対応している(別添資料2-1-5-2、7-3-1-1)

ア．学生相談員の配置

保健管理センター所長(内科医) 看護師(非常勤看護師1名を含む)2名と心理学担当の学内教員を学生相談員(ボランティア)として委嘱し、各種相談に対応している。

イ．カウンセラー(学内教員及び学外非常勤)の配置

心理学や生理学担当の学内教員をカウンセラー(ボランティア)として委嘱し、また、毎週木曜午後に学外のカウンセラーを配置し、「奈良教育大学保健管理センターカウンセリング相談内容一覧」(別添資料7-3-1-2)のとおり各種相談やカウンセリングを行っており、学外カウンセラーについては学外者ということもあり、カウンセリングを受けた学生からは好評である。

学生の身体的また精神的な問題に関する相談は、保健管理センターが窓口になって受け付けている。保健管理センターには、常勤教授(内科医師)1名、常勤看護師1名、非常勤看護師1名が配置され、隨時相談に応じている。カウンセリングは、保健管理センタースタッフが相談内容に鑑みて助言を与えた上で、クライエントの要望に沿うかたちで、学内教員兼任のカウンセラー3名、非常勤(週1回)カウンセラー1名が、分担する体制となっている。学内での対応に限界があると判断される場合は、周辺医療機関との連携も積極的に行なっている。相談は、直接の来所、相談申込書のBOXへの投函、電話、FAXのいずれでも受付可能としている。保健管理センターのホームページから、あるいは常勤教授への直接のメールによる申し込みも増える傾向にある。相談を希望する際、その方法の周知については、入学時の所長によるオリエンテーション、小冊子「学生生活」内への記載「保健センター便り」(4月、10月の年2回発行)(冊子7-3-1-2)の全学生への配布、ホームページ上への記載(別添資料7-3-1-3)などによって徹底している。「保健センター便り」は、ホームページ上からもPDFファイルで閲覧できる。個人情報の保護についてはホームページ上に指針を明らかにし、最新の注意を払っている。

進路相談として「就職指導室」「就職情報資料室」を設置し、就職相談員を配置して対応している。

ウ．就職相談員

進路相談については、就職支援室が外部相談員 2 名（教員用、企業就職者用）を委嘱し対応している。教員就職希望者への対応として、毎月 1 回第 3 木曜日 13 時～17 時の間で対応するほか、教員採用試験期間に合わせて 6 月～7 月には相談日を追加して対応している。

一方、企業就職対応としては、毎週水曜日 13 時～17 時の間に対応しており、その他の時間については就職支援室員が対応している。

就職相談室には就職関係資料等を整備し、進路選択に供している。就職情報室には就職専用コンピュータ 10 台を設置し、就職情報検索、エントリー等に利用している。

その他として次のように対応している。

エ．学生なんでも提言箱の設置

学内 2 箇所に悩みや苦情、要望等を聞くための提言箱を設置し、副学長を責任者として健康面を除きハラスメント、教務・学生生活全般、施設改善要求等全ての事項に対応している。

ここでの相談内容は多種多様であり、個人情報の観点からも、慎重な対応を要するケースも少なくない。そのため、相談内容は、副学長（教育担当）と学生支援課の担当職員が初期対応し、委員会における対応が必要な場合は委員会へ提案するなど、情報の交換や対応方法などについて検討・報告を行なっている。

オ．学生委員会と保健管理センターとの連携

学生委員会の中に事件・事故に対応する小委員会に加え、不登校学生支援対策委員会を設置し、保健管理センターと学年担当教員及び指導教員並びに教務課・学生支援課が連携し、不登校或いは不登校傾向の学生に対し、組織的な支援を行なっている。

カ．ハラスメント相談員

各種ハラスメントについては、奈良教育大学人権・ハラスメント防止等に関する規程に基づき、ハラスメント相談員 10 名（医師、看護師、教員、事務職員）を配置して対応し、奈良教育大学人権・ハラスメント防止等に関するガイドラインを制定し、啓発・防止・救済に努めている（別添資料 7 - 3 - 1 - 4、7 - 3 - 1 - 5）。

相談員から報告のあった事案については、人権・ハラスメント防止委員会が対応している（別添資料 7 - 3 - 1 - 6）。

各種相談体制の周知に関しては、ホームページや冊子「学生生活」、ハラスメント防止リーフレット、掲示等により学生に周知している（冊子 5 - 1 - 5、7 - 3 - 1 - 1）。

【分析結果とその根拠理由】

学生の相談内容に応じた各種の対応組織が整備されており、多様な相談に対して慎重かつ適切な対応が行われている。

健康面及び精神面の相談については、保健管理センターが学生相談室を設置し、学生相談員及びカウンセラーを配置し、適切な対応が行われている。保健管理センターを中心とする相談・助言・カウンセリング体制は概ね有効に機能していると考えられる。学生の相談内容は、精神的なものが身体的なものを上回っている。件数は漸増しており、内容の深刻さには注意が必要である。学生相談の潜在的な需要をどう汲み上げていくかについては、まだ改善の余地があると思われる。

進路相談については、就職支援室が中心となって外部相談員 2 名（教員用、企業就職者用）を委嘱し対応している。教員就職希望者への対応として、毎月 1 回第 3 木曜日 13 時～17 時の間で対応するほか、教員採用試験期間に

合わせて6月～7月には相談日を追加して対応している。企業就職対応としては、毎週水曜日13時～17時の間に対応しており、その他の時間については就職支援室員が対応している。

不登校学生への支援策として、学生委員会（不登校学生支援対策委員会）及び保健管理センターが連携して早期対応している。

なんでも提言箱を設置し、副学長（教育担当）を中心に学習面、生活面、ハラスメント、その他の相談に対応している。

観点7-3-2：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学習支援と同様に、学生委員会による学生生活実態調査を実施し、「アルバイトに関することについて」「心身の健康について」等の項目により、そのニーズや実態の把握を行うとともに、自由記述欄に書かれた要望に対して整理して対応している（冊子7-1-3-1、7-1-3-2）。これらの調査結果は、学生委員会及び関係の委員会等で分析し、教授会において結果を報告し、支援策の向上につなげている。

「学生なんでも提言箱」（教育担当副学長）及び「学生相談箱」（保健管理センター）を各2箇所に設けて、相談に対応している。相談件数は、「学生なんでも提言箱」が平成16年度～平成17年度数件程度であったが、平成18年度の事例では、6月下旬頃に図書館の窓に網戸を設置して欲しいとの要望があり、副学長（教育担当）、学術情報課長、施設課等と協議し、空調の期間外の9月上旬に実現し、学生の要望に応えられた。「学生相談箱」による相談件数は「奈良教育大学保健管理センターカウンセリング相談内容一覧」（別添資料7-3-1-2）のとおり、多種多様の悩み等で平成15年度から相談者は増加しており、学外カウンセラーを配置するなど相談体制の整備を図っている。

就職支援に関しては、平成16年度に従来の就職委員会を改組して「就職支援室」を設置し、進路に関するアンケート（対象：学部3回生及び大学院1回生）を実施し、学生の進路分析、学生からのニーズ等を反映して、外部就職専門会社と契約するなど就職支援策（就職ガイダンス等）を見直すとともに、教師経験者の外部講師を積極的に依頼し、教員採用率60%の目標を掲げている中期目標・計画の実現のために、就職支援の充実を図った。

このことは、全国48国立教員養成大学・学部の教員就職率及び順位でも顕著に表れている。平成15年3月卒業者52.8%、第19位、平成16年3月卒業者59.7%、第11位、平成17年3月卒業者については、66.9%、第5位に躍進したことで、「就職支援室ニュース」のとおり目標値60%を達成した（冊子7-1-3-4）。

また、卒業者及び修了者の就職支援策として、中期目標・計画に卒業後3年間は在学生と同様の就職支援を行うことを目標に掲げて支援を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援と同様に、学生委員会による学生生活実態調査がなされ、「アルバイトについて」「心身の健康について」等の項目について学生委員会や関係委員会により分析され、その結果は教授会において報告されることにより、支援策の向上につなげられている。

また、「学生なんでも提言箱」及び「学生相談箱」を設置しており、そこでの学生からのニーズや要望、相談に副学長（教育担当）、学生委員会及び保健管理センターで対応するなど有効活用を図っている。

さらに、就職支援に関しては、平成16年度に従来の就職委員会を改組し「就職支援室」を設置し、外部就職専門会社と契約し、各種就職ガイダンス等を見直し就職支援の強化を図っている。

特に、平成 17 年 3 月卒業者については、66.9%、全国 48 国立教員養成大学・学部中の第 5 位に躍進したことで、教員採用率 60% の目標を掲げている中期目標・計画を達成するなど、本学の就職指導は充実している。

以上、学生のニーズを適確に捉え、適切に対処していると判断される。

観点 7 - 3 - 3 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【観点に係る状況】

学習支援と同様に、留学生については、留学生委員会を対応組織として位置づけている。

学部 1、2 回生及び大学院 1 回生の留学生には、チューター制度（40 時間 / 半年）を取り入れ、学生生活への個別指導も行っている。

また、外国人留学生には「留学生の手引き」を日本語と英語版で作成し、留学生の就学を含む生活支援を行っている（**冊子 7 - 1 - 5**）。さらに、チューター連絡会議やチューター向け講習会を開催し支援策等の検討を行い、支援の充実・強化を図っている。

なお、留学生に対する生活支援のニーズ把握としては、留学生担当教員とのコミュニケーションを重視し、原則的には週 1 回は面談をすることにしている。

また、障害を持つ学生は、平成 18 年度で 1 名在籍（聴覚障害）しているが、入学時及び年度始めに希望を調査し特別な支援が必要か確認している。

組織的な支援及び制度については、教育企画委員会で学生委員会や教務委員会、教育実習委員会、就職支援室等関係の委員会・室に対し検討するよう依頼があり、学生委員会においては、資料 7 - 3 - 3（次頁）のような検討を行った。

施設面では、エレベータやスロープの設置などを行い、大学内の移動等に配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

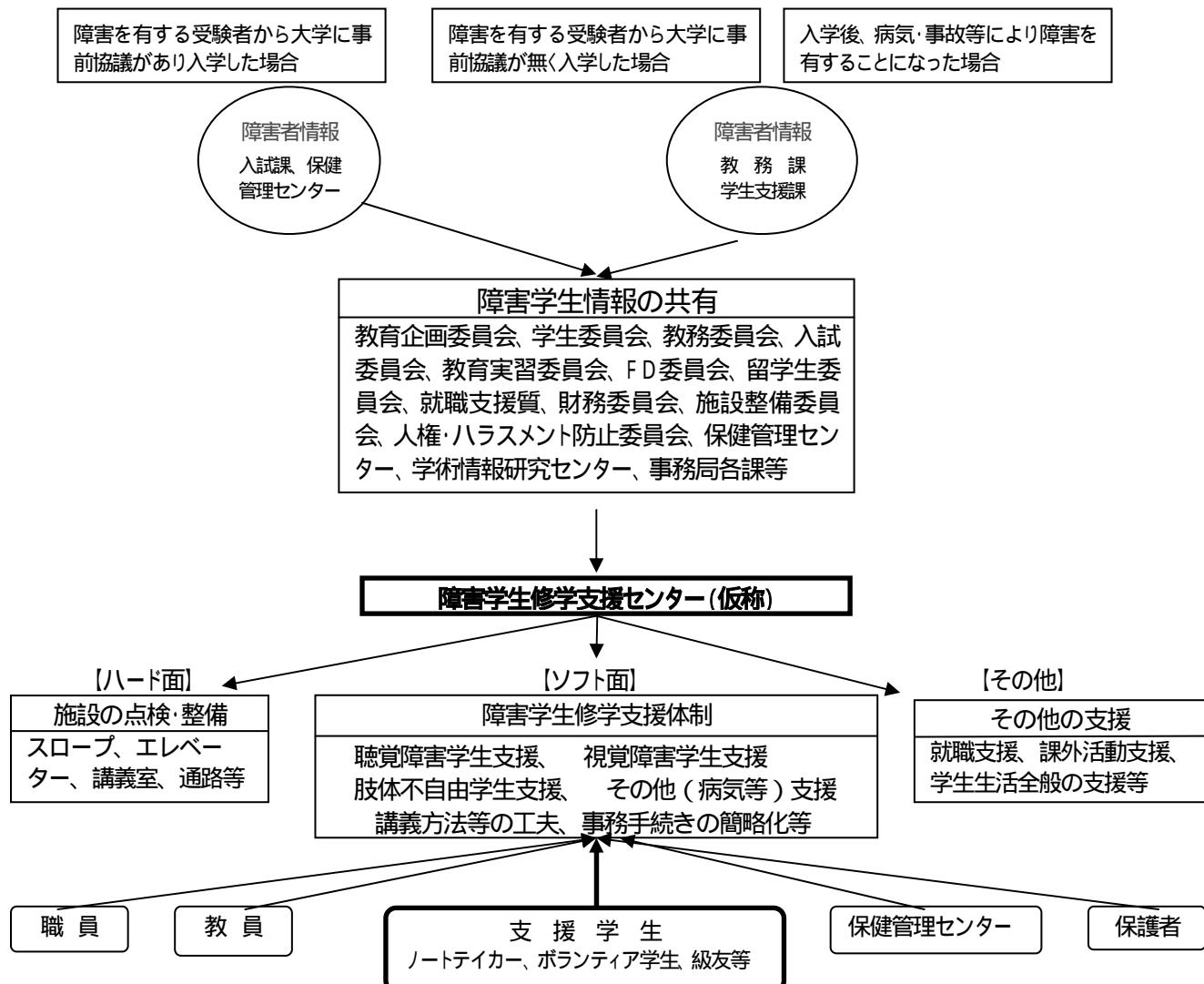
留学生には、チューター制度が取り入れられ、生活支援もされている。また留学生委員会では、「留学生の手引き」を日本語と英語版で発行し、留学生の生活支援を行っている。

さらに、チューター連絡会議や講習会も行われている。さらに、留学生の生活支援のニーズ把握においても、留学生担当教員又は指導教員の面談や学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めている。

また、障害者に対する支援では、実際に支援が必要な事例は無いが、聴覚障害者にはノートテイク制度を全学的に検討し平成 18 年度中に確立する予定であり、施設面では各種の対応を行っている。

以上のことから、特別支援が必要とされる者に対して、生活支援が適切に行われていると判断される。

資料 7 - 3 - 3 障害のある学生への支援について（案）



観点 7 - 3 - 4 : 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

授業料免除制度

授業料免除は、奈良教育大学授業料免除等選考基準により行っており（別添資料 7 - 3 - 4 - 1、7 - 3 - 4 - 2）、平成 15 年度～平成 17 年度の授業料免除申請・許可状況は、資料 7 - 3 - 4 - A（次頁）のとおりである。

授業料免除申請者数の特徴は、平成 15 年度に比べ平成 16 年度は 22% アップ、平成 17 年度は 50% アップとなり不況による家計の負担が厳しく、授業料免除申請者が急増したものと思われる。

留学生の授業料免除制度として、平成 17 年度から私費外国人留学生授業料特別免除制度を制定し、学部及び大学院に在籍する外国人留学生のうち成績優秀者については、各学年 1 名、計 6 名の授業料を全額免除している（別添資料 7 - 3 - 4 - 3）。

資料 7 - 3 - 4 - A 授業料免除申請者数及び審査結果（平成 15 年度～平成 18 年度）

年度	学期	区分	申請者数	審査結果			不許可	
				許 可		計		
				全額免除	半額免除			
平成 15 年度	前期	学部	108	24	55	79	29	
		大学院	31	11	15	26	5	
		特別専攻科	1	1	0	1	0	
		計	140	36	70	106	34	
	後期	学部	98	21	67	88	10	
		大学院	24	9	13	22	2	
		特別専攻科	1	0	1	1	0	
		計	123	30	81	111	12	
平成 16 年度	前期	学部	132	14	93	107	25	
		大学院	41	1	26	27	14	
		特別専攻科	1	0	1	1	0	
		計	174	15	120	135	39	
	後期	学部	130	10	104	114	16	
		大学院	32	2	24	26	6	
		特別専攻科	1	0	1	1	0	
		計	163	12	129	141	22	
平成 17 年度	前期	学部	162	2	115	117	45	
		大学院	40	2	28	30	10	
		特別専攻科	1	0	1	1	0	
		計	203	4	144	148	55	
	後期	学部	145	6	116	122	23	
		大学院	29	3	16	19	10	
		特別専攻科	1	0	0	0	1	
		計	175	9	132	141	34	
平成 18 年度	前期	学部	117	17	80	97	20	
		大学院	48	3	31	34	14	
		特別専攻科	3	0	3	3	0	
		計	168	20	114	134	34	
	後期	学部	107	15	84	99	8	
		大学院	42	1	34	35	7	
		特別専攻科	1	0	0	0	1	
		計	150	16	118	134	16	

平成 17 年度から、私費外国人留学生の特別免除分を含む。

日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金制度

本学で取り扱っている奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものであるが、その他に地方公共団体及び民間育英団体の奨学金がある。

なお、日本学生支援機構奨学生の推薦は、奈良教育大学日本学生支援機構奨学生推薦・選考基準に従い行っている（別添資料 7 - 3 - 4 - 4）。平成 14 年度から平成 17 年度における日本学生支援機構の奨学金の受給率は、資料 7 - 3 - 4 - B（次頁）のとおりである。

日本学生支援機構奨学金の申請者数と受給者数はほぼ同数（一種及び二種奨学金の併給者及び一種は推薦されなかつたが二種を受給している者等を含む）であり、奨学金の特徴としては、平成 14 年～15 年度に比べ平成 16 年度及び平成 17 年度は約 11% アップとなり、不況による家計の負担が厳しいものであり、奨学金申請者が増加したものと思われる。特に、第二種（有利子）の受給者が 40% アップになるなど、学生の経済状況を反映した結果である。

資料 7 - 3 - 4 - B 日本学生支援機構奨学金等受給状況（平成 14 年度～平成 17 年度）

年度	種別等	学部	大学院	専攻科	計
平成 14 年度	学生数	1,205	147	7	1,359
	第一種（無利子）	176	28	0	204
	第二種（有利子）	157	11	0	168
	その他	25	0	0	25
	計	358	39	0	397
平成 15 年度		29.7%	26.5%	0.0%	29.2%
	学生数	1,184	152	13	1,349
	第一種（無利子）	149	47	0	196
	第二種（有利子）	152	12	0	164
	その他	19	0	0	19
平成 16 年度	計	320	59	0	379
		27.0%	38.8%	0.0%	28.1%
	学生数	1,191	137	7	1,335
	第一種（無利子）	146	40	0	186
	第二種（有利子）	205	11	0	216
平成 17 年度	その他	14	1	0	15
	計	365	52	0	417
		30.6%	38.0%	0.0%	31.2%
	学生数	1,171	127	9	1,307
	第一種（無利子）	145	23	0	168
平成 17 年度	第二種（有利子）	223	6	0	229
	その他	8	1	0	9
	計	376	30	0	406
		32.1%	23.6%	0.0%	31.1%

留学生後援会奨学金制度（検討中）

留学生に関する支援として、平成 18 年度に「留学生後援会」が設立され（別添資料 7 - 3 - 4 - 5）、援助金による奨学金制度を検討しており（別添資料 7 - 3 - 4 - 6、7 - 3 - 4 - 7）、準備が整い次第実施する予定である。

後援会奨学金制度「学習奨励費」

本学独自の奨学金としては、本学後援会が実施している「学習奨励費」があり（別添資料 7 - 3 - 4 - 8、7 - 3 - 4 - 9、7 - 3 - 4 - 10）、資料 7 - 3 - 4 - C（次頁）のとおり月額 1 万円、1 年間、10 人が対象となり、選考にあたっては後援会役員会が審議を行っている。

平成 16 年度から学生委員会と後援会役員との懇談会を実施し、後援会総会においては学生委員会委員長が出席し、学生支援の状況を報告し、意見交換を行っている。

資料 7 - 3 - 4 - C 奈良教育大学後援会学習奨励費応募状況等(平成 18 年度)

区分	課程等	回生	応募者数	採用者数	備考
学部	学校教育教員養成課程	1	1	1	
	総合教育課程		0		
学生	学校教育教員養成課程	2	2		
	総合教育課程		4	2	
大学院生	学校教育教員養成課程	3	3	2	1回生分を流用
	総合教育課程		3	1	
	学校教育教員養成課程	4	4	2	
	総合教育課程		2		
大学院生	大学院教育学研究科	1	4	1	
		2	5	1	
	計		28	10	

寄宿舎

一般学生寄宿舎として大学近辺に女子寮 136 名定員(4人部屋)を設置しており、各居室は1人当たり 5.5 m² であり、トイレ、洗面所、風呂場、台所等は共用施設としている(別添資料 7 - 3 - 4 - 11)。

寄宿料は月額 700 円であり、入居選考は奈良教育大学学生宿舎要項によって選考している。

一般寄宿舎の入居状況は、平成 15 年度から 50% ~ 70% 台で推移しており、4 人部屋ということで女子学生には不評であり、個室化を視野に入れた検討を行っている。

留学生用寄宿舎として、国際学生宿舎(全室個室 12 m²)が設置されており、日本人男子学生用(定員 60 名)と留学生用(定員 40 名)であり、風呂場、洗濯場、台所等は共用施設としている(別添資料 7 - 3 - 4 - 12)。

寄宿料は月額 4,700 円であり、入居者の選考は奈良教育大学外国人留学生宿舎運営委員会において行っており、入居率は、平成 15 年度から 80% ~ 95% 台で推移している。

【分析結果とその根拠理由】

授業料免除の実績は、資料 7 - 3 - 4 - A により相応であると判断される。これらの選考も規程に沿って実施されている。また、厳しい経済状況で安定した学習環境を提供するための授業料免除枠の拡大等学資金獲得の成果が期待される。また、授業料及び授業料免除枠の算定については、学生委員会で授業料免除枠を検討し、運営会議、経営協議会、財務委員会等において承認を受けたものである。

奨学金の実績は、資料 7 - 3 - 4 - B により相応であると判断される。これらの選考も規程に沿って実施されている。

また、厳しい経済状況で安定した学習環境を提供するため、後援会が実施している学習奨励費の給付等学資金獲得の方策が重要であり、本学独自の経済的支援(奨学金等)の充実が望まれる。

寄宿舎の状況は、他の教員養成系大学とほぼ同様であり、また、寄宿料の算定も大学法人化前の国立大学において一律に適用されてきた旧規定を準用し、学生委員会で寄宿料を検討し運営会議、経営協議会、財務委員会において承認を受けたものである。

なお、入居率は、4 人部屋の一般学生用寄宿舎(女子寮)は低く、国際学生宿舎の利用率は非常に高くなっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生支援のニーズを知るために、学生委員会による学生生活実態調査が 2 年ごとに実施されており、得られた結果の解析も学生委員会でなされ、教授会において報告書が各教員に配布されていることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。また、平成 18 年度には、学長と学生がコーヒーを飲みながら気軽に懇談するプレジデント・コーヒー・ブレーク・アワー（第 1 回）を開催され、従来から実施されている全学生及び全教職員が一堂に会しコーヒーやケーキを飲食しながら懇談する「全学懇談会」（年 1 回）に加え、学長と学生が学長室で定期的にコーヒー・ブレークすることで学生の意見や要望を直接聞き、活かすなど学生のニーズを知るための努力は十分行われていると判断できる。

また、進路に関する調査も、就職支援室がアンケート（対象：学部 3 回生及び大学院 1 回生）を実施し、学生からのニーズや支援の在り方等を収集・分析・把握し就職ガイダンスや各種ガイダンスに反映されている。

進路相談については、就職支援室が中心となって外部相談員 2 名（教員用、企業就職者用）を委嘱し対応している。教員就職希望者への対応として、毎月 1 回第 3 木曜日 13 時～17 時の間で対応するほか、教員採用試験期間に合わせて 6 月～7 月には相談日を追加して対応している。企業就職対応としては、毎週水曜日 13 時～17 時の間に対応しており、その他の時間については就職支援室員が対応している。

さらに、就職支援に関しては、平成 16 年度に従来の就職委員会を改組して「就職支援室」を設置し、外部就職専門会社と契約し、各種就職ガイダンス等を見直し就職支援の強化を図っている。このような努力の結果、平成 17 年 3 月卒業者については、教員就職率は 66.9% に達し中期目標の 60% を達成し、全国国立大学教員養成学部で第 5 位に躍進した。

留学生の生活支援のニーズ把握においても、留学生担当教員又は指導教員の面談や学生生活実態調査及び留学生アンケート等により把握に努めている。また、留学生には、チューター制度が取り入れられ、チューター連絡会議や講習会も行われており、留学生の勉学だけでなく生活面でのサポートも十分に行われていると判断できる。

不登校学生への支援策として、学生委員会（不登校学生支援対策委員会）及び保健管理センターが連携して早期対応している。

また、障害者に対する支援では、ノートテイカー及び施設面での支援が行われている。社会人に対しては、オフィスアワーや授業時間帯の配慮や指導方法において支援を行っている。以上のことから特別支援が必要とされる者に対して支援が適切に行われていると判断する。

課外活動の充実に関して、体育会や文化会が毎年、次期リーダー研修会を実施、また、学生委員会と顧問教員との懇談会を開催するなど、大学、顧問教員、部員の三者が現状把握と危機対応・管理に関する共通認識を持つよう努力している。

課外活動に対する財政的支援は増えていないが、学長裁量経費や営繕要求等によりグラウンド整備やプール改修等が実現しており、各サークルからの要望（用具・機械・楽器等の支援）については、順次整備に努めている。

その他、課外活動の振興策として体育活動については成績優秀者を対象に、また、文化系サークルにおいてもコンクール、発表会、展覧会等の入選者に学長又は学生委員会委員長表彰制度を設け、表彰を行っている。さらに、永年にわたるボランティア活動、学会発表表彰者を含めた学生を対象に学長表彰又は学生委員会委員長表彰を行っている。

独自の学生支援策として、学生企画活動支援事業があり、学生が自ら企画する事業のうち、優れたものに対して、大学が経済的支援等を行い、学生自身に実体験をさせることで、学生の企画力・実践力・社会性を高め、優れた教員等の養成に資することを目的としたものである。

【改善を要する点】

平成 15 年度及び平成 17 年度に実施した学生生活実態調査で、「オフィスアワーの制度を知らなかった」とするものが 40% 以上あった点については、周知方法等について改善の余地がある。ただし、これは学生がいつでも教員と相談できる様態にあるという小規模大学の特徴からであるとも考えられる。専攻学生の顔と名前が一致するだけでなく、生活の状況についてもおおよその情報を持っている（担任教員、クラブの顧問教員、ゼミ担当教員等）ためである。このような状況であり、オフィスアワーを知らないでも学生にとっては問題がない状況であることがこのような問題を生み出しているとも考えられる。

一般寄宿舎の入居状況は、平成 15 年度から 50% ~ 70% 台で推移しており、4 人部屋ということで女子学生には不評であり、個室化を視野に入れた検討を行っている。入学生の中には、経済的な理由から寮での生活が必要になっている。このような学生で 50 から 70% が入居しているのだと思われる。ニーズはかなり高いと思われる。寮での生活は単に経済的な側面だけでなく、多くのことが学べる場所でもあり、検討を急ぐ必要がある。

男子寄宿舎に関しては、すでにこの問題は解決していると判断できる。

（3）基準 7 の自己評価の概要

学習への相談・助言及び自主的学習環境等、学生の勉学上の支援全般について、きめ細かくカバーできていると考えられる。小規模大学で高畠団地という集約化されたキャンパスの有利な条件もあり、学生指導上の密度は高いと言える。加えて、学生の課外活動への支援については、学生委員会を軸とした幾重にも張り巡らされた“対応の糸”で十分な措置が施されていると言える。さらに特別な支援を必要とされる者（留学生や障害のある学生等）に対して、個別的なサービスまで行き届いている。

以上、基準 7 の学生支援については、完成度の高い体制が構築されてきたと言える。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8 - 1 - 1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に相応しい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる)が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学は高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てる場として、147,060 m²の校地（校舎等敷地 87,896 m²、屋外体育施設用地 26,537 m²、附属校園用地 32,627 m²）と延べ 31,943 m²の校舎(教育研究施設、共通施設)を保有する。教育研究施設は渡り廊下により接続された 7 棟の研究棟、また、研究棟に接続された講義棟、別棟の学術情報研究センターの図書館、情報館、教育資料館の 3 棟、教育実践総合センターからなる。また、講堂、体育館、武道場、舞踏室、課外活動施設、学生会館等の共通施設がある。屋外体育施設として、多目的運動場、テニスコート、弓道場、プール等があり、屋内体育施設とともに整備している。

講義棟 1・2 号棟は、平成 11 年度に使用状況調査を行い、その結果を基に平成 12 年に中教室を小・中教室に改修がなされた。講義室 27 室(総面積 2,067 m²、収容人数 1,765 人)の稼働率は 63% となっている。少人数教育が主で、大教室は 1 室のみ。情報館には実習室（2 室）が設置されている。

これらの教育・研究施設についての使用状況調査は、平成 12 年度に行った。平成 17 年度に再度使用状況調査を行い、使用者一覧表を作成した。平成 18 年度は現地調査を行い、教員研究室、実験実習室、大学院生室、共同利用スペース等の点検・評価を行った。稼働率の低い講義室、実験室等は共同利用スペースとし、退職した教員の研究室は学長預かりとし、「奈良教育大学施設の有効活用に関する要項」に基づいて期限を定めて貸し出している。

また、施設・設備のバリアフリー化については、講義室、研究棟についてはスロープ、エレベーターが設置されている。身障者トイレについても構内案内板に位置を明示しており、身障者トイレは随時改修を行ってキャンパスアメニティ環境を良くするようにしている。学生の自主学習用や議論の場として、学内に学生オフィス、交流ラウンジ、共同利用の情報室が配置されている。

これらの施設のうち特に学術情報研究センターは、教育と研究の要として、教員・学生・地域に広く活用され、本学の知的活動の中心の場として機能している。センターは、図書館部門、情報基盤部門、研究開発部門の 3 部門からなり、施設として、図書館、情報館、教育資料館の 3 棟を有する。学内の研究成果をインターネットで発信したり、情報システムを活かした教育の研究などを担っている。図書館は、総面積 2,396 m²であり、194 席の閲覧席を有している。平日は、9:00～21:00、共同パソコン室は、9:00～20:30、土曜日は、10:00～17:00、日曜日・祝日は休館であるが、試験前 3 週間・試験期間は、10:00～17:00 の間、開館している（資料 8 - 1 - 1 - A）。

資料 8 - 1 - 1 - A 図書館開館時間(時間外開館)一覧表 ([] はパソコン室)

期間 年度	平日(月~金)		土曜日	日曜日・祝日
	授業期間	教育実習期間		試験期
平成 15 年度	9:00~20:00 [9:00~18:00] 後期(10月)から 9:00~22:00 [9:00~21:00]	9:00~20:00 [9:00~18:00]	10:00~17:00 [閉室]	休館
平成 16 年度	9:00~22:00 [9:00~21:00]	9:00~22:00 [9:00~21:00]	10:00~17:00 [閉室]	休館
平成 17 年度	9:00~21:00 [9:00~20:30]	9:00~20:00 [9:00~19:30]	10:00~17:00 [10:00~16:30]	(試験前 1週間・試験期) 10:00~17:00 [10:00~16:30]
平成 18 年度	9:00~21:00 [9:00~20:30]	9:00~20:00 [9:00~19:30]	10:00~17:00 [10:00~16:30]	(試験前 3週間・試験期) 10:00~17:00 [10:00~16:30]

備考 : (1) 休業期は、平日(月~金)の9:00~17:00開館。土・日・休日は休館。

(2) 時間外の閲覧業務は、各日 2名(時間雇用職員)勤務。

(3) 平成 15 年度後期(10月)からは、時間外開館日の月曜日と、金曜日については、2名のうち1名は図書館職員が時差出勤で勤務。

図書館は約 30 万冊の蔵書を有し、教育研究活動の支援や学生の自主学習の支援を行っている(資料 8 - 1 - 1 - B)。各分野にわたる専門図書の中でも教育関係図書が多いのが特徴であり、閲覧・貸出のほか参考業務、文献検索、他図書館との相互利用(文献複写及び現物貸借)などに活用されている。情報検索用機器として、図書館システム検索専用端末(OPAC) インターネット接続パソコンを導入して、学内 LAN を介しての学外データベース CiNii や電子ジャーナルの利用のほか、スタンドアローンでの CD-ROM 資料の利用環境を提供している。検索端末は図書館内に設置しているが、各研究室及び学内にあるパーソナルコンピュータで、学内 LAN に接続されている端末であれば機種を問わず、検索が可能である。さらに、図書館内の視聴覚設備として AV コーナーを設け、CD、LD、DVD、VTR 等のコンテンツが利用できる。また、放送大学の受信設備を設置し、放送大学の講座を視聴することができる。

資料 8 - 1 - 1 - B 資料蔵書受入統計

蔵書冊数(平成 18 年 3 月 31 日現在)

和書	洋書	合計
256,915 冊	44,994 冊	301,909 冊

雑誌所蔵種類数(平成 18 年 3 月 31 日現在)

和雑誌	洋雑誌	合計
4,722 種	678 種	5,400 種

視聴覚資料所蔵数（平成 18 年 3 月 31 日現在）

マイクロフィルム	マイクロフィッシュ	カセットテープ	ビデオテープ	CD・LD・DVD	レコード	映画フィルム	スライド	CD-ROM DVD-ROM
10	2	13	34	136	8	3	15	37

図書受入冊数・雑誌受入種類数（平成 17 年度）

区分	和				洋				合計
	購入	寄贈	製本	計	購入	寄贈	製本	計	
図書（冊数）	5,386	1,280	172	6,838	196	18	101	315	7,153
雑誌（種類数）	289	1,374		1,663	154	18		172	1,835

正面玄関に入退館システムを導入しており、入館システムにより入館者チェックを行い、詳細な図書館利用者の把握を行っている。退館システムではブックディテクションを通過することにより、貸出処理を終えていない図書館資料の無断持ち出しを防止している。また、図書自動貸出システムを導入し、利用者が自分で図書を借り出すことが可能である。図書館職員の業務軽減と、利用者へのサービス向上となっている。

図書館は、正面玄関から閲覧室までが段差無しのフラット構造で、車椅子でも容易に利用が可能である。また、重量のある前後開閉式の扉から自動扉になり車椅子による入館が容易となった。ただし、この玄関までの坂道があり、ここに至るまでのバリアフリー化の検討が必要である。

平成 17 年 6 月、図書館内的一角に、絵本に親しむ「えほんのひろば」を開設した。毎週水曜日の午後に地域開放しているほか、学生を含むスタッフが蔵書と書架・面展台持参で小学校などを訪問して「えほんのひろば」を再現する出前サービスを行ったり、公開講座や絵本に関心のある人が絵本をテーマに意見交換・情報交換する場も提供したりしている。さらに、学部授業科目の障害児保育論及び大学院授業科目の保育内容論演習を行うなど教員志望の学生の教育支援を柱に、地域の子育て支援や地域連携も視野に入れた多彩な活動を展開している（別添資料 8 - 1 1 - 1）。

情報館は、3 階建で建物面積 772 m²を有し、学内共同教育研究施設として、コンピュータ&ネットワークシステムを整備運用し、教育・研究のための共同利用の場を提供している。WWW、e-mail をはじめとした学内ネットワークのサービスを行うとともに、教育・研究のための学内情報ネットワークの整備運用、及び学外の情報ネットワークとの接続運用を行っており、学内 9 ケ所・計 244 台の共同利用 PC と 4 ケ所のプリンターステーション（カラー機（情報館 3 F 実習室、情報館 2 F 実習室）、モノクロ機（図書館パソコン室、講義棟 301 パソコン室））を利用することができる。在学生は 1 年間 700 ポイントまでの印刷が可能である（モノクロ印刷は 1 枚 1 ポイント カラー印刷は 1 枚 4 ポイント。用紙はセンターが補給）。

共同利用 PC は、学生 ID によるログオン認証と、最新のウィルス対策ソフトによる検疫体制をセキュリティの基礎としている。また、統合ソフトをはじめエディタやビルダー、WWW ブラウザなど学生の教育・研究活動を支えるソフトウェアを充実させている。情報館内には、情報処理教育・情報教育用として、実習室に 83 台、演習室に 23 台の共同利用 PC と 2 台のカラーレーザープリンタが設置されている。学校現場で多く利用されている教育用ソフトや学習コンテンツを整備してある。演習室に設置の共同利用 PC には、Adobe IllustratorCS、Photoshop CS といったソフトウェアがインストールされており、美術科の教科専門科目や、学外講師を招いた講習会等に積極的に利用されている（別添資料 8 - 1 1 - 2）。

教育資料館は、建物の面積 360 m²を有し、本学学校史に関する資料、我が国の学制発足以降における奈良県下

の初等中等教育に関する資料を中心として、教育関係資料を収集、整理し、これを展示・保管している（別添資料8 - 1 - 1 - 3）。さらに、教員の美術工芸作品の展示等の利用に供するとともに、教育・研究発表の場として展示等にも活用されている。また、世界遺産関係のDVDを鑑賞する世界遺産ミニシアターも設置されている（別添資料8 - 1 - 1 - 4）。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況と以下の事実により、教育・研究の目標達成に必要かつ十分な施設・設備が整備され、有効に活用されているといえる。

本学の校地面積は、基準面積 11,450 m²の約 10 倍であり、校舎面積は、基準面積 11,221 m²の約 3 倍あり、大学基準の規定に適合している。

講義棟の講義室の全室に冷暖房用空調設備が設置され、良好な教育環境を確保している。

学生の居住環境向上のため、学生オフィス、交流ラウンジ、共用情報室を設置している。

施設・設備のバリアフリー化については、講義室・研究棟にスロープ・エレベータを設置しており、身障者用トイレの場所を明示している。ただし、図書館玄関に至る道のバリアフリー化の必要がある。

観点に係る状況のとおり、学術情報研究センター図書館、情報館及び教育資料館なども適切に整備、活用されている。

観点 8 - 1 - 2：教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

キャンパス情報ネットワークは、平成 7 年 3 月に学内 LAN (Local Area Network) が敷設され、平成 8 年 2 月には当時の図書館システムと学内 LAN を接続した。現在は、全棟を光ファイバ(1000BASE-LX, 1000BASE-SX 等)により高速通信できるように整備しているとともに、遠隔地の寮とは、指向性の無線 LAN によって接続している。キャンパス情報ネットワークは、学外接続として、広域イーサーネット(100Mbps)により、同志社大学 NOC を経由して学術情報ネットワーク(SINET)に接続している。教育・研究活動の利用をはじめ、研究情報の交流、地域・学校現場・企業等への各種情報発信等に利用されている。その際、安全に学外へ情報提供できるように、Firewall を整備運用している。この仕組みは、学内から学外へ不正アクセス等の迷惑行為が行えない仕組みとしても機能させている。キャンパス情報ネットワークには、あらかじめ登録された PC のみが接続できるようにする環境の整備は完了しており試行的に運用を開始している。このように、本学における情報アクセスの環境については、学内 LAN 及びアクセス機器に関してはほぼ整備されていると思われる。

また、共同利用 PC として、資料 8 - 1 - 2 - A (次頁) に示す設置場所に合計 244 台 (PC 1 台あたり学生 4.6 人) を配置し、学生の教育・研究活動に提供している。これらにより、学生は学生生活に必要な情報の収集だけでなく、レポート作成、メールの利用、学術情報の検索・収集などができる環境となっている。

資料 8 - 1 - 2 - A 共同利用 PC 設置場所

設置場所	PC	備考	固有のソフトウェア
管理棟 1F 「就職情報コーナー」	10 台		
情報館 3F 「3F 実習室」	83 台		AC3D、VRML
情報館 2F 「2F 実習室」	23 台		AC3D、VRML、Photoshop-CE、Illustrator-CE、Corel Painter-Ess
教育実践センター 「メディアルーム」	15 台	SONY-VAIO	Premier/ビデオ編集 一部の共通ソフトウェアは利用できません
図書館 「エントランス」 「パソコン室」	33 台	授業期間の土曜日利用可、 平日 8:30PMまで利用可	
新館 3号棟 2F 「数学計算機室」	15 台		AC3D、VRML
新館 2号棟 3F 「教育調査室」	15 台		一太郎
文科棟 1F 「情報サテライト」	10 台	8:30PMまで利用可	一部の共通ソフトウェアは利用できません
講義棟 「301 パソコン室」	40 台	8:30PMまで利用可	
合 計	244 台		

大学院研究科共通科目については、ビデオ収録した授業を後日、見ることができるようにし、現職教員などに提供している。

卒業生調査（平成 10 年度、平成 14 年度）の「コンピュータ設備の充実・整備」及び平成 17 年度在学生調査の「コンピュータ施設」に関しては、資料 8 - 1 - 2 - B のとおり調査結果が得られている。

資料 8 - 1 - 2 - B

	とても満足 + まあ満足	あまり + まったく不満足
コンピュータ設備の充実・整備 (平成 10 年度)	28.6%	43.8%
コンピュータ設備の充実・整備 (平成 14 年度)	14.3%	35.3%
コンピュータ施設(平成 17 年度)	70.1%	15.0%

近年、学内の利用内容の高度化・多様化がより一層進み、ファイルサーバーの増強と安全対策に対する需要は高まっていた。このため、今後の本学における学術研究および情報処理教育活動を一層支援することを目指し、情報システムを平成 17 年 2 月に更新した。また、この更新において、WebCT を導入し、授業に対するホームページを作り、授業に対する学生からの意見を集めることができる環境を整えた。

情報ネットワークを利用するための情報セキュリティポリシー及びキャンパスネットワーク利用規則等は、平成 18 年度中に整備を行う予定である。

情報処理教育用として、実習室に 83 台、演習室に 23 台の共同利用パソコンと 2 台のカラーレーザープリンタが設置されている。また、講義棟の情報サテライト及び教室には、学内 LAN に接続された 50 台の共同利用パソコ

ンが設置されている。

【分析結果とその根拠理由】

情報インフラとしてのキャンパスネットワークは、学生の快適な利用環境を与えている。情報アクセスの利便性はと高速性は、他の国立大学と比べても遜色はない。全1回生に課せられた学部共通科目「情報機器の操作」を履修した学生のWebよりの情報収集と検索、レポート作成、メール送受信等に応える体制となっている。情報関連の授業実施中であっても、端末利用上の負荷を感じさせない優れたネットワーク環境であると判断できる。

観点8 - 1 - 3：施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学における施設・設備の運用については、学内規則等で明確に規定し、これらの規則等は大学のホームページに掲載している（資料8 - 1 - 3）。教職員への利用方法・案内は、大学のホームページに掲載し、また、施設によってはパンフレットを作成している。一方、学生に対しては、入学時に「学生生活」（冊子）を全員に配布し周知している（冊子5 - 1 - 5）。

資料8 - 1 - 3 大学ホームページ『奈良教育大学規則集』に掲載している施設・設備の関係規程

<ul style="list-style-type: none">・奈良教育大学学生会館規則・奈良教育大学学生会館使用細則・奈良教育大学寄宿舎規則・奈良教育大学国際学生宿舎規則・奈良教育大学国際交流室使用規則・奈良教育大学学生オフィス使用規則・奈良教育大学大学院生研究室使用規則・奈良教育大学共同演習室使用規則・奈良教育大学共同実験・演習室使用規則・奈良教育大学情報サテライト室使用規則	<ul style="list-style-type: none">・奈良教育大学学術情報研究センター図書館利用規則・奈良教育大学学術情報研究センター図書館文献複写規則・奈良教育大学学術情報研究センター図書館利用細則・奈良教育大学学術情報研究センター情報館利用細則・奈良教育大学学術情報研究センター教育資料館利用細則・国立大学法人奈良教育大学講堂使用要領・国立大学法人奈良教育大学講堂使用細則・国立大学法人奈良教育大学職員会館使用要領・国立大学法人奈良教育大学施設使用要領
---	--

教育研究に関わる各施設については、設置の目的を学内規則で明確に規定している。これらの施設の運用規程等はすべて、大学のホームページか、各施設のホームページに記載されている。共同利用施設は、利用申請手続きをはじめ、教職員・学生が施設・設備を利用するための「利用細則等」を、各施設のホームページに掲載している。特に、学生には、全員に配付する「学生生活」ガイドブックの中に学内施設の案内を掲載して周知を図っている。

図書館は、「図書館利用案内」の冊子を用意し、新入生に対して、図書館利用のガイダンスを実施しているほか、新入生は必修科目「情報機器の操作」の中で、コンピュータの基本操作や情報モラル、学内ネットワークの利用等について学習する（別添資料8 - 1 - 3 - 1、8 - 1 - 3 - 2）（冊子8 - 1 - 3）。

【分析結果とその根拠理由】

本学における施設・設備について、運用方針等が規定され、全てホームページや冊子で公表されており、構成員に対して周知されている。各施設・設備について運用規程や運用規則等が明確に規定され、すべてホームページか、冊子で公表されており、構成員に周知されていると判断できる。

観点 8 - 2 - 1：図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

現在、本学には約 30 万冊の図書、逐次刊行物 5,400 誌、電子ジャーナル 1,183 誌、視聴覚資料 164 タイトル、また、各教科に関する科目に係る図書及び教職に関する科目に係る図書 192,156 冊や、貴重書、各種コレクションを収集所蔵し、学内外の利用に供している。また、紙雑誌の他電子ジャーナルの提供誌数の増を図っているところである。これらの電子ジャーナルの利用度は着実に増加しており、学内の情報基盤として定着し、重要な役割を果たしている。視聴覚資料に関しては、学習教材として使用するものから教養関係まで、また媒体別には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、ビデオ、カセットテープ、レコード、映画フィルム、CD、LD、DVD、スライド、CD-ROM、DVD-ROM など幅広く収集し利用に供している。

図書館では以前から推薦図書制度を設けており、講義に関連する図書や学生の教養を高める図書について教職員、学生からの推薦を随時受け付けており、図書館資料の充実を図っているところである。教員研究費で購入する研究用図書は、各教員の選定により購入し、その大半は各研究室に配置されている。図書館配分予算で購入する学術雑誌、図書、視聴覚資料及び推薦された図書等は、学术情報研究センター運営委員会で予算の範囲内で選定して購入している。

学生生活実態調査において、図書館の図書が全般的に古いことが指摘され、各分野の専門図書の充実、自然科学系新刊図書の充実への要望が出された。各教員に対し、限られた図書購入費の中で学生の切実な要求に応えられる図書を備えるため、各専攻分野における学習の必読図書・参考資料として学生に薦めていただく図書の推薦を依頼している（別添資料 8 - 2 - 1 - 1）。

教科書・指導書については、教育実習用として、奈良市内の主要小・中・高等学校が使用する教科書を主に購入している。小学校・中学校は本学附属校、奈良市教育委員会採用の教科書を各科目 3 冊ずつ、採用されていない教科書も各科目全種類を 1 冊ずつ購入している。高等学校は各科目 1 種類 1 冊購入している。指導書は、教科書に比べて高額であるため、附属小・中学校、教育委員会採用分各 1 冊、高校は購入した教科書対応分各 1 冊を購入し、教科書・指導書コーナーを設けて学生の利用の便に供している。

シラバス図書については、各授業科目を担当している教員が、履修する学生のために必読すべき図書、又は参考として読むべき図書として指定したものを整備し、シラバス図書コーナーを設けて学生の利用に供している。

人権教育関係図書・郷土関係資料について、本学は人権教育関係図書と郷土関係資料の収集に意を注いでおり、充実した蔵書を有している。これらの蔵書は、現職教員や広く地域住民への学術資料提供にも資すること大である。

このように図書館として、利用者の役に立つ蔵書構築を目指すことを基本とし、シラバス掲載資料や授業に必要な参考資料等、学習環境の整備のために必要なものについて購入を図っている。

これらの図書資料の利用は、平成 17 年度は、年間貸出冊数約 16,156 冊余りにのぼり、これを単純計算すると約 1,350 名の学生 1 人あたりの貸出冊数は約 12 冊となる（別添資料 8 - 2 - 1 - 2）。

現代の利用者の多様な資料要求に応えるためには、単館でのサービスには限界があるため、全国の大学が資料提供面で図書館間の相互協力を実施している。本学でも必要な資料を収集提供することとしているが、不足部分に関しては、この協力を通じて利用者の要求に応えることを行っている。平成 17 年度実績として、図書館資料の貸借では、本学から貸し出したもの 110 冊、本学が借り受けたもの 121 冊である。また、文献複写サービスでは、本学が受け付けたもの 969 件、本学から依頼したもの 1,026 件という状況である。

このほか、資料管理面では効率的で確実な資料提供につながるよう蔵書点検を行い、蔵書データ（OPAC）と図書資料の所在情報データをマッチングさせ、確実な利用につながるよう整備を進めている。また、大学改革に基づく開かれた大学を目指して、図書館では公共図書館に対しても文献複写や現物貸借等の相互利用を積極的に行っていている。

本学は、学術研究成果を学術情報研究センターが中心となり蓄積保存し、インターネットを通じて利用者の便に広く供する「機関リポジトリ」への取組が次世代学術コンテンツ基盤構築事業委託事業として採択された。

本学の「中期目標・中期計画」において、教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策として、「図書館による教育研究図書・資料の系統的整備を行うとともに、資料のデータベース化の促進と Web による検索利用機能の強化等、情報ネットワークを整備する。」と記載している。

平成 17 年度に、高等教育と学術研究活動を支える学術研究基盤として、附属図書館、情報処理センター、教育資料館の機能を統合して、学術情報研究センターを設置した。図書館情報をはじめとして、電子情報によって教育研究活動を促進するための組織的な体制を整えた。

【分析結果とその根拠理由】

学術雑誌の安定供給と多様なサービスの提供が実現されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料等、教育・研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると言える。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 課程認定大学実地視察において、実地視察委員の中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の委員の方から、小学校及び中学校の教科書出版社の教科書を購入し、利用に供している点が評価されている。
- ・ 教育実習用として、奈良市内の主要小・中・高等学校が使用する教科書を主に購入している。小学校・中学校は本学附属校、奈良市教育委員会採用の教科書を各科目 3 冊ずつ、採用されていない教科書も各科目全種類を 1 冊ずつ購入している。
- ・ 学術情報研究センター図書館「えほんのひろば」は、よりよい絵本の環境をつくり上げたいと学生達と試行を重ねている。特色ある図書館づくりの一環として、幼児教育を学ぶ学生の教育支援と、絵本を読み聞かせる実践の場を提供しようと開設した。特に、附属学校園との連携教育、また地域の家庭教育の支援を目的に開設したものである。
- ・ 教育資料館が提供しているホームページ掲載の本学所蔵資料（画像）が、出版物への掲載や放送で使用されるなど、資料の公開により、各方面で活用されている。
- ・ 施設・設備について、教育課程の実現に応える規模と種類は整備されている。また、それらの利用の方針や規則が明確に定められている。
- ・ 情報インフラとしてのキャンパスネットワークは、学生のレポート作成、情報検索、情報通信等、快適な利用環境を持っている。

【改善を要する点】

- ・ 蔵書の構成と充実について、本学では、「教職員及び学生等利用者にとって教育・研究活動に必要な資料を系統的に収集し、教員養成大学図書館として体系的で均整のとれた蔵書構成を図ることを目的とする」(奈良教育大学学術情報研究センター図書館図書資料収集方針)の主旨に従い、蔵書の充実に努めてきた。蔵書の構成としては、教員養成大学という特色上、文科系、理科系、芸術・体育系という広範な分野の蔵書構成を確立している。しかし、図書館資料費等の面から、基本図書を充実させるにも厳しい状態であり、アップトゥーデートに新刊図書を揃えるには困難な状況ではあるが、既に実施している教員推薦・学生推薦による図書購入を効果的に推進し、利用者の需要を的確に反映していきたい。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学の高畠団地において、施設整備について十分に整備された環境であり、教育課程の実現に応えるべく、有効に利用されていると言える。集約的な団地という有利な立地条件もある。情報ネットワークは非常に整備され、学生の勉学への有効な支援機能を果たしている。

図書館予算で購入する図書、学術雑誌、視聴覚資料等の選定は、学術情報研究センター運営委員会の審議を経て選定する。学術情報研究センター図書館は、人員と予算の効率的な運用のために、利用者の役に立つ蔵書構築を目指すことを基本とし、シラバス掲載資料や授業に必要な参考資料等、学習環境の整備のために必要なものについて購入を図っている。また、学術文献・資料の電子版の導入を積極的に推進するとともに、利用講習会を積極的に開催して、学生、教職員の利便を図っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9 - 1 - 1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点に係る状況】

教育活動の実態を示すデータや資料については、教務委員会（別添資料 2 - 1 - 2 - 3）、FD 委員会（別添資料 2 - 1 - 2 - 4）を中心として収集が行われ、事務局において管理・蓄積され、適切に分析を行う体制にある。

学生の成績管理は、事務局で厳格に行われている。実際の授業内容を示す資料として、シラバス、各教員による授業結果報告書が事務局で収集、管理されている。試験答案、レポート等成績の基礎資料、講義記録や講義に使用されたプリント、教材等は、各教員が収集し、蓄積している。

卒業論文及び修士論文については、各教員のもとに 5 年以上保管することとしている。修士論文のうち、本人と教員の了解が得られたものについては、附属図書館において写しを保管している。

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の実態を示すデータや資料については、教員また大学が収集して蓄積する体制にある。

教務委員会、FD 委員会を中心に適切に分析を行う体制にある。各教員が個別に保管しているデータの蓄積については、全学的に統一された措置が必要である。

観点 9 - 1 - 2 : 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

FD 委員会を中心として、毎年 2 回、前期授業終了時と後期授業終了時に、全開講科目に対して授業評価アンケートを実施している。実施率は、平成 14 年度の 51% から上昇し、平成 16 年度以降は 60~65% を維持している。教員の授業力についての諸項目はどれも 80% を超えた高い評価が得られており、満足度は 84~88% である。FD 委員会では毎年、アンケート項目内容の検討や、実施率向上などについて検討を重ねている（冊子 5 - 2 - 1、3 - 2 - 2）。

学生委員会を中心として、2 年に 1 回、「学生生活実態調査」を実施している。調査結果については各委員会が関連項目について分析を行い、報告書にまとめて全教員に配付される（冊子 7 - 1 - 3 - 1、7 - 1 - 3 - 2）。

「全学懇談会」が年 1 回開催され、学長をはじめ教職員と学生の意見交換を行っている。各教員はオフィスアワーを設定しており、学部及び大学院の授業及び研究について、学生から質問や相談を受ける体制にある。また学内には「学生なんでも提言箱」が設けられており、授業や学習環境についても随時意見を伝えることが可能である。

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートを継続的に実施し、実施率をさらに向上させ、学生の意見をより正確に把握することに努めている。評価結果については、改善に役立てる資料として、各教員に授業ごとに報告されている。学生生活実

態調査、全学懇談会、オフィスアワー制度、提言箱を通じ、学生の意見聴取や分析を行うことにより、自己点検・評価に適切に反映する体制を整備している。

観点 9 - 1 - 3 : 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

卒業生・修了生アンケートを実施し、その結果報告書を教職員に配付して周知している（冊子 9 - 1 - 3 - 1、9 - 1 - 3 - 2）。教育の状況に関する質問項目は、授業内容について、教育システム・カリキュラムについて、教員について、施設・設備についてである。それぞれに個別項目を設けて、満足度と不満足度を挙げてもらう形式及び自由記述形式から、卒業生の多くの意見を全教職員に周知することができ、在学生の満足度向上のために有効に反映されている。さらに充実させるために、就職先等へのアンケート調査の取組みが、現在準備中である。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生・修了生アンケートを実施し、教育内容の検討を行うための分析が詳細にされている。結果報告書を教職員に配付して周知し、自己点検・評価に反映する体制にある。多くの学外関係者から幅広い意見が反映されるよう、就職先等へのアンケート調査について検討を行っている。

観点 9 - 1 - 4 : 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生や学外関係者の意見や評価結果を、教務委員会、FD 委員会及び教授会において報告し、改善を求めている。教務委員会、教育課程開発室、FD 委員会においては、教育課程の見直しや教育の質の向上、改善のための取組について、継続的に検討が行われている。検討事項については、関連委員会や関連講座に随時、再検討が求められる。平成 18 年度から新しい教育課程組織が改編される際には、評価結果を踏まえて、教育システム・カリキュラム及び授業内容等について改善が加えられた（冊子 5 - 2 - 2）。

授業評価アンケート調査の集計結果については、授業科目担当の教員にフィードバックしている。同時に学務情報システムにおいて、少人数の授業科目（学部：2名以下）を除いて閲覧可能となっており、教員相互の改善に向けての資料となっている（資料 9 - 1 - 4）。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果は、教務委員会、FD 委員会、教授会において報告され、各教員にフィードバックされ、教育の質の向上と授業改善に向けての取組が行われている。教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策については、教務委員会において検討されている。

資料 9 - 1 - 4 学務情報システムの概要

教務課関係

1. 履修管理

(履修状況参照)

現在までの履修科目の登録状況が曜日別に表示され、履修登録期間中には、該当学期の履修登録をシラバスを参照しながら画面入力・確認できます。

2. 成績管理

(個人成績参照) 及び (単位修得状況参照)

現在までの履修科目の成績・登録状況と単位修得状況をリアルタイムに確認することができます。

3. シラバス

(シラバス参照)

履修計画の作成。履修登録に際して、該当する科目的シラバスを検索することができます。履修登録期間には、登録画面から参照できます。なお、シラバスは年度分を一括して掲載していますが、年度途中に掲載内容が変更されることがありますので、受講前に再確認してください。

4. 授業評価アンケート

(アンケート集計結果参照)

過去に履修登録した授業科目の授業評価アンケートの集計結果を参照するこができます。

就職支援室関係

1. 就職情報の検索ができます。

- ・企業情報
企業名、業種、事業内容、所在地、電話番号等
- ・求人情報
企業名、業種、所在地、連絡先、採用予定数、勤務地域等

2. 進路を登録します。

- ・進路希望入力
希望企業名、希望業種、希望職種、希望勤務地等
- ・就職活動入力
就職活動先、応募方法、結果、決定企業等

【出典：ホームページ「教職員の方へ - 学務情報システム（PRIVATE）】】

観点 9 - 1 - 5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

授業評価アンケート調査の集計結果については、授業科目担当の教員にフィードバックされる（冊子 5 - 2 - 1、3 - 2 - 2）。教員は、前年度のアンケート結果を翌年度の授業科目のシラバスに反映させて、授業内容や教材を改善している。

平成 16 年度 FD 委員会では、評価結果をより早く授業改善に反映させることを目的とする「中間授業評価アンケート」の開発を行い、平成 17 年度前期に試行実施した。少数の実施ではあったが、実施後の教員アンケートによると、教材や教授技術の改善に効果が認められている。

FD 委員会では毎年、公開授業研究を実施している。教員たちが学生を交えて、対象となった授業のあり方や問題点について意見交換される。意見交換による学生からの評価は、今後の改善に向けて個々の教員に大いに役立てられている。

【分析結果とその根拠理由】

教員は、授業評価アンケートの評価に基づいて、教育方法等の質の向上を図る体制にある。具体的には、シラバスにおいて、翌年度の授業計画や教材に改善が見られる。中間授業評価アンケート、公開授業研究においても、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

観点9 - 2 - 1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

FD委員会において、各年度のFD事業に関する実施計画を立て、授業評価アンケート、講演会、授業検討会等を実施している。その実施結果は、FD事業報告書、授業評価アンケート報告書としてまとめ、教職員に配布するとともに図書館において学生の閲覧が可能となっている（冊子5 - 2 - 1、3 - 2 - 2）。また、講演会、授業検討会の実施にあたっては、メールやポスター、チラシなどで教職員や学部学生、大学院生に参加を呼びかけている。

FD講演会、授業検討会については、終了後のアンケート調査により把握し、FD委員会で学生や教職員のニーズを反映している（別添資料9 - 2 - 1）。

【分析結果とその根拠理由】

全学的に学生による授業評価を実施し、その結果は授業を担当する各教員に知らせ、多くの教員が改善に取り組んでいる。

本観点に関する全学的な取組は概ね良好といえる。しかし、一部の授業に関しては授業評価を実施していない授業があり、その原因をさぐり改善をする必要がある。

観点9 - 2 - 2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

授業評価アンケートの集計結果を授業担当者にプリントで知らせ、授業改善の参考資料に活用するよう促している。また、公開授業研究も行い意見交換をしていることは、個々の教員の授業改善に役立っている。

学生による授業評価アンケートについては、さらに項目の見直しをして改善を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

FD事業全体が大学教育の質的向上や授業改善に結びついているかどうかという点からの取り組みが今後なされる必要がある。

観点 9 - 2 - 3 : 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

教育支援者として、教務課職員が授業評価アンケートの集計結果を各授業担当者に知らせ、学生には履修した授業科目のアンケート結果をホームページで見ることができるようしている。

教育補助者として大学院生を TA に採用し、実験・実習などの授業の充実に努めている(資料 3 - 4 - 1 - C)。

【分析結果とその根拠理由】

教務課職員は、個々に成績不振の学生や授業評価アンケートで顕著な授業について把握しているが、組織的に研修が行われているわけではない。TA についても同様に資質向上のための研修が必要である。

FD 委員会の活動と職員との連携がより一層できるような体制を作る必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育活動の実態を示すデータや資料については、教務委員会、FD 委員会を中心として収集が行われ、事務局において管理、蓄積され、適切に分析を行う体制にある。

FD 委員会を中心として、毎年 2 回、前期授業終了時と後期授業終了時に、全開講科目に対して授業評価アンケートを実施している。評価結果は、教務委員会、FD 委員会、教授会において報告され、各教員にフィードバックされ、教育の質の向上と授業改善に向けての取組が行われている。また、学生委員会を中心として、2 年に 1 回「学生生活実態調査」を実施し、調査結果については各委員会が関連項目について分析を行い、報告書にまとめて全教員に配付される。

「全学懇談会」が年 1 回開催され、学長をはじめ教職員と学生の意見交換を行っている。各教員はオフィスアワーを設定しており、学部及び大学院の授業及び研究について、学生から質問や相談を受ける体制にある。また学内には「学生なんでも提言箱」が設けられており、授業や学習環境についても随时意見を伝えることが可能である。

【改善を要する点】

教育活動の実態を示すデータや資料について各教員が保管しているものは、全学的に統一された措置が必要である。

多くの学外関係者からの幅広い意見が反映されるよう、卒業生や修了生の意見に加えて就職先等へのアンケート調査について検討を行い、実施することが必要である。

教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組をできるだけ速やかにかつ適切にすすめることも必要である。

(3) 基準 9 の自己評価の概要

教育活動の実態を示すデータや資料については、教員また大学が収集して蓄積する体制にある。また、教務委員会、FD 委員会を中心に適切に分析を行う体制にある。各教員が保管しているデータの蓄積については、全学的に統一された措置が必要である。

学生の意見の聴取については、FD 委員会を中心として、毎年 2 回、前期授業終了時と後期授業終了時に、全開講科目に対して授業評価アンケートを実施しており、教員の授業力についての満足度は 84 ~ 88% である。FD 委員会では毎年、アンケート項目内容の検討や、実施率向上などについて検討を重ねている。

学生委員会を中心として、2 年に 1 回、「学生生活実態調査」を実施している。調査結果については各委員会が関連項目について分析を行い、報告書にまとめて全教員に配付される。また、「全学懇談会」が年 1 回開催され、学長をはじめ教職員と学生の意見交換を行っている。各教員はオフィスアワーを設定しており、学部及び大学院の授業及び研究について、学生から質問や相談を受ける体制にある。また学内には「学生なんでも提言箱」が設けられており、授業や学習環境についても随時意見を伝えることが可能である。

学外者の意見の聴取については、いまのところ卒業生および修了生からのみにとどまっているが、今後は広く就職先や教育実習先など多くの意見を求める必要がある。

学生等による評価結果は、教務委員会、FD 委員会、教授会において報告され、各教員にフィードバックされ、教育の質の向上と授業改善に向けての取組が行われている。教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策については、教務委員会において検討されている。

教育支援者として、教務課職員が授業評価アンケート結果を集計し、各授業担当者に知らせ、学生には履修した授業科目のアンケート結果をホームページで見ることができるようになっている。また、教育補助者として大学院生を TA に採用してきたが、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組をできるだけ速やかにすすめることが必要である。

資料一覧（別添資料及び冊子）

別添資料

別添資料 1 - 1 - 1 - 1	『2006 年 大学概要』抜粋 - 沿革の概要
別添資料 1 - 1 - 1 - 2	『大学ホームページ』大学案内（沿革の概要） のページ
別添資料 1 - 1 - 1 - 3	『2007 年度 大学案内』抜粋 - 奈良教育大学の 3 つの柱
別添資料 1 - 2 - 1	『2006 履修の手引』抜粋 - はじめに
別添資料 1 - 2 - 2	『2007 年度 大学案内』抜粋 - 入学者受入方針（学校教員養成課程、総合教育課程）
別添資料 2 - 1 - 1	『2007 年度 大学案内』抜粋 - 担当教員等一覧（学校教員養成課程、総合教育課程）
別添資料 2 - 1 - 2 - 1	国立大学法人奈良教育大学教育企画委員会規則
別添資料 2 - 1 - 2 - 2	国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室要項
別添資料 2 - 1 - 2 - 3	奈良教育大学教務委員会規則
別添資料 2 - 1 - 2 - 4	奈良教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則
別添資料 2 - 1 - 5 - 1	奈良教育大学学術情報研究センター規則
別添資料 2 - 1 - 5 - 2	奈良教育大学保健管理センター規則
別添資料 2 - 1 - 5 - 3	奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター規則
別添資料 2 - 1 - 5 - 4	奈良教育大学教育学部附属自然環境教育センター規則
別添資料 3 - 1 - 6 - 1	国立大学奈良教育大学教員の任期に関する規則
別添資料 3 - 1 - 6 - 2	国立大学法人奈良教育大学特任教員規則
別添資料 3 - 2 - 2 - 1	国立大学法人奈良教育大学の試行評価実施指針
別添資料 3 - 2 - 2 - 2	国立大学法人奈良教育大学の平成 18 年度評価実施指針
別添資料 4 - 1 - 1 - 1	『2007 大学院教育学研究科』抜粋 - 「教育学研究科」の概要（設置の趣旨 ほか）
別添資料 4 - 1 - 1 - 2	『大学ホームページ』入学者受入方針（大学院修士課程 教育学研究科） のページ
別添資料 4 - 1 - 1 - 3	『平成 18 年度 特殊教育特別専攻科（情緒障害教育専攻）学生募集要項』抜粋 - 1. 目的 ほか
別添資料 4 - 2 - 1	現職教員等に対する昼夜開講の拡充について
別添資料 4 - 2 - 2 - 1	平成 19 年度特別選抜方法（私費外国人留学生）
別添資料 4 - 2 - 2 - 2	平成 19 年度編入学生募集人員・出願資格 ほか
別添資料 4 - 2 - 3	奈良教育大学入学試験委員会規則
別添資料 5 - 1 - 4 - 1	近畿教育系国立四大学単位互換に関する協定書

別添資料5 - 1 - 4 - 2	近畿教育系国立四大学単位互換に関する実施要項
別添資料5 - 1 - 4 - 3	奈良県内大学間単位互換協定書
別添資料5 - 1 - 4 - 4	奈良県内大学間単位互換に関する覚書
別添資料5 - 1 - 4 - 5	奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流に関する協定書
別添資料5 - 1 - 4 - 6	奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流に関する覚書
別添資料5 - 1 - 4 - 7	近畿地区5大学単位互換に関する協定書
別添資料5 - 1 - 5	奈良教育大学履修規則の運用について（申し合わせ）
別添資料5 - 2 - 2	学部シラバス記載モデル（H18.2.22 教授会資料）
別添資料5 - 2 - 3	平成18年度 就職支援プログラム実施計画表
別添資料5 - 6 - 1 - 1	奈良教育大学学位規則
別添資料5 - 6 - 1 - 2	個別専攻のテーマ発表あるいは中間発表のプログラムまたは資料
別添資料5 - 6 - 1 - 3	奈良教育大学学位規則に関する細則
別添資料5 - 6 - 1 - 4	奈良教育大学大学院転専攻・転専修・転分野に関する規則
別添資料5 - 6 - 1 - 5	大学院学生の附属校園への授業参観等の計画書
別添資料5 - 6 - 1 - 6	奈良市学校教育活動支援事業（スクールサポート）に関する協定書
別添資料5 - 6 - 2 - 1	テーマ発表会資料
別添資料5 - 6 - 2 - 2	平成18年度 ティーチング・アシスタント（T・A）推薦書
別添資料6 - 1 - 1 - 1	『大学ホームページ』入学者受入方針（アドミッション・ポリシー） - 教育学部のページ
別添資料6 - 1 - 1 - 2	広報誌『ならやま 2006年春号』抜粋 - 「カリキュラム・フレームワーク」小柳和喜雄
別添資料7 - 1 - 1 - 1	履修登録説明会資料
別添資料7 - 1 - 1 - 2	履修登録に当たって
別添資料7 - 2 - 1 - 1	奈良教育大学学生オフィス使用規則
別添資料7 - 2 - 1 - 2	奈良教育大学国際交流室使用規則
別添資料7 - 2 - 1 - 3	奈良教育大学情報サテライト室使用規則
別添資料7 - 2 - 2 - 1	奈良教育大学学生委員会規則
別添資料7 - 2 - 2 - 2	奈良教育大学学生表彰規則
別添資料7 - 2 - 2 - 3	『大学ホームページ』学生生活支援事業について のページ
別添資料7 - 2 - 2 - 4	『大学ホームページ』学生生活に関するお知らせ のページ
別添資料7 - 3 - 1 - 1	奈良教育大学学生相談室規則
別添資料7 - 3 - 1 - 2	保健管理センターカウンセリング相談内容等一覧
別添資料7 - 3 - 1 - 3	『保健管理センターホームページ』カウンセリングについて のページ
別添資料7 - 3 - 1 - 4	国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する規則
別添資料7 - 3 - 1 - 5	国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する指針
別添資料7 - 3 - 1 - 6	国立大学法人奈良教育大学人権・ハラスメント防止委員会規則
別添資料7 - 3 - 4 - 1	奈良教育大学授業料等の免除等に関する規則

別添資料7 - 3 - 4 - 2	奈良教育大学授業料免除等選考基準
別添資料7 - 3 - 4 - 3	奈良教育大学私費外国人留学生授業料特別免除選考基準
別添資料7 - 3 - 4 - 4	奈良教育大学日本学生支援機構奨学生推薦基準
別添資料7 - 3 - 4 - 5	奈良教育大学留学生後援会会則（案）
別添資料7 - 3 - 4 - 6	奈良教育大学留学生後援会奨学金募集要項（案）
別添資料7 - 3 - 4 - 7	奈良教育大学留学生後援会奨学生選考委員会規則（案）
別添資料7 - 3 - 4 - 8	奈良教育大学後援会会則
別添資料7 - 3 - 4 - 9	奈良教育大学後援会學習奨励費内規
別添資料7 - 3 - 4 - 10	奈良教育大学後援会學習奨励費支給要項
別添資料7 - 3 - 4 - 11	奈良教育大学寄宿舎規則
別添資料7 - 3 - 4 - 12	奈良教育大学国際学生宿舎規則
別添資料8 - 1 - 1 - 1	平成18年度 えほんのひろば活動状況 ほか
別添資料8 - 1 - 1 - 2	学術情報研究センター情報館 平成18年度（前期）教室利用状況
別添資料8 - 1 - 1 - 3	学術情報研究センター教育資料館 平成16年度・17年度月別入館者数
別添資料8 - 1 - 1 - 4	学術情報研究センター教育資料館 世界遺産マルチメディア・ルーム設備一覧 ほか
別添資料8 - 1 - 3 - 1	図書館ガイドンス 2006
別添資料8 - 1 - 3 - 2	電子ジャーナル利用説明会について（学内向け）
別添資料8 - 2 - 1 - 1	学生生活実態調査の集計結果の分析（図書館関係）
別添資料8 - 2 - 1 - 2	平成17年度 閲覧統計
別添資料9 - 2 - 1	FD講演会、授業交流会アンケート

冊子

冊子 1 - 1 - 1 - 1	中期目標・中期計画一覧表
冊子 1 - 1 - 1 - 2	2006 大学院学生便覧
冊子 3 - 2 - 2	平成 16 年度・平成 17 年度 ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書
冊子 5 - 1 - 1 - 1	全学テーマ別評価「教養教育」評価報告書（大学評価・学位授与機構）
冊子 5 - 1 - 1 - 2	2006 履修の手引
冊子 5 - 1 - 1 - 3	履修モデル
冊子 5 - 1 - 2 - 1	2006 授業計画 (SYLLABUS) [平成 18 年度 1 回生履修対象科目]
冊子 5 - 1 - 2 - 2	2006 授業時間割表
冊子 5 - 1 - 5	2006 学生生活
冊子 5 - 2 - 1	平成 15 年度 ファカルティ・ディベロップメント推進プロジェクト報告書
冊子 5 - 2 - 2	平成 18 年度 学部二課程再編による標準履修課程表の科目対応（平成 18 年度以降）について〔平成 17 年度以前入学者に適用〕
冊子 6 - 1 - 5	奈良教育大学の教育に関するアンケート結果 中間報告
冊子 7 - 1 - 3 - 1	平成 15 年度 学生生活実態調査報告書
冊子 7 - 1 - 3 - 2	平成 17 年度 学生生活実態調査報告書
冊子 7 - 1 - 3 - 3	平成 17 年度 進路に関するアンケート調査報告書（学部 3 回生対象）
冊子 7 - 1 - 3 - 4	就職支援室ニュース VOL2, VOL3
冊子 7 - 1 - 5	留学生の手引き
冊子 7 - 3 - 1 - 1	ハラスメントのないキャンパスづくりをめざして
冊子 7 - 3 - 1 - 2	保健センターだより
冊子 8 - 1 - 3	図書館利用案内 2006
冊子 9 - 1 - 3 - 1	奈良教育大学卒業生アンケート結果報告書（平成 16 年）
冊子 9 - 1 - 3 - 2	奈良教育大学大学院修了生アンケート結果報告書（平成 17 年）

点検評価委員会委員名簿(平成18年度)

(規程順)

職名	氏名
副学長(企画担当)	山邊信一
理事(教育担当)	重松敬一
理事(総務担当)	堀江克則
学長補佐(評価担当)	佐野誠
助教授	伊豆藏好美
助教授	越野和之
助教授	鳥居春己
助教授	山岸公基
附属幼稚園副園長	上野由利子
秘書・企画課長	岡田廣太郎
教授	福田清美

委員長

副委員長

おわりに

平成 18 年度に本学は外部評価を実施いたしました。委員長が記述されていますように、外部評価は認証評価を想定しながらも、自己点検・評価に対する客観性賦与の意義を有しています。今回は、外部評価委員には書面審査での評価作業に携わっていただきましたが、鋭く本学教育活動全般での特色や課題を御指摘いただきました。往々にして、組織の中にいる人間は、その中の視点や考え方で第三者のそれと異なった自己点検・評価に陥りがちです。客観的な目で見ていただき、自己評価での問題点を御指摘いただいたことは大事な機会と考えられます。改めて、御指摘いただいた事項を大学として綿密に考えていきたいと存じます。

外部評価委員の先生方には、本学自己評価書の精査と的確な御指摘・御提案をいただきました。重ねて御礼を申し上げますとともに、今後も本学の教育研究活動への御支援、御鞭撻をお願いいたします、おわりの言葉とさせていただきます。

平成 19 年 3 月

国立大学法人奈良教育大学
副学長（企画担当） 山邊信一

奈良教育大学外部評価報告書

発行日 平成19年3月

編 集 国立大学法人 奈良教育大学 外部評価委員会

発 行 国立大学法人 奈良教育大学

奈良市高畠町

印 刷 株式会社 春日

奈良市三条栄町9-18